

柳沢吉保の由緒と肖像

「大和郡山市所在 柳沢家関係資料に関する研究」報告書





图版 1 柳沢吉保像 永慶寺藏



図版 3-1 柳沢吉保像 常光寺蔵



図版 2 柳沢吉保像 一蓮寺蔵



図版 3-2 柳沢吉保像(常光寺蔵)の表具裂



図版4(上) 柳沢吉保坐像 図版5(下) 同夫人坐像 永慶寺蔵



图版6 柳沢吉保坐像 惠林寺藏

序

今から約三百年前、江戸幕府五代将軍徳川綱吉の絶大な信頼を得て、元禄・宝永の世の江戸幕府を動かした一人の政治家がいました。甲斐源氏にルーツを持った柳沢吉保です。

宝永元年（一七〇四）、吉保は、綱吉から幕府政治における功績を賞され、先祖の地である甲斐国を拝領して、甲府城とその城下町を整備しました。また、吉保は、戦国武将武田信玄を崇拜するとともに、その後継者となることを強く意識し、武田の伝統を受け継ぐことに努めました。

こうした吉保の事績は、今もなお、県都甲府市の街づくりや信玄を慕う山梨県民の気風に受け継がれています。しかしながら、柳沢家が甲斐国を統治した時代は、二十年間という比較的短い期間であったため、山梨には、その足跡を物語る資料が、十分に遺されていません。

ところで、当館では、平成二十三年度に、企画展「柳沢吉保と甲府城」を開催し、吉保に関わる資料を一堂に会して展示しましたが、この準備の過程で、柳沢家の移封先である奈良県大和郡山市に調査のため訪れたところ、これまで知られていなかった、甲斐国統治時代の柳沢家に関する資料を多数確認することができました。

そこで、当館では、平成二十四年度から共同調査・研究「大和郡山市所在柳沢家関係資料に関する研究」を実施し、これらの資料を改めて調査して、吉保と甲斐国との関係の解明をめざすことと致しました。本書は、その共同調査・研究の報告書であります。

最後になりましたが、本調査・研究の実施にあたって、かけがえのない御所蔵品の調査を御快諾いただきました御所蔵者の方々をはじめ、御協力を賜りました関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成二十七年三月

山梨県立博物館 館長 平川 南

目次

口絵	
序	
目次	
調査・研究の経緯と方針	1
第一部 柳沢吉保の肖像について	
第一章 画像の調査と考察	4
はじめに	4
(1) 吉保像の種類	4
(2) 表具から見た伝来の状況	6
おわりに	10
第二章 彫像の調査と考察	12
はじめに	12
(1) 永慶寺像について	12
(2) 恵林寺像について	14
(3) 制作背景について	15
おわりに	16
第二部 柳沢吉保の由緒について	
第三章 柳沢家系図の調査と考察	22
はじめに	22
(1) 幕府に提出された柳沢家系図	22
(2) 柳沢文庫収蔵の柳沢家系図	24
おわりに	27
第四章 吉保による武田家遺制の継承	29
はじめに	29
(1) 恵林寺所蔵資料	39
(2) 大和郡山市伝来資料	41
おわりに	43

第三部 永慶寺について

第五章 永慶寺什物の調査	46
はじめに	46
(1) 永慶寺の主な什物	46
(2) 『龍華山御建立以来諸色書留 一』記載の什物	49
おわりに	54
第六章 永慶寺の創建と郡山移転	55
はじめに	55
(1) 永慶寺の創建	55
(2) 柳沢家の郡山転封と永慶寺	58
おわりに	62

付録 資料編

「豊田家史料」の内 調査対象文書目録	66
主な古文書の翻刻	69
執筆分担	73

凡例

- ・本書は、平成二十四年度から同二十六年まで実施した山梨県立博物館 共同調査・研究「大和郡山市所在柳沢家関係資料に関する研究」の調査・研究報告書である。
 - ・釈文・銘文等の表記において、欠損等により判読できない文字は□で示した。また、印を「」内に表記した。なお、翻刻した古文書の改行箇所は／で表した。
 - ・柳沢吉保は房安・保明ほかを、また吉里は安暉・安貞ほかを名乗ったが、本書では吉保・吉里に統一した。なお、苗字は正式には「柳澤」であるが、本書では原則として柳沢と表記した。
 - ・本書の編集は、西川広平、近藤暁子（当館学芸員）が行った。また、執筆は、巻末の執筆分担のとおりである。
 - ・掲載写真は、金井杜男氏、竹本春二氏が撮影した。また、調査写真は、当館職員によって撮影されたものを使用した。
- (表紙) 絹本着色 柳沢吉保像 (永慶寺蔵)
(裏表紙) 旗指物図 (大和郡山市教育委員会蔵「豊田家史料」)

調査・研究の経緯と方針

(1) 名称

共同調査・研究「大和郡山市所在 柳沢家関係資料に関する研究」

(2) 期間

平成二十四年度～平成二十六年

(3) 担当職員

高橋 修 (学芸員、平成二十四年度のみ)

西川広平 (学芸員)

近藤暁子 (学芸員)

(4) 活動記録

・平成二十四年十月二十三日(火) 大和郡山市教育委員会において「豊田家史料」を調査

・同 十二月十一日(火) 永慶寺(奈良県大和郡山市)において、『龍華山御建立以来諸色書留 一』を調査

・平成二十六年三月七日(金) 永慶寺において、『龍華山御建立以来諸色書留 一』をもとに、同書に記載された什物の所在確認調査

・同 三月八日(土) 奈良県立図書館(奈良市)において、明治二十四年(一八九一)生駒郡役所「神社明細帳」等を調査し、柳澤神社の什物を確認

(5) 活動内容

宝永元年(一七〇四)から享保九年(一七二四)にかけての二十年間、甲斐国は柳沢吉保・吉里父子を藩主とする甲府藩の統治下にあった。吉保については、幕閣としての活動に注目が集まってきたが、この時代に、甲府城と城下町の整備や検地の実施、新甲金の鑄造、用水路の築造など、近世甲斐国の基盤整

備が進んだことは、先行研究の成果により、既に周知のところである²⁾。

しかしながら、享保九年(一七二四)、吉里が甲府から大和国郡山(奈良県大和郡山市)に転封となったことにもない、柳沢家の甲斐国の統治を物語る資料も藩主・家臣とともに郡山へと移されたこと等の事情によって、当時の甲斐国の政治・経済・文化的状況は必ずしも明らかとなっていない。

そこで、山梨県立博物館では、平成二十三年度に開催した企画展「柳沢吉保と甲府城」展に際して、郡山に移封となった柳沢家の旧家臣の子孫に伝わった古文書群である「豊田家史料」(大和郡山市教育委員会蔵)や、吉保の菩提寺永慶寺(大和郡山市)所蔵の絵画等の調査を実施したが、この過程で、これまで学界において十分に知られていなかった資料の存在が明らかとなった。このため、これらの資料の調査・研究を実施し、県内外の方々にその成果を還元することを目的として、本調査・研究に着手した。

初年度となる平成二十四年度には、これまで「柳沢吉保と甲府城」展等をとおして所在が確認されていたが、調査・研究が実施されてこなかった資料の調査を行った。具体的には、「豊田家史料」のうち、幕府法令の覚書や六代将軍に内定していた徳川家宣(前甲府藩主徳川綱豊)への献上品の目録などを調査した。

また、『龍華山御建立以来諸色書留 一』は、永慶寺の由緒と什物などを挿図入りで記載したものであるが、これまで公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会(以下「柳沢文庫」という)に収蔵された当該資料のみが確認されていた。ところが、この度、永慶寺にも同様の資料が存在することが判明し、改めて当該資料の調査を実施した。

続いて平成二十五年度には、同二十四年度に調査および写真撮影を行った『龍華山御建立以来諸色書留 一』(永慶寺蔵)を基にして、同書に記された甲府における永慶寺創建当時の仏像や什物が現在の永慶寺に現存するかの有

無を確認する調査を実施した。また、奈良県立図書館情報館に収蔵されている、明治二十四年（一八九二）に生駒郡役所が作成した『神社明細帳』等を調査し、それに吉保・吉里関係の什物等が記載されているかを確認した。

そして、吉保の没後三百年にあたる平成二十六年度は、「柳沢吉保と甲府城」展も含めて、これまでに蓄積された調査・研究成果を本報告書にまとめる作業を行った。この中では、特に吉保の由緒や肖像の分析に焦点を当てて対応した。

（6）総括

本調査・研究の結果、吉保の肖像（画像および彫像）や柳沢家の系図類、永慶寺の什物の状況等、これまで十分に研究されてこなかったテーマについて、新たな知見を得ることができた。この結果を次にまとめる。

まず、第一部「柳沢吉保の肖像について」では、吉保を像主とした画像四幅（一蓮寺所蔵本・常光寺所蔵本・柳沢家所蔵本「柳沢文庫保管」・永慶寺所蔵本）、および彫像二軀（恵林寺像・永慶寺像）を確認し、各像相互の関係性やそれらが作成された動機について考察した。特に、今回初めて詳細を確認できた永慶寺所蔵本を含めて、吉保像の作成過程を明らかにした。

次に、第二部「吉保の由緒について」では、「清和源氏武田流甲斐国主系図」（柳沢文庫蔵）をはじめとする柳沢家系図の成立過程について考察した。また、吉保による恵林寺（山梨県甲州市）への什物寄進をおとした、武田信玄に対する崇拜や遺制継承の変遷について考察した。この結果、新規に大名家として成立した柳沢家を武田家の後継者と位置付けることで、吉保は家中および幕府における権威を高める効果を意図したことなどを指摘した。

そして第三部「永慶寺について」では、『龍華山御建立以来諸色書留 一』をもとにして、開創時における永慶寺什物の所在を確認するとともに、開創から郡山移転に至るまでの同寺の変遷過程と移転の理由などを考察した。この結果、甲斐国での開創当時以来、永慶寺に伝来してきたと考えられる什物

が、仏事による使用で消耗してしまうものを除き、現在においても比較的多く同寺に現存していることなどを指摘した。

これらの調査・研究の結果、吉保は、甲斐国および先祖である甲斐源氏・武田家との関係を重視しており、そのことが、甲府藩主として、自らが甲斐国を統治する正統性を示すための淵源となるよう図っていたことが、改めて明らかとなった。

一方、本調査・研究では、吉保の肖像や由緒の分析を中心としたため、柳沢家による甲斐国統治の状況、特に吉里の時代における甲斐国との関係の解明については、調査・研究の対象に加えることができなかった。

近年、山梨県内でも、発掘調査等による甲府城の整備状況や、県内寺院が所蔵する吉里ゆかりの建築物・工芸品の所在が明らかとなるなど、柳沢家による甲斐国統治の足跡に関する資料の発見が相次いでおり、今後、これらを含めた調査・研究の実施が必要である。

先述したように、本報告書が刊行される平成二十六年度は、吉保没後三百年の節目にあたり、吉保への関心の高まりが見られるが、本調査・研究の成果が、今後の吉保を対象とした企画展や研究発表の中で活用されることを期待する。

最後に、本調査・研究の実施にあたって御支援・御協力をいただいた皆様に、改めて感謝申し上げます。

註

（1）森田義一『柳沢吉保』（新人物往来社、一九七五年）、福留真紀『徳川將軍側近の研究』（校倉書房、二〇〇六年）、同『將軍側近柳沢吉保―いかにして悪名は作られたか―』（新潮新書、二〇一一年）ほか。

（2）『柳沢吉保と元禄文化』（財団法人武田信玄公宝物保存会、一九七五年）、『甲府市史』通史編二近世（甲府市役所、一九九二年）、『山梨県史』通史編三近世一（山梨県、二〇〇六年）ほか。

第一部

柳沢吉保の肖像について

第一章 画像の調査と考察

はじめに

柳沢吉保は、自らの姿を画像や彫像として記録し、後世に伝えた。山梨県立博物館による調査等をふまえ、現在、画像を四幅（一蓮寺所蔵本・常光寺所蔵本・柳沢家所蔵本「柳沢文庫保管」・永慶寺所蔵本、以下「一蓮寺本」「常光寺本」「柳沢家本」「永慶寺本」と言う）、また彫像を二軀（恵林寺像・永慶寺像）確認することができる。江戸時代前期から中期にかけての大名の中で、これだけの数の肖像を遺した人物は稀有である。

山梨県立博物館では、「柳沢吉保と甲府城」展の開催に際して、所蔵者よりこれらの肖像を出品いただき展示するとともに、調査を行う機会を得た。この結果、これまで知られていなかった新たな画像を確認することができたほか、彫像の像内銘を解読することができた。

本章では、現存する吉保の肖像のうち、画像を対象とした調査の結果を報告するとともに、それをふまえて、各像相互の関係性やそれらが作成された動機について考察する。

(1) 吉保像の種類

前述のとおり、柳沢吉保の画像は、一蓮寺本（山梨県甲府市）・常光寺本（山梨県韮崎市）・柳沢家本（奈良県大和郡山市）・永慶寺本（同）の四幅が確認されている。このうち、従来よりその存在が知られていたのは、一蓮寺本・常光寺本・柳沢家本の三幅であり、永慶寺本は、山梨県立博物館による調査の結果、初めてその内容を詳しく確認することができた画像である。

こうした吉保の画像に関する記録は、江戸時代に遡る。すなわち、吉保の

公用日記である『樂只堂年録』^③ 第二百二十一巻の元禄十六年（一七〇三）八月二十六日条には、次のように記されている。

【資料1】

去秋、画工狩野常信に吉保が寿影三幅を画しむ。今日自其上に題す。一幅は束帯して太刀を帯、前に文台を置、上に古今和歌集を載す。題していはく。尾に吉保と羽林次将と云へる二印を用ゆ。

仙洞叡覽、吉保所詠名所百首の内

御長點着歌

あらし吹いこまのやまの

秋の雲くもりみはれみ

月そ更行

朝日影さらす手つくり

つゆちりてかきねにみたす

玉河の里

また一幅は烏帽子・直垂を着て小さ刀を指、手に払子を持つ。題していはく。首に新羅三郎廿世後胤と云へる印。尾に吉保と羽林次将と云へる二印を用ゆ。

汝是我我非汝

何用分假分眞

腰佩金剛寶劔

掃退野鬼閑神

吉保自題

また一幅ハ束帯して太刀を帯、前に文台を置、上に軍令を載す。題していはく。印前に同し。

雲壽帷幄

決勝千里

還笑子房錯費工

韜畧從來夢郭裏

吉保自題

文台に載たる詞は、

軍令

法性院殿軍

令式拾九箇

條悉在家傳

今令増減新

定軍令畢各

各當守此旨

資料1によると、元禄十六年（一七〇三）八月、吉保は、前年秋に狩野常信が描いた三幅の自らの画像に対して、賛を記した。これら三幅の画像は、①束帯姿で前方の文机に『古今和歌集』を置いた画像、②直垂・烏帽子姿で手に払子を所持した画像、③束帯姿で前方の文机に「法性院殿」すなわち武田信玄ゆかりの「軍令」を置いた画像という、それぞれの特徴がある。なお、狩野常信（寛永十三年～正徳三年「一六三六～一七一三」）は、幕府の奥絵師を務めた狩野家の内、木挽町狩野の当主である。

先行研究では、資料1に記述された吉保像の特徴に基づき、三幅の画像が、現存するどの吉保像に該当するのかが考察されてきた。この結果、上記①が一蓮寺本、また②が柳沢家本、③が常光寺本にそれぞれ該当することが指摘されている。以下、これら三像の概要を記す（寸法の単位はいずれもセンチ

メートル⁽⁴⁾）。

○一蓮寺本（絹本着色、縦一四〇・八 横九二・八、山梨県指定文化財）

【巻頭図版2】

像主は、四位以上の正装である黒袍の束帯姿で、右手に笏を持ち、左腰に太刀を佩き、高麗縁の上畳に坐る。像主の前には、若松文の蒔絵がほどこされた黒漆の文机があり、その上に青表紙に金泥で梅と小禽が描かれた『古今和歌集』二冊が置かれている。太刀には花菱、平緒には四花菱の柳沢家の家紋、袖口からは朱の単がのぞく。

画像の上部には吉保が詠んだ和歌二首が自賛されている。これらは、吉保が名所を詠んだ和歌百首のうち、霊元上皇（仙洞）から秀作との評価を受けた和歌である。

【賛文】

仙洞叡覽吉保所詠名所百首之内／御長點之歌

あらしふく伊駒の山の／秋の雲 くもりみはれみ／月そふけゆく

朝日影さらすてつくり／つゆちりて かきねにみたす／玉河のさと

（印）「吉保」「羽林次将」

○柳沢家本（絹本着色、縦一〇六・七 横九〇・三、大和郡山市指定文化財）

像主は、深緑の狩衣に烏帽子を身に着け、右手に払子を持ち、腰に刀を差す。狩衣の文様には四花菱、払子の柄には花菱が使われている。像主の面貌の賦彩は、一蓮寺本および常光寺本と比較するとやや本図が淡く、また像主の臉を二重で表現している点異なる。

【賛文】

（関防印）「新羅三郎廿世後胤」

汝是我我非汝／何用分假分眞／腰佩金剛寶劍／掃退野鬼閑神

吉保自題

(印)「吉保」「羽林次将」

○常光寺本(絹本着色、縦一四七・七 横九二・八、山梨県指定文化財)

【巻頭図版3-1】

像主の面貌・像容・衣服・太刀・平緒の細部の裝飾は、一蓮寺本と一致し、同じ粉本を用いている。像主の前には素地の唐様の文台が置かれ、「軍令」が書かれた文書一巻が開かれている。賛文は『史記』の高祖本紀から引用した漢詩である。

【賛文】

(関防印)「新羅三郎廿世後胤」

雲籌帷幄／決勝千里／還笑子房錯費工／韜畧從來寥廓裏

吉保自題

(印)「吉保」「羽林次将」

【軍令詞】

軍令／法性院殿軍／令二十九箇／條悉在家傳／今令増減新／定軍令畢各
／各當守此旨

このように、資料1の内容に沿った上記の吉保像三幅の存在が、既に周知のところである。このうち、一蓮寺本および常光寺本では、吉保は冠に束帯という朝廷の正装を纏う一方、柳沢家本では、吉保は烏帽子に狩衣という幕府の正装を身に付けている。

また一蓮寺本では、古今和歌集および靈元上皇から高く評価された吉保の和歌が描写され、公家文化に造詣が深い吉保のイメージを表現しているのに

対して、常光寺本では、「法性院殿軍令二十九箇條」と記された武田信玄(法性院殿)が定めたと伝わる軍勢の規則、および『史記』の一節が描写され、武家文化を継承した吉保のイメージを表現している。

したがって、これらの吉保像は、幕閣の中心を担いつつも朝廷との親交が深く、公武に渡って影響力を發揮した吉保を象徴する描写となっていると考えられる。⁽⁶⁾

(2) 表具から見た伝来の状況

ところで、吉保像のうち一蓮寺本および常光寺本について、元文五年(二七四〇)に柳沢家重臣の數田重守によって編纂された『甲州龍華山御建立次第』⁽⁷⁾には、次のように記されている。

【資料2】

左之両寺者御本国、其上御由緒御座候付、

永慶寺様深キ 御思召二而 御画像御納置

被遊候、御束帯御装束被為召、狩野養朴奉御写シ

同国時宗

一、御画像 御一幅

一蓮寺

御掛地

長七尺八分

中三尺五寸三分

御束帯 狩野養朴法眼書

御前 御文台古今集

(和歌中略)

同国青木村禪宗

一、御画像 御一幅 常光寺

御掛地

長七尺八分

巾三尺五寸三分

御束帯 狩野養朴法眼書

御前 御軍令

(「軍令」中略)

一、御表具上下白地雲やり金入

一、中紺地、若松、割菱御紋金入

一、一文字風帯茶地、若松、割菱金入

一、御軸したん

一、御内箱島桐きてうめん、縁金粉いつかけ

一、御金物赤銅、紐茶ねりくり

一、御外箱溜ぬり、鉄錠前

御二幅共同御仕立也

右

御画像、常々御箱之儘安置、若上下誰人によらす

拝し申度と申面々有之者、拝させ可申旨

御意二付、懸両寺江其趣申渡ス、

然所御国替之節、柳沢権大夫存寄二而有之哉、

御画像御二幅共二龍華庵二御納り御座候

資料2には、一蓮寺本および常光寺本について、資料1と同様に描かれている内容の記載に加えて、これらの画像に用いられている表具の仕様が説明

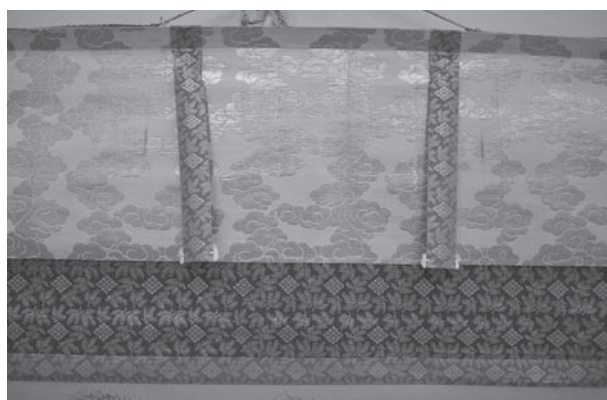


図1 一蓮寺本の表具裂



図2 常光寺本の表具裂

されている。すなわち、両本ともに、上下は白地に雲やり、仲廻しは紺地に若松割菱、一文字・風帯には茶地に若松割菱、軸は紫檀、内箱は桐箱で面取りした角に金泥が引かれ、金物は赤銅、紐は茶色、外箱は溜塗りと記されている。

現状の一蓮寺本および常光寺本の表具や箱を見比べると、両本ともに、上下は白地に雲やり、また仲廻しは紺地、一文字・風帯は茶地でそれぞれ若松割菱の文様が描かれている(図1、図2、巻頭図版3―2参照)。そして、一蓮寺本の内箱は、白木に金泥で縁取りされている一方(図3参照、なお常光寺本は内箱が欠失)、両本の外箱は、朱の漆塗で花菱紋が二つ描かれている(図4、図5参照)。

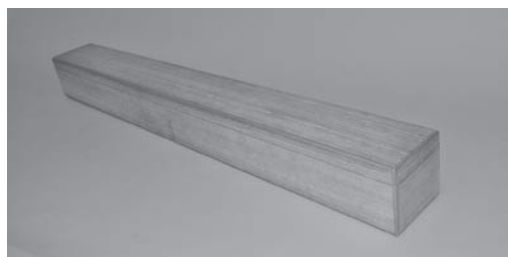


図3 一蓮寺本の内箱



図4 一蓮寺本の外箱

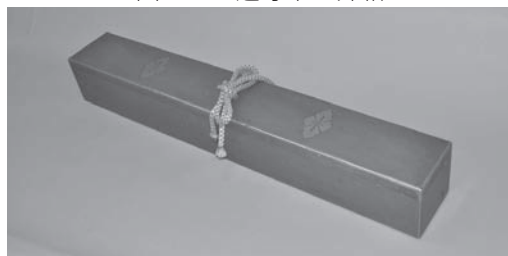


図5 常光寺本の外箱

このように、一蓮寺本および常光寺本については、資料2の記述どおりの仕様であることが判明した。したがって、資料2の記載内容については信憑性が高いと判断される。

それでは、資料2には記載されていない柳沢家本に用いられた表具は、一蓮寺本および常光寺本の表具の仕様と一致するのであろうか。柳沢家本を実見すると、上下・仲廻し・一文字・風帯ともに一蓮寺本・常光寺本とは異なり、上下・仲廻しは紺地および茶地と思われる裂が向後に配置されている。また、黒漆塗りの外箱には、花菱紋が二つ配されている。したがって、柳沢家本は一蓮寺本および常光寺本とは異なる表具および外箱が使用されていることが確認され、少なくとも、現状の柳沢家本の表具は、資料2とは一致していない。このように、一蓮寺本・常光寺本とは区別される柳沢家本の特異性が見受けられるところであるが、この一方、平成二十二年度、翌年に開催が予定さ

れていた「柳沢吉保と甲府城」展に関わる資料調査のため、筆者が永慶寺を訪問した際、これまでに詳細が知られていなかった吉保像を確認することができた。その概要を以下に記す。⁸⁾

○永慶寺本（絹本着色、縦一九・九 横九二・三）【巻頭図版1】

像主は、深緑の狩衣に烏帽子を身に着け、右手に払子を持ち、腰に刀を差している。狩衣の文様には四花菱、払子の柄には花菱が使われている。描かれている内容は、柳沢家本と一致しており、『樂只堂年録』に記載された「烏帽子直垂を着て小さ刀を指 手に仏子をとる」容姿をしている。また、像主の面貌の賦彩は、一蓮寺本および常光寺本と同様である。

なお、本図の表具は、柳沢家本とは異なり、仲廻しに茶地、一文字・風帯に紺地の若松割菱文がそれぞれ用いられている（図6参照）。この一方、箱の仕様については、内箱は白木に金泥で縁取り（図7参照）、また外箱は朱の漆塗で花菱紋が二つ描かれており（図8参照）、一蓮寺本および常光寺本と一致している。内箱の蓋に記された箱書によると、かつて本図は黄檗宗の大本山である萬福寺（京都府宇治市）の塔頭真光院に伝来していたことが判明する。

【賛文】

（関防印）「新羅三郎廿世後胤」

汝是我我非汝／何用分假分眞／腰佩金剛寶劍／掃退野鬼閑神

吉保自題

（印）「吉保」「羽林次将」

【内箱蓋箱書】

甲斐前国主源保山老居士尊像 黄檗真光院供鎮

上記のとおり、永慶寺本は、描かれている内容が柳沢家本と一致するとともに、表具や箱から独自の情報を得ることができる。まず、表具裂に注目す

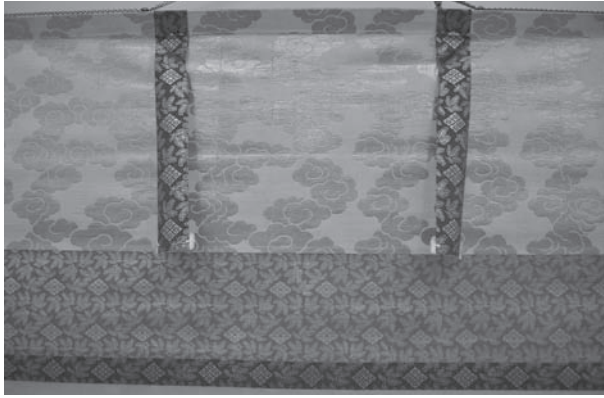


図6 永慶寺本の表具裂

これらの状況から判断すると、永慶寺本は、一蓮寺本および常光寺本と関連しながら、それらと同時に制作された可能性が高い。すなわち、永慶寺本は、資料1に記されている、元禄十五年（一七〇二）に制作された吉保画像三幅のうちの一幅であると考えられる。

また、内箱の蓋に記されている箱書によると、永慶寺本は、永慶寺が所持する以前に、黄檗宗の大本山である萬福寺の塔頭である真光院に伝来していたという。真光院は、吉保の正室定子夫人の菩提寺であり、甲府時代の永慶寺の塔頭として建立された。その後、享保九年（一七二四）における吉保の子吉里の大和国郡山

ると、永慶寺本の仲廻しに用いられている茶地の若松割菱文は、一蓮寺本および常光寺本の一文字・風帯で使用されている裂と一致している。また、永慶寺本の一文字・風帯で用いられている紺地の若松割菱文は、一蓮寺本および常光寺本の仲廻しで使用されている裂と一致している。

このように、永慶寺本に用いられている表具の裂は、一蓮寺本および常光寺本の表具の裂と対照的になるよう工夫されていることが判明する。このことは、永慶寺本の像主が幕府の正装である狩衣姿であるのに対して、一蓮寺本および常光寺本の像主がそれと対照的に朝廷の正装である束帯姿であることも関連していると推測される。



図7 永慶寺本の内箱

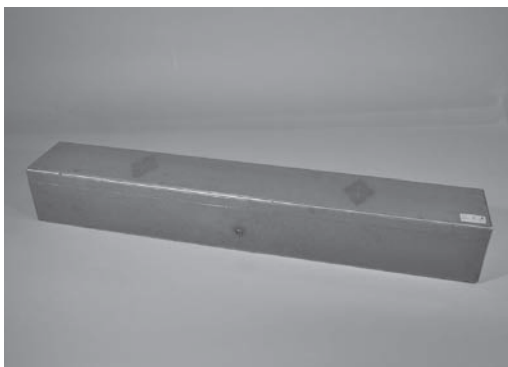


図8 永慶寺本の外箱

移封に際して、萬福寺のもとに移管されたと考えられる。したがって、永慶寺本は、吉保の存命中もしくは没後に吉保の菩提寺である永慶寺の管轄下に寄進され、吉保を供養するための寿像として伝来してきたのではないだろうか。

この一方、永慶寺本と描かれている内容が一致している柳沢家本の伝来過程については、同本が柳沢家の所蔵となっていたことから判断すると、吉保の存命中もしくは没後に、柳沢家が永慶寺本を同寺に寄進するに際して、永慶寺本を正確に模写するとともに吉保の印を捺して、柳沢家歴代が受け継ぐ家伝の画像として重じられてきたことが推測される。

このように、永慶寺本および柳沢家本の伝来過程が推測されるが、ここで一蓮寺本および常光寺本の伝来過程についても考察する。まず、吉里の公用日記『福寿堂年録』の正徳五年（一七一五）三月十八日条には、一蓮寺本の伝来について、次のように記されている。

【資料3】

永慶寺殿の遺命によりて、甲州稲久山一蓮寺へ狩野中務卿法眼養朴が画けるその影像の掛物一幅并に念仏図説掛物一幅を寄附す。影像ハ束帯にて前に古今和歌集を図す。(省略)

また、資料3の翌日にあたる同書の正徳五年三月十九日条には、常光寺本の伝来に関する記載がある。

【資料4】

永慶寺殿の遺命によりて、甲州青木村武隆山一蓮寺へ狩野中務卿法眼養朴が画ける其影像の掛物一幅、同筆達広の像掛物一幅、并に念仏図説掛物一幅を寄附す。(省略)

資料3および資料4によると、吉保の没後四か月にあたる正徳五年(一七一五)三月、一蓮寺本および常光寺本が、吉保の遺命によってそれぞれ両寺に寄進されたことが記述されている。また、資料3によると、一蓮寺には本図とともに念仏図説が寄進されているが、該当する資料は、一蓮寺に現存しない。一方、資料4によると、常光寺にも本図とともに狩野常信(養朴)筆の達磨図と念仏図説が寄進されたとあるが、こちらは現在も同寺に伝来している。

一蓮寺は、柳沢家の本流にあたる一条家の先祖一条忠頼の菩提寺として建立されたと伝わり、鎌倉時代に一条時信によって時宗寺院に改められた。また、常光寺は、時信の孫で江戸時代の旗本青木家および柳沢家の先祖にあたる青木常光の菩提寺として建立された。このように、両寺は、いずれも甲斐源氏の一家家および青木家ゆかりの寺院であり、吉保にとっては先祖の菩提

寺に該当する。

資料2によると、吉保は、画像を拝みたいと望む者がいれば身分を問わず応じるよう命じており、甲斐源氏ゆかりの寺院において、人々にその末裔である自らの姿を印象づける目的で、吉保は画像を寄進したのではなからうか。

なお、資料2によると、享保九年(一七二四)における吉里の大和国郡山移封の際、一蓮寺本および常光寺本は、破却された永慶寺の後身である龍華庵に納められたことが記されている。資料2の編纂者である藪田重守は、この措置を柳沢家家老の柳沢権大夫保格の意見を反映したものと推測している。実際には、一蓮寺本および常光寺本ともに、現在に至るまでそれぞれの寺院に所蔵されており、資料2のとおりとはならなかったと考えられる。しかしながら、これらの画像の伝来には、柳沢保格が関わっていた可能性がうかがわれるとともに、これらの画像が、本来的には一体として伝来すべきものであるとの認識が、当時存在していたと考えられる。

おわりに

以上、吉保を描いた画像について考察した結果をまとめた。この結果を下記にまとめる。

○『樂只堂年録』第二百一十一巻の元禄十六年(一七〇三)八月二十六日条に記載された三幅の吉保像は、一蓮寺本・常光寺本・永慶寺本にそれぞれ該当すると考えられる。

○新たに詳細を確認した永慶寺本は、吉保の存命中もしくは没後に吉保の菩提寺である永慶寺の管轄下に寄進され、吉保を供養するための寿像として伝来してきたと考えられる。

○一方、柳沢家本は、永慶寺本を正確に模写するとともに吉保の印を捺して、

柳沢家歴代が受け継ぐ家伝の画像として重じられてきたことが推測される。
○また、一蓮寺本・常光寺本は、甲斐源氏ゆかりの寺院である一蓮寺および常光寺において、人々にその末裔である自らの姿を印象づける目的で、寄進されたと考えられる。

註

- (1) 企画展の内容は、『柳沢吉保と甲府城』展示図録（山梨県立博物館、二〇一一年）に収録されている。
- (2) 『山梨県史』文化財編（山梨県、一九九九年）六六号「絹本着色 柳沢吉保像（自賛）」の解説には、一蓮寺本および常光寺本と同様の画像が、柳沢文庫および「宇治市黄檗真光院」に伝来していることが記載されている。しかし、これらの画像の内容に関する説明の記述はなく、詳細は明らかでない。
- (3) 柳沢文庫蔵。
- (4) 各像の概要は、註(1) 展示図録の資料解説に拠る。
- (5) 柳沢文庫が所蔵する元禄十六年（一七〇三）の「和歌百首 靈元院加点」には、靈元上皇が添削をした吉保の詠歌百首が記されている。この巻末には「點二十六首、内長二」とあり、二十六首の詠歌が秀作とされ、特に二首が最も優れた詠歌とされている。この二首とは、秋二十首の内「生駒山」と題された「あらし吹いこまの山の秋のくも くもりみはれみ月そ更行」、および雑二十首の内「玉河の里」と題された「朝日かけさらす手つくり露ちりて かきねにみたす玉河の里」であり、それぞれ二重の合点が付されている。
- (6) 註(5)の「和歌百首 靈元院加点」に添えて、七月十八日付で正親町公通が吉保に宛てた添状には、「事多勤之内、哥道之儀ヶ程迄習練之志、誠以奇特成儀、殊哥之躰正路」とあり、吉保が勤務多忙の中で歌道に習練した志を、靈元上皇が高

く評するとともに、その和歌の才能を認めたことが記されている。

- (7) 永慶寺蔵。
- (8) 註(1) 展示図録の資料解説に拠る。
- (9) 柳沢文庫蔵。

第二章 彫像の調査と考察

はじめに

柳沢吉保は、肖像画のほか、彫刻による自身の寿像も遺している。永慶寺と恵林寺に伝来する二軀の吉保像、ならびに永慶寺伝来の定子夫人像についてそれぞれの概要を紹介し、その制作背景等について、若干の考察を述べたい。

(1) 永慶寺像について

①像の概要

i 木造柳沢吉保坐像(巻頭図版4、図1・3)

【形状】

四位以上の正装である黒袍をまとった束帯姿に、冠を被る。右手は全指を軽く曲げて笏を持ち、左手は左膝上に置いて、左足を外側にして坐す。冠、笏は別材製。頭頂に髻を結う。相貌は、二重瞼の線や目尻の皺、小鼻両端から口唇両端を結んでさらに左右下方へと至る線、ならびに顎の両脇に線を彫出す。鼻下に人中線を刻み、鼻孔を穿つ。

垂纓の冠を被り、装束は束帯。縫腋袍をまとい、膝上の畳み込むような表現は、袍の裾にあたる欄の表現か。内側に単等を着し、首元や袖口にのぞかせる。表袴、大口袴に、襪を履く。石帯、平緒をつけ、背面には下襲の裾をつける。

【品質構造】

檜と思われる針葉樹材製の寄木造で、玉眼を嵌入する。表面彩色がよく残り底板があらわれているため、以下は首柄穴より観察した状況などから、概

略を記す。頭体は別材製で、挿し首とする。頭部は耳半ば辺りで一材を前後に割り放ち、内削りの上、玉眼を嵌入する。体幹部は前後二材を寄せ、前面材は地付中央を割り、左右を束状に彫り残す。頸部内側周縁には前後とも小材を短ぎ、首柄受けも前後から別材を寄せる。両肩より先は、左右各臂辺りまで一材、その外側に各一材を寄せ、上下に割り放つて内削りを施すか。前膊半ばより先は、袖先を含んで左右各横一材を短ぎ、内側より補材をあてる。両脚部も横一材を寄せ、像底には底板をあてる。両手首先、石帯、平緒、下襲の裾はそれぞれ別材で作る。

表面は、全体に布貼りを施し、白下地に彩色仕上げとする。肉身は肌色に仕上げ、髪・眉は地を薄く墨で塗り、濃墨の細線で表す。単は朱に、朱の具で格子状に繁菱文を表し、袍は墨で塗り、全体に模様(輪無唐草か)を描く。表袴は白色で、大口袴は朱、石帯は墨、下襲の裾は上面が白色で下面を墨とする。平緒は、四花菱に唐草を交えた文様を描き、先端には朱や緑青等の線描によって房を表現している。

保存状態は、表面彩色、右手首より先は後補と思われる、持物や石帯は後補、冠の一部は欠失する。

【法量(単位はセンチメートル)】

像高	八四・〇	頂―顎	二五・七
面幅	一五・一	耳張	一六・七
面奥	二一・五	胸奥	三三・二
腹奥	五一・八	肘張	七〇・〇
膝張	七六・四	膝高(左)	一八・七
裙裾張	一三八・八	膝高(右)	一八・五

ii 木造柳沢吉保夫人坐像(巻頭図版5、図4)

【形状】

髪をおすべらかしとし、袷を重ね長袴を着用して坐す。右手は全指を軽く曲げて檜扇を持ち、左手は左膝上で内側を向く形をとる。頭髪は、頭部前面中央で一部の髪を束ね、後方で他の髪と共に垂下させ、結び目に別材製の結い紐をつける。檜扇は別材製。相貌は、二重瞼の線を彫出し、鼻腔に孔を穿つ。着衣は、衿部分を四層に重ね、袖先は七層の衣がのぞく。

【品質構造】

檜と思われる針葉樹材製の寄木造で、玉眼を嵌入、挿し首とする。頭体は別材製で、表面彩色がよく残り、底板を当てているため詳細は不明ながら、外観から類推するところは次のとおりである。頭部は肩にかかる頭髪部分まで同材。体幹部は前後二材か。両肩より先、袷の袖半ばまで含んで各別材を寄せる。両脚部は袖先の一部を含んで横一材を短く。袷の裾は、左右および背面部にそれぞれ一材をあてるか。像底には底板をあてる。

表面は、白下地に彩色仕上げ。肉身は白色に仕上げ、髪は墨で塗り、眉は額上方に薄く表し、唇に朱を施す。袷の内側に着した衣（小袖か）の正面に見える部分は、白色に金泥で描いた格子状の文様を地文とし、菊花を描く。袷の一番外側の衣は黒色の地に、金や白で描かれた四花菱文様に、緑・紫・赤・黄・青色で、大振りの唐草文を交えた文様を描く。

保存状態は、表面彩色を後補とする。

【法量（単位はセンチメートル）】

像高	七八・四	髪際高	七一・五
頂―顎	二五・二	面長	一八・四
面幅	一四・四	耳張	一五・八
面奥	二一・三	胸奥	三二・二
腹奥	四〇・六	肘張	六九・一

膝高（左）一六・六

裾裾張 一〇八・五

（右）一六・四

②伝来

両像ともに、永慶寺内、香殿に安置される。永慶寺は宝永七年（一七一〇）、京都萬福寺の八代住持悦峯道章を開山として、岩窪村（現在の甲府市内）に、吉保自身の菩提寺として建立された黄檗宗寺院である。享保九年（一七二四）、柳沢家の大和国郡山転封に際し、吉保夫妻の墓所や遺品は永慶寺から恵林寺に移された。永慶寺は柳沢家とともに郡山に移転、現在まで法脈を保っている。

永慶寺の由緒を記した『甲州龍華山御建立次第』（元文五年（一七四〇））には、「一、永慶寺様 御廟・御位牌・御木尊像 甲州住法橋常慶作、御束帯御彩色、御太刀御脇被差置」、「一、真光院様、御廟・御位牌・御木尊像御彩色 右同人作、御すめらかし」とある。永慶寺様は吉保、真光院様は定子夫人を指し、本像が甲州の仏師、法橋常慶によって制作され、本寺に伝来したことを伝える。

同書にはまた、「御木尊像御二方様共に、江戸表龍花庵御安置、両御位牌并霊樹院様御位牌者郡山龍花庵御安置」とあり、御木尊像御二方様とは、本二像のことを指すと考えられる。これにより、位牌は郡山の龍華庵（永慶寺）に遷されたものの、夫妻像はひとまず江戸の龍華庵（藩邸内に設けられたと考えられる）に安置され、後に永慶寺に移安されたことがわかる。

このたびの調査により、吉保像内、体幹部前面材上方に左右に分けて次の墨書銘が確認された。これにより、本像が宝永七年（一七一〇）、吉保五十三歳の姿を写した寿像で、その制作は甲府在住の仏師、大下浄慶とその一門によってなされたことがわかり、前述の『甲州龍華山御建立次第』の記載が裏

付けられたことになる。なお、吉保像には太刀（銘山城守国重）、定子像には鏡がそれぞれ付属している。

【墨書銘】

〈右側〉

寶永七庚 十一月吉日

〈左側〉

京七條大佛師流レ 甲陽城下住ス

大佛師大下浄慶

同 治郎右衛門

同 左右衛門

造之

(2) 惠林寺像について

木造柳沢吉保坐像（巻頭図版5、図2・5）

① 像の概要

【形状】

形状は、永慶寺像と同様である。改めて記すと、束帯姿で冠を被り、右手は全指を伸ばして笏を持ち、左手は左膝上に置いて、左足を外側にして坐す。冠、笏は別材製。頭頂に髻を結う。相貌は、二重瞼の線や目尻の皺、小鼻両端から口唇両端を結んでさらに各左右下方へと至る線、ならびに顎の両脇に線を彫出する。鼻下に人中線を刻み、鼻孔を穿つ。

垂纓の冠（纓亡失）を被り、装束は束帯。縫腋袍をまとい、膝上の畳み込むような表現は、袍の裾にあたる欄の表現か。内側に単等を着し、首元や袖口にのぞく。表袴、大口袴に、襪を履く。石帯、平緒をつけ、背面に下襲の

裾をつける。

【品質構造】

檜と思われる針葉樹材製の寄木造で、玉眼を嵌入する。頭体は別材製で、挿し首。頭部は一材から成り、面部を頸部に至るまで割り放ち、内割りのうえ、玉眼を嵌入していると思われる。なお、頸部後方に一材を寄せる。表面彩色と底板のため、首柄穴より観察した様子から、概略を記す。体幹部は、前後二材を寄せ、前面材は地付中央を削り、左右を束状に彫り残す。頸部内側周縁には複雑に小材を寄せ、首柄受けも前後各別材を寄せてつくる。両肩より先は、左右各上膊半ば辺りまで一材、その外側、両袖裾先まで各数材を矧ぐ。左右前膊袖先に各二材、両脚部は横一材を寄せる。像底には底板をあてる。両手首先、石帯（欠失）、平緒、下襲の裾はそれぞれ別材で作る。

表面は、像底も含む全体に布貼りを施し、白下地に彩色仕上げとする。肉身は身色に仕上げ、髪・眉は地を薄く墨で塗り、濃墨の細線で表す。単は朱に、朱の具で格子状の文様を施し、袍は墨で塗り、全体に模様を描かれているが、現状では判然としない。表袴は白色で、大口袴は朱、石帯は墨、下襲の裾は上面が墨で下面を白色とする。平緒は、四花菱に唐草を交えた文様を描き、先端には朱や緑青等の線描によって房を表現している。

保存状態は、持物は後補。冠の一部、ならびに石帯の一部は欠失する。

【法量（単位はセンチメートル）】

像高	八三・八	頂一顎	二五・七
面幅	一五・二	耳張	一六・九
面奥	二一・〇	胸奥	三三・六
腹奥	五三・八	肘張	七一・四
膝張	七九・八	膝高（左）	一八・七
裙裾張	一三九・一	膝高（右）	一八・五

② 伝来

恵林寺内、柳沢吉保公廟所に安置される。恵林寺は乾徳山と号し、元徳二年（一三三〇）、二階堂道蘊により夢窓疎石を開山として開かれた、臨濟宗寺院。武田信玄の篤い帰依を受け、その菩提寺でもある。天正十年（一五八二）に織田信長による焼き討ちにより灰燼に帰したが、江戸時代に復興を遂げた。前述のとおり、吉保は正徳四年（一七一四）五十七歳で没すると、甲府の菩提寺である永慶寺に葬られたが、後の享保九年（一七二四）、柳沢家が大和郡山に転封となるにあたり、武田信玄の菩提寺であった恵林寺に改葬された。

家督を子息・吉里に譲つて後、「保山」と称した吉保が恵林寺の東方和尚に当たった書状（恵林寺蔵 柳沢保山〈吉保〉書状）には、自身の寿像を恵林寺に奉納した際の喜びの思いが記されるが、文中に登場する寿像とは本像に該当するとみなされる。（「今度、寿像安置／本望之至候、／信玄候尊像被遣／置之地雖可恐入義候／愚存有之故不顧／外評及此儀候、」）

なお、本像を安置した堂宇については、家臣藪田重守に宛てた年不詳の吉保書状（大和郡山市教育委員会蔵「豊田家史料」四〇四三号文書）によれば、永慶寺の吉保夫妻像安置堂宇を模して建立されたことがわかる。（「先年恵林寺江我等寿像一鉢安置可致と拵置候、先達而恵林寺二置所も出来有之候、（中略）上壇之寸法等者永慶寺之通致候得者能候」）

このたびの調査により、像内体幹部前面材上方に、左右に分けて次の墨書銘が確認された。これにより、本像が宝永七年（一七一〇）、吉保五十三歳の姿を写した寿像であり、その制作は甲府在住の仏師、大下浄慶とその一門によつてなされたことが明らかとなった。なお、本像には太刀（銘山城守国重）が付属する。

【墨書銘】

〈右側〉

寶永七庚寅 十一月大吉日

〈左側〉

京七條大佛師流し

甲陽城下住ス大下浄慶

同 治郎右衛門

同 左右衛門

造之

(3) 制作背景について

以上、永慶寺所蔵の吉保夫妻像、恵林寺所蔵の吉保像について、概要を述べてきた。次に両吉保像について、制作背景と、制作から奉納に至る一連の行為から察せられる吉保自身の意図について、若干の考察を述べる。

吉保像二軀は、像内墨書により、宝永七年（一七一〇）十一月吉保五十三歳の折に制作されたことが明らかとなった。宝永七年は永慶寺落慶の年であり、八月十日に悦峯道章により開堂の儀式が挙行されてから間もなくのことであった。時期を同じくしての、同一の仏師による制作であるため、像容・構造はもとより、法量に至るまでほぼ等しいのも、自然なことと言える。

『柴只堂年録』第二百二十一巻には、吉保が元禄十五年（一七〇二）四十五歳の時に、幕府の奥絵師狩野常信に三幅の肖像画を描かせたことが記されている。そのうちの一幅は甲府市一蓮寺、もう一幅は葦崎市常光寺に伝来する。いずれも黒袍の束帯姿に冠を被り、右手に笏を持ち、左腰に太刀を佩いて上畳に坐す姿で、平緒の細部の装飾に至るまで共通するため、同一の粉本を元

に制作されたことが指摘されている。彫像においても、太刀を本体と別に誂えたために左手を表現していること、足の組み方が左右逆であることを除けば、服装や細部の彩色までこれとほぼ共通する。特に平緒の部分に描かれる四花菱の様子まで共通しており、彩色が後補である可能性を踏まえても、その共通性は留意される。したがって、先んじて描かれた肖像画が、彫像の制作において参考にされた可能性も高いと言えよう。

本二像の作者である大下浄慶は、甲府八日町に居住した仏師で、代々その名は継承され、現在でもその名を記した作例は、県下に多く確認される。『甲斐国志』巻一〇一には、恵林寺所蔵不動明王像（武田不動尊）の作者である、七条西仏所系統の仏師、康清の孫として、浄慶の名が登場する。以来仏師職は継承され、宝永七年（一七一〇）八月には、吉保の命により、夫婦の肖像を息子である次郎右衛門とともに制作したことが記される。前述のように、その時期は永慶寺落慶の時にあたる。安置すべき堂舎の完成をまって寿像の制作は開始され、およそ三ヶ月後の十一月に完成したとみることができようか。また、その翌年三月には、浄慶は法橋位に叙されたという。

吉保が、自らの出自である甲斐源氏や、同じく甲斐源氏の後裔である武田信玄に仕えた一族であったことを強く意識していたことは、前述の肖像画を、甲斐源氏の一族である一条家が開いた一蓮寺や、甲斐守護一条時信の後裔であり、柳沢家の先祖にあたる青木家の菩提寺である常光寺に奉納していることから指摘されている。本二像の制作を、武田不動尊の作者所縁の浄慶に依頼したのも、信玄に対する強い意識があつたことをうかがわせる。

また、吉保が肖像画を依頼した奥絵師である狩野常信は、当時狩野派の実力者の一人であった。一方彫像は、当時の造像活動において隆盛を誇った七条仏所の流派に連なるものとはいえ、甲府在住の浄慶に制作を依頼している。前述の、吉保が恵林寺の東方和尚に寿像の奉納を伝えた書状には、「武田信玄

の尊像」が祀られている恵林寺に自身の寿像を奉納する喜びが記されるが、「武田信玄の尊像」とはすなわち、信玄が自らの姿を写して制作させたという伝承をもつ「武田不動尊」のことである。このことから、武田信玄が「寿像」を奉納したのと同様、自身の寿像を恵林寺に奉納するにあたり、武田不動尊を制作した康清に連なる浄慶に制作を依頼することこそが、吉保にとって重要な意味を持っていたことを示しているように思われる。

以上から、吉保にとって、本二像は制作そのものに加え、制作するという行為自体が特別な意味を持っていたと考えられる。この二像の背景には、吉保自身の出自への強い自負と、武田信玄に対する深い意識、さらには自らを武田信玄に擬するという思いが存在していたように思われる。東方和尚にあつた書状の内容を考えれば、甲州における自身の政治的なイメージの高揚というよりはむしろ、吉保の信玄に対する憧憬が、その背後に垣間見える思いがするのである。

おわりに

以上、永慶寺の吉保夫妻像、ならびに恵林寺の吉保像について、概要を紹介し、特に二軀の吉保像について、若干の私見を述べてきた。本二像は、墨書銘を有する江戸時代肖像彫刻の基準作であるといえる。さらに、その制作が、武田信玄が自身の姿を写したとされる不動尊の制作を依頼した仏師康清ゆかりの甲州在住の仏師浄慶によるものであること、自身の菩提寺である永慶寺に加え、信玄の菩提寺である恵林寺にも自らの寿像を奉納していることから、吉保自身の出自に対する強い意識と、武田信玄への深い思いが、像に込められている様子が察せられた。本稿では、像の概略と、若干の制作背景について述べるにとどまった。制作者や、当時の武家の肖像が有する機能や



図1 永慶寺吉保像 墨書銘

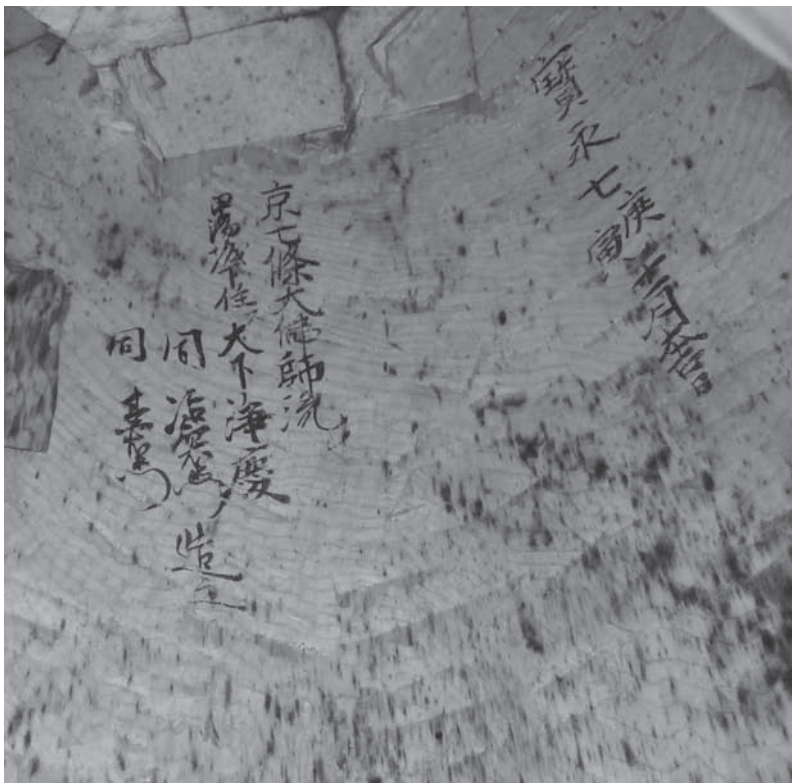


図2 恵林寺吉保像 墨書銘

役割についてなど、さらに考察すべき多くの課題への布石として、今後の研究の進展を期したい。

【主要参考文献】

- (1) 田邊三郎助『江戸時代の彫刻』(日本の美術No.506、至文堂、二〇〇八年)
- (2) 『柳沢吉保と甲府城』展示図録(山梨県立博物館、二〇一一年)

- (3) 『祈りのよこがわ—南アルプス市内仏像等悉皆調査報告書—』(南アルプス市教育委員会、二〇一一年)
- (4) 『没後三〇〇年記念 柳沢吉保とその時代—柳沢文庫伝来の品々を中心に—』展示図録(川越市・公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会、二〇一四年)

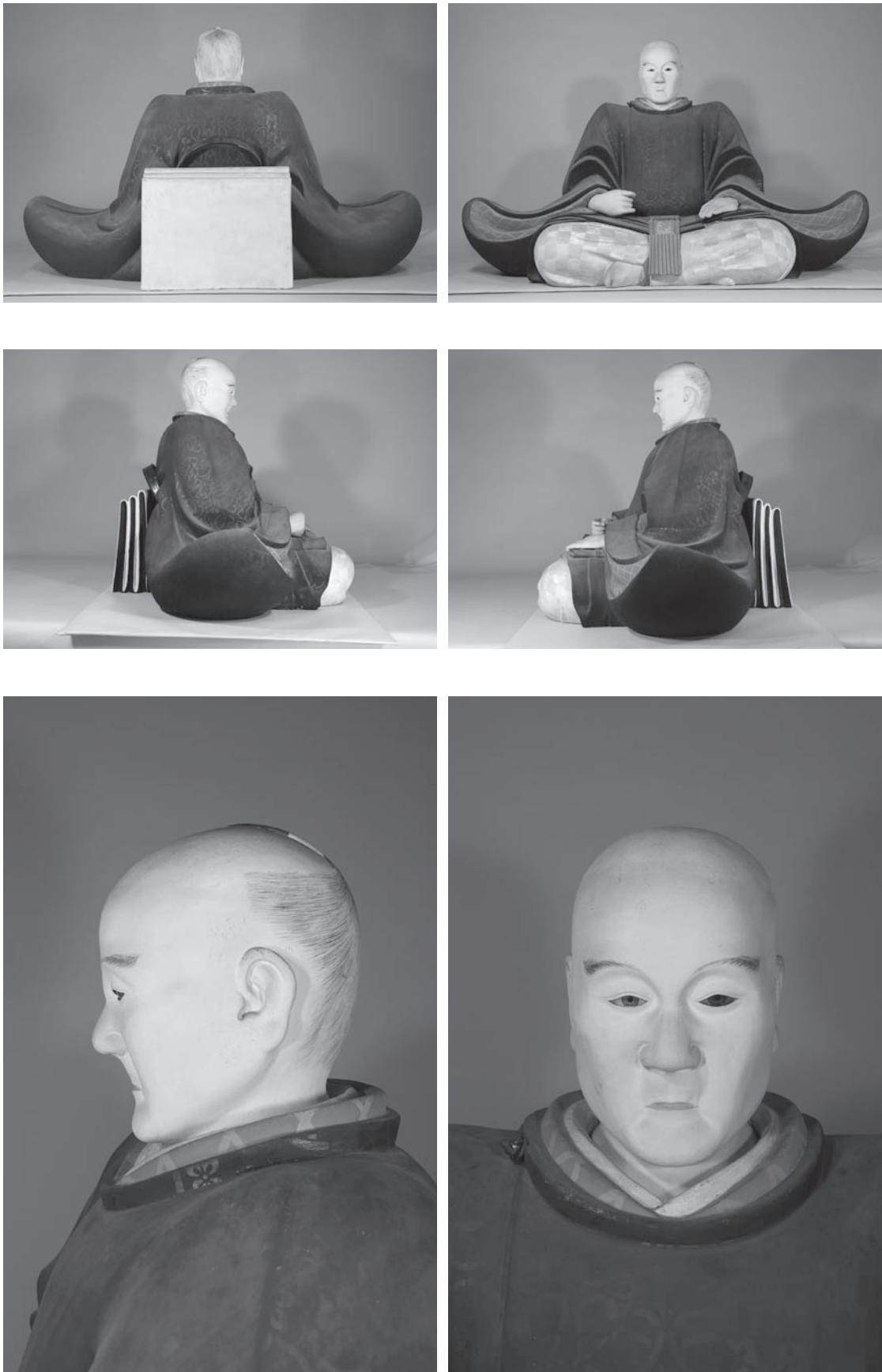


図3 永慶寺 柳沢吉保坐像

第二章 彫像の調査と考察

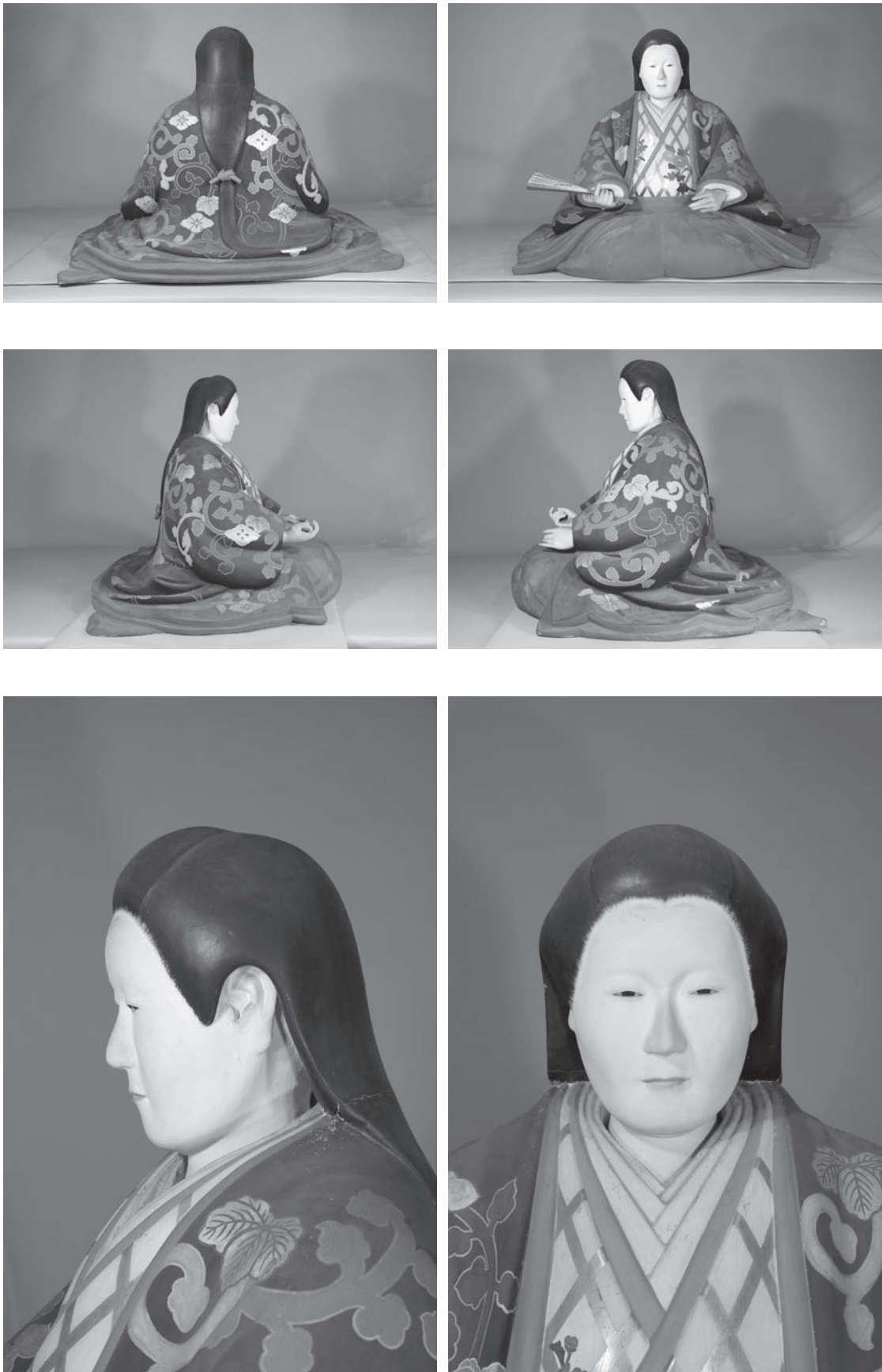


図4 永慶寺 柳沢吉保夫人坐像

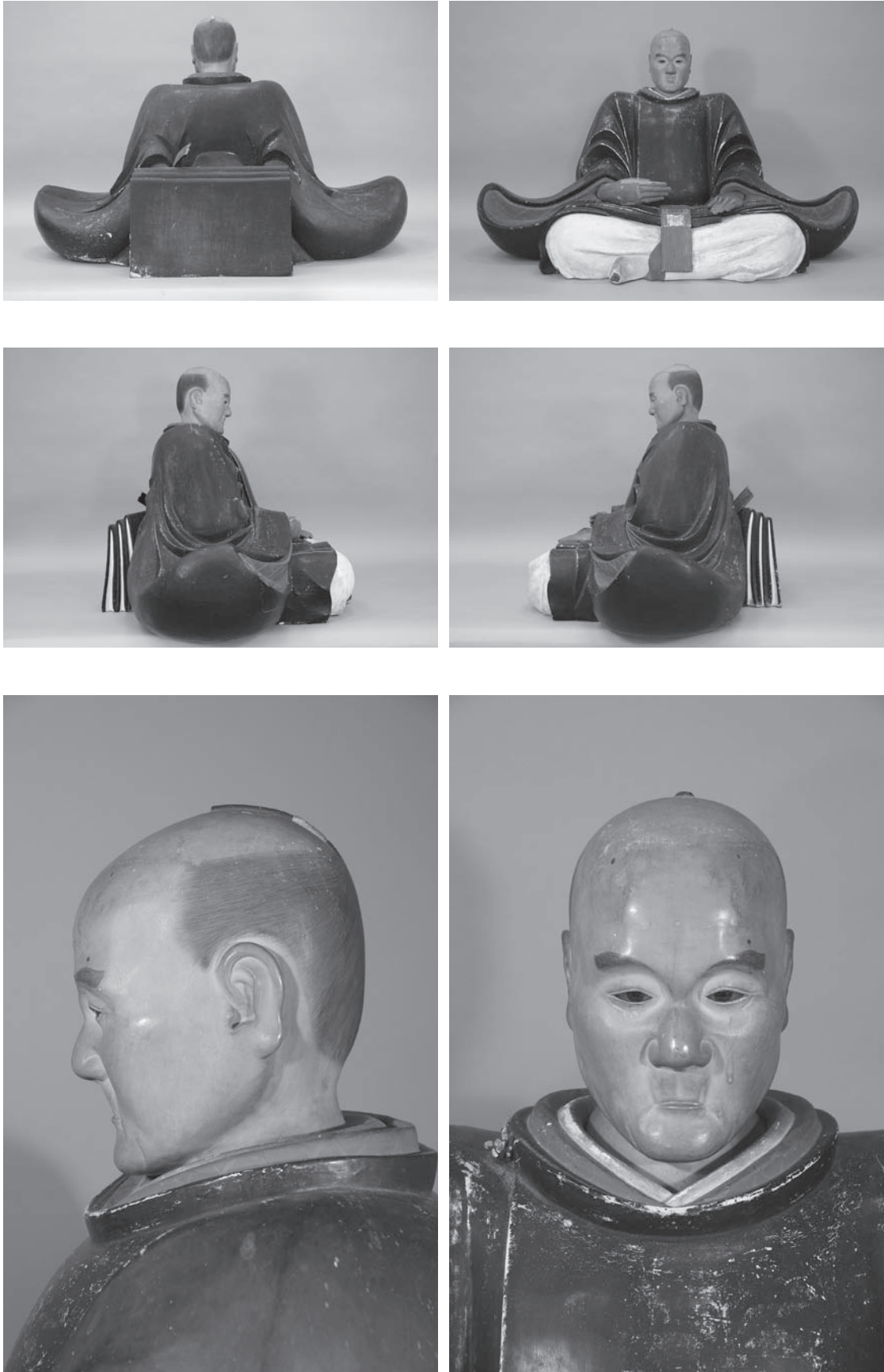


図5 恵林寺 柳沢吉保坐像

第二部

柳沢吉保の由緒について

第三章 柳沢家系図の調査と考察

はじめに

柳沢家は、武田家の一流である一条家の末裔を称し、戦国時代には、信濃国と接する甲斐国北西部の土豪集団である武川衆の一員として武田家に従属していた^①。武田家滅亡後、柳沢信俊が徳川家康に出仕し、近世初頭には將軍家旗本や徳川忠長の家臣となった。

柳沢家を大名家として台頭させたのが、信俊の孫にあたる吉保である。吉保は將軍徳川綱吉の側近として幕政の中核を担い、やがて幕府大老格、武蔵国川越藩七万石の大名となった。さらに宝永元年（一七〇四）、綱吉の甥である甲府藩主徳川綱豊の將軍家世継決定とともに甲府城を与えられ、先祖の出身地である甲斐国山梨郡・八代郡・巨摩郡十五万石を統治した。その後、吉保の子息吉里が享保九年（一七二四）に大和国郡山に転封となり、以後幕末・明治維新に至るまで大名家として存続した。

このように大名家としての柳沢家の始祖である吉保は、幕府内部における自らの権威を高めるため、武田晴信（信玄）の次男龍芳の子孫を高家武田家として復活させたことが指摘されている^②。また、吉保や吉里が武田信玄を崇拜した事例を確認できるほか、柳沢家が家中制度の淵源を武田家の諸制度に求めていた状況が明らかにされている^④。

すなわち、吉保は、柳沢家が近世大名家としての権威を維持するために、自分の先祖が仕えた武田家の由緒を利用した様子がわかる。武田家は、中世甲斐国の政治、軍事、文化の主な担い手となり、戦国大名として勢力を拡大した末に滅亡した。その系譜は、戦国時代までに成立し同家に伝来したであろう系図が武田勝頼の滅亡とともに失われてしまった結果、戦国時代末期か

ら近世初頭にかけて編纂された系図をもとにして伝わっている。これらの系図の編纂には、武田家の後継者を称した一族の穴山家や旗本川窪家関わっていたと考えられる。したがって、現存する武田家系図には、武田家につながることを強調した、彼らの由緒が反映されている^⑤。

そこで、本章では、柳沢文庫に収蔵されている柳沢家伝来の系図などを調査・分析することをおして、柳沢家が自らの由緒をどのように武田家から引き継ぎ、語り継いだのかを考察する。

（一）幕府に提出された柳沢家系図

近世に作成された柳沢家系図の中で最も知られている系図は、幕府が各大名家・旗本家から系図を提出させて編纂した『寛永諸家系図伝』（寛永二十年「二六四三」成立、以下『寛永譜』^⑥）および『寛政重修諸家譜』（文化九年「一八一二」成立、以下『寛政譜』^⑦）所収の柳沢家系図であろう。以下、それぞれの系図について概説する。

① 『寛永諸家系図伝』所収 柳沢家系図【図一】

『寛永譜』所収の柳沢家系図には、冒頭に記された系譜に「初ハ青木を姓とす。信俊が代にいたりて、柳沢と称号す。」とあり、同家がもともと青木を名字としていたことが説明されている。

続いて、武田信繩・信虎に仕えたという信定（青木尾張守）を初代とし、以後四代にわたる系図が記載されている。この中で、信定の孫信俊が、天正八年（一五八〇）に上野国膳の城（群馬県）における合戦の戦功により、武田勝頼から柳沢家の跡識を与えられたことが記されている。

信俊は武田家滅亡後、天正十年（一五八二）に徳川家康に出仕して本領を安堵され、天正十八年（一五九〇）には、家康の関東地方移封に同行して武

蔵国鉢形（埼玉県）に所領を与えられている。その後、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦の際には、徳川秀忠の軍勢に属して上田城（長野県）の真田昌幸攻撃に加わり、慶長十九年（一六一四）に没したという。

信俊の子息信文は、慶長十八年に秀忠に出仕し、翌年父信俊の死去により遺領を相続している。元和八年（一六二二）には駿府藩主徳川忠長の家臣となったが、忠長が寛永九年（一六三二）に改易された後、寛永十七年（一六四〇）に將軍徳川家光に出仕したという。

また信文の弟信時は、父信俊の死去により父の遺領を継いだ兄信文の所領を継承したが、元和元年（一六一五）に徳川忠長に属し、寛永十六年（一六三九）に家光に出仕している。

このように『寛永譜』所収の柳沢家系図は、同家が青木家から派生した立場をとっている。『寛永譜』の「清和源氏義光流武田流」の項目には、青木家系図が三系統に分かれて記載されているが、いずれの青木家系図にも青木尾張守を称したという信定に該当する人物の記載がない。したがって、『寛永譜』において信定以前に遡る柳沢家の系譜をたどることは不可能である。

② 『寛政重修諸家譜』所収 柳沢家系図【図2】

続いて『寛政譜』所収の柳沢家系図について概説する。『寛政譜』の柳沢家系図冒頭の略伝には、「寛永系図にのするところは、兵部丞信俊が実家の系なるにより、いま同家松平甲斐守保光が呈譜等を参考し、あらためてこれを補ふ。」とある。すなわち、『寛永譜』が信俊の実家である青木家から派生した立場で柳沢家系図を記載していることを問題視し、柳沢家自身の系図を記載する立場で再度編纂したことがわかる。

実際、『寛政譜』の柳沢家系図は、青木尾張守安遠の二男で巨摩郡柳沢村（山梨県北杜市）に居住し柳沢を称した信興を初代とし、信俊まで五代を記

載している。信俊の父とされている信兼は、天正八年（一五八〇）、膳の城における合戦で軍令に背き、勝頼から叱責をうけ自害したとされる。また信俊の兄とされる信久は、信兼没後に駿河国に逃れ穴山信君に仕え、天正十年（一五八二）、信君とともに山城国宇治田原（京都府）で討死したという。

信俊については初名を長俊とし、青木尾張守信立の三男とする注記がある。なお信立は、『寛永譜』の青木家系図の信親であるとしている。

信俊は武田信玄・勝頼に仕え、元龜元年（一五七〇）、駿河国花沢城（静岡県）における合戦にて討死した実兄の横手監物信国の名跡を継ぎ、さらに天正八年の膳の城における合戦の功績で、柳沢信兼の跡職を与えられたという。続いて、信俊の子息である安吉（初名信文）、安忠（初名信時）ほかをあげ、安吉の子孫である旗本柳沢家の系図が記されている。そして、項目を分けて安忠・吉保・吉里・信鴻・保光・保民と続く大名家となった柳沢家（正式には松平を呼称）の系図が記されている。

ところで、柳沢家初代とされる信興は、図3のように『寛政譜』所収の青木家系図に安遠の子、義虎（青木与右衛門信孝の先祖）の弟として記載されており、その先祖は武田甲斐守時信の六男という時光に結びついている。時信は鎌倉時代初期の武田家惣領である武田信光の曾孫にあたり、一条の名字を称した武田家の一族である。

また信俊も、図3のように『寛政譜』所収の青木家系図に信親（信立、与兵衛、尾張守）の子として記載され、曾祖父は信興の兄義虎となっている。なお、信親は先述したように『寛永譜』所収の青木家系図に記載があり、父信種（『寛政譜』では信俊の祖父）の代から系図が始まっている。

以上のように『寛政譜』所収の柳沢家系図は、信興と信俊によって二重に青木家系図と結びつき、その系譜を武田家の一族である一条時信に遡らせる立場をとっている。このことは、柳沢家系図が青木家系図と結びつかず、信

俊の祖父信定の代より以前の系譜が不明となっている『寛永譜』所収の柳沢家系図と対照的な記載となっている。

このような特徴を持った『寛政譜』所収の柳沢家系図は、先述した冒頭の系譜に「松平甲斐守保光が呈譜等を参考し、あらためてこれを補ふ」とあるように、大名家となった吉保の子孫に伝わる系図をもとにして作成されたことがわかる。柳沢家に伝来した系図はどのような内容であったのか、項を改めて考察する。

(2) 柳沢文庫收藏の柳沢家系図

柳沢文庫には、郡山藩主柳沢家に伝来した古文書群が一括して收藏されており、複数の柳沢家系図がこの中に含まれている。その大部分には年記がなく、編纂された時期の特定が困難であり、未だ具体的な分析が進んでいないのが現状である。そこで、柳沢文庫に收藏されている資料のうち二点の系図をとおして、柳沢家に伝来した同家の系図を考察し、その編纂状況を明らかにする。

③ 「清和源氏武田流甲斐国主系図」【図4】¹³⁾

「清和源氏武田流甲斐国主系図」は卷子本一巻からなり、代が下るにつれて左から右に名前を書き連ねる横系図の形態をとっている。寸法は、縦三四・八センチメートル、横二四五四・一センチメートルである。記載内容は、巻頭の標題に続き「家紋 菱」とあり、武田家が用いた花菱の家紋の由緒が記されている。それに続いて、清和天皇から柳沢吉保に至る系図が記載されているが、この系図は以下のような構成で記載されている。

a 清和天皇から貞純親王・経基王・満仲・頼信・頼義・義光・義清を経て

清光に至る系図。歴代の兄弟の子孫については記載がない。

b 清光の子信義から信光・信政・信時・時綱・信宗を経て信武に至る鎌倉時代の武田家の系図。歴代の兄弟の子孫も記載されている。但し、信義の兄弟である光長・遠光・義定ほかの子孫については、原則として二代まで記載されている。

c 信武の子信成から信春・信満・信重・信守・信昌・信繩・信虎・晴信・勝頼を経て信勝に至る室町時代の甲斐国守護武田家の系図。歴代の兄弟の子孫も記載されている。

d 信武の子信明に始まる大井家の系図。

e 信武の子氏信に始まる室町時代の安芸国分郡守護・若狭国守護武田家の系図。

f 信武の子公信の子孫の系図。

g 信武の子義武。

h 信光の子信長から信経・時信・義行・頼行を経て隆信に至る一条家の系図。歴代の兄弟は原則として二代まで記載されている。

i 時信の子義行・白須・慶良吉・牧原・貞連・時光・信方・鳥原・両境。

j 時信の子信方の子孫の系図。

k 時信の子時光から常光・信連・貞義・義遠・安遠・義虎・信定・信立・信時・信安・信就・信幸を経て信久に至る青木家の系図。歴代の兄弟は原則として二代まで記載されている。

l 安遠の子信興に始まる柳沢家の系図。

m 信立の子信俊から安忠を経て吉保に至る柳沢家の系図。

上記のような構成の系図のうち、吉保の直系の先祖には名前の上に…という記号が付されている。したがって、本系図は吉保の系譜を明らかにする意

図から制作されたことは間違いない。本系図の成立時期は、末葉に記載されている吉保の事績の注釈がなく、父安忠の養子信花の妻となった吉保の姉の没年が元禄十三年（一七〇〇）と記されていることから判断すると、上限は元禄十三年、下限は吉保が家督を吉里に継承した宝永六年（一七〇九）の間であると考えられる（吉保は正徳四年「一七一四」に死去）。

特に、標題にある「甲斐国主」に注目すると、本系図の編纂目的の一つとして、柳沢家による甲斐国山梨郡・八代郡・巨摩郡の統治を系譜上から正統化する意図があったと考えられ、本系図の編纂時期は、柳沢家が甲斐国三郡を統治した宝永元年（一七〇四）以降であると推測される。

なお、柳沢文庫に収蔵されている系図のうち「当家系譜」¹⁴は、縦帳一冊から成るが、内題に「清和源氏武田流甲斐国主系図」と記されている。内容は、花菱紋が省略されていること、また吉保の下に「万万歳」と表記されていること以外は、本系図とほぼ同内容の系図が記載されている。したがって、「当家系譜」は本系図を筆写して編集した系図であると考えられる。

ところで、「清和源氏武田流甲斐国主系図」の記載内容を他の武田家系図と比較すると表1のような結果となり、上記のaからmの分類ごとに次のような点が確認される。

- 「1」a、b、h：『尊卑分脈』に所収された清和源氏の系図のうち、「清和天皇孫経基王子満政・満季・満快流」および「義家長子義親并二男義国流」、「頼義次男賀茂二郎義綱・三郎義光流」に類似した系図。但し、武田信光の子の世代、同信時の子の子の世代には、「武田源氏一統系図」が反映されている。

- 「2」c、d、e、f、g、i、j：「武田源氏一統系図」を基本にして、高家武田家の歴代を追加した系図。

- 「3」k、l、m：近世初頭までに成立した他の系図との類似点を確認できない。

このように、「清和源氏武田流甲斐国主系図」は、清和天皇から鎌倉時代末期・南北朝時代の武田信武に至る武田家系図や同家の一族である一条家系図を、基本的に『尊卑分脈』所収の系図から引用している。¹⁵『尊卑分脈』は、洞院公定が公家・武家の各家の系図を集成して南北朝時代の十四世紀後半に編纂した書物であり、中世に成立した代表的な系図集として広く認識されている。

続いて、『尊卑分脈』の記載が途切れる室町時代以降の武田家系図などは、「武田源氏一統系図」が引用されている。¹⁶「武田源氏一統系図」は、戦国時代末期の天正十年（一五八二）から同十五年（一五八七）までの間に成立したと考えられる「円光院武田系図」¹⁷などをもとにして、江戸時代前期の寛永九年（一六三二）から同二十年（一六四三）までの間に成立したと考えられる。その編纂には、武田信玄の弟信実の子孫である旗本川窪家の周辺が関わったと推測される。¹⁸

そして、『尊卑分脈』、「武田源氏一統系図」に記載されている一条時光を先祖として、時光の子常光から両系図に記載がない青木家系図が始まり、さらに信興および信俊から柳沢家系図が青木家と分かれて記載されている。

以上のように、「清和源氏武田流甲斐国主系図」は、『尊卑分脈』所収の武田家系図に「武田源氏一統系図」を連結させた系図をもとにして、それに青木家系図を結び付け、さらに青木家系図を介して柳沢家系図につなげている。記載の順序についても、清和天皇に始まり、武田家系図の後に一条家系図、青木家系図と続き柳沢家系図が記載されており、柳沢家が武田家の後継者であるとする立場を視覚的に象徴化している。

すなわち、「清和源氏武田流甲斐国主系図」は、柳沢吉保の先祖が武田家に結び付くことを証明する内容となっているのである。

④ 「御系図控」¹⁹⁾

「御系図控」は、柳沢文庫に収蔵されている柳沢家系図の一点であり、縦帳一冊からなる。系図の内容は、清和天皇に始まり信光・信長・時信・時光ほかを経て信俊・安忠・吉保・吉里・伊信(信鴻)・保明に至る歴代を直系のみ記載している。保明の注記に「甲斐守、宝暦三年癸酉四月四日誕生、和州郡山城主」とあることから、保明とは安永二年(一七七三)に家督を相続した保光のことであり、本系図は十八世紀後半頃、②の『寛政譜』所収系図編纂の直前に作成されたと考えられる。

ところで「御系図控」には、柳沢家に伝来した系図について、以下のよう

- 大屋形様被 仰付候
 - 一、御系図 一巻
- 清和源氏武田流甲斐国主系図
 - 家紋 菱
 - 花菱御紋 伝記有
- (系図記載)
 - 屋形様被 仰付候
 - 一、大屋形様より之御系図 一巻
 - 一、横大御系図 一枚
- 兵部承様
 - 一、御世継 五枚

一、武田御系図 一冊

但武田一流御系図 青木与右衛門尉所蔵之写

一、御遠類老人々之続帳面 一冊

一、御遠類書 一巻

一、御小系図 九枚

一、承紉候方書付 一袋

一、青木与右衛門殿

折井仁左衛門殿

石原新左衛門殿

右御三人より追而御聞合之御小系図 四枚

右五色一箱入

上記のように、「御系図控」には、保光の時代に柳沢家で保管されていた複数の系図が記載されている。このうち冒頭にある「大屋形様」が仰せ付けた「御系図」一巻は、「清和源氏武田流甲斐国主系図」とあり、③の柳沢家系図に該当することは間違いない。また「大屋形様」とは、③の系図を編纂した吉保を指すのであろう。③の「清和源氏武田流甲斐国主系図」が、柳沢家にとつて最も重要視される系図であったことがうかがわれる。

続いて「屋形様」が仰せ付けた「大屋形様」より「御系図」一巻および「横大御系図」一枚は、現在のところ柳沢文庫収蔵資料の中で該当する系図を認できないが、「屋形様」とは「御系図控」の編纂時の当主である保光であり、前者は「大屋形様」すなわち吉保から保光に至る歴代を記載した系図であると考えられる。

続いて「兵部承様」のもとには「御世継」五枚と「武田御系図」一冊が存在していることが記載されている。「御世継」が柳沢家の家督相続を証明する

文書であると判断すれば、「兵部丞様」とは保光の嫡子で、家督相続前の寛政十二年（一八〇〇）に死去した保民を指すと考えられる。²⁰⁾

ここで「兵部丞様」のもとにある「武田御系図」に注目すると、「但 武田一流御系図、青木与右衛門尉所蔵之写」と注記があり、「武田御系図」＝「武田一流御系図」は青木与右衛門尉が所蔵する系図の写であるという。青木与右衛門尉とは、『寛政譜』において柳沢信興の兄とされる青木義虎、また柳沢信俊の実父とされる青木信親の子孫であり、歴代が与兵衛もしくは与右衛門を称し五八〇石を知行した旗本青木家の当主（『寛政譜』編纂時の当主は与右衛門信孝）を指すと考えられる。²¹⁾ また「兵部丞様」のもとには「青木与右衛門殿」、「折井仁左衛門殿」、「石原新左衛門殿」の三人より聴取して作成した「御小系図」四枚がある。

すなわち、柳沢家当主のもとに伝わった柳沢家系図には、『寛政譜』において柳沢信興・信俊の先祖を一条時信と結びつけた旗本青木家の系図が反映されていたのであり、青木家系図が柳沢家系図の成立に影響を及ぼしていたことは確実である。

柳沢家を武田家の末裔、後継者とする立場を系図上で明示するために青木家系図が用いられ、それをふまえて幕府に提出された②の『寛政譜』所収の系図や、柳沢家当主のもとに継承された③の「清和源氏武田流甲斐国主系図」のような柳沢家系図が編纂されたと考えられる。

おわりに

本章で考察した結果を以下にまとめる。

○柳沢家が幕府に提出した系図として、十七世紀前半の『寛永譜』および十八世紀後半の『寛政譜』所収の系図があげられるが、『寛永譜』において、他家の系図と接点がなかった柳沢家系図が、『寛政譜』では旗本青木家系図と

結びつき、武田家の一族である一条時信の子孫として位置付けられた。

○一方、十八世紀初頭、柳沢吉保の時期に編纂された「清和源氏武田流甲斐国主系図」は、『尊卑分脈』および「武田源氏一統系図」をもとにして作成された。内容は清和天皇に始まり、武田家系図から一条家系図および青木家系図を経て柳沢家系図が記載されており、柳沢家が武田家の後継者であるとする立場を視覚的に象徴化したものであった。

○「清和源氏武田流甲斐国主系図」は、吉保の子孫である大和国郡山藩主柳沢家当主に継承され、柳沢家において最重要視された系図であった。同系図や吉保の曾孫保光の時期に編纂された「御系図控」、『寛政譜』所収の柳沢家系図の編纂には、柳沢家を武田家と結びつけるために、旗本青木家の系図が利用されたと考えられる。

以上のように、「清和源氏武田流甲斐国主系図」をはじめとする柳沢家系図の作成は、十七世紀後半、新規に大名家として成立した柳沢家を武田家の後継者と位置付けることで、家中および幕府における柳沢家当主の権威を高める効果を意図したものであったと考えられる。

戦国時代に滅亡した武田家の系図は、近世以降、その由緒を利用した柳沢家をはじめとする各家の系図の中で再生されたのである。

註

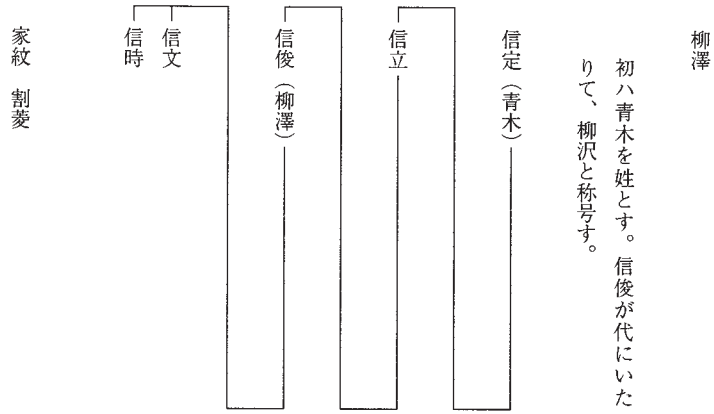
- (1) 生島足島神社（長野県上田市）が所蔵する「生島足島神社起請文」（重要文化財）のうち、丁卯（永禄十年「一五六七」）八月七日付「馬場信盈等連署起請文」（『山梨県史』資料編5中世2上「山梨県、二〇〇五年」一四〇五号文書）には、馬場小太郎信盈・青木右兵衛尉信秀・山寺源三昌吉・宮脇清三種友・横手監物満俊・青木兵部少輔重満・柳沢吉岐守信勝が「六郎次郎殿」（武田信玄の甥信豊）に対し

て、信玄への忠誠などを誓約している。本文書の懸紙には、「上 青木・山寺・柳沢 六河衆」とあり、柳沢家が青木家・山寺家などとともに六河（武川）衆としてまとまり、武田信豊に属していたことを確認できる。

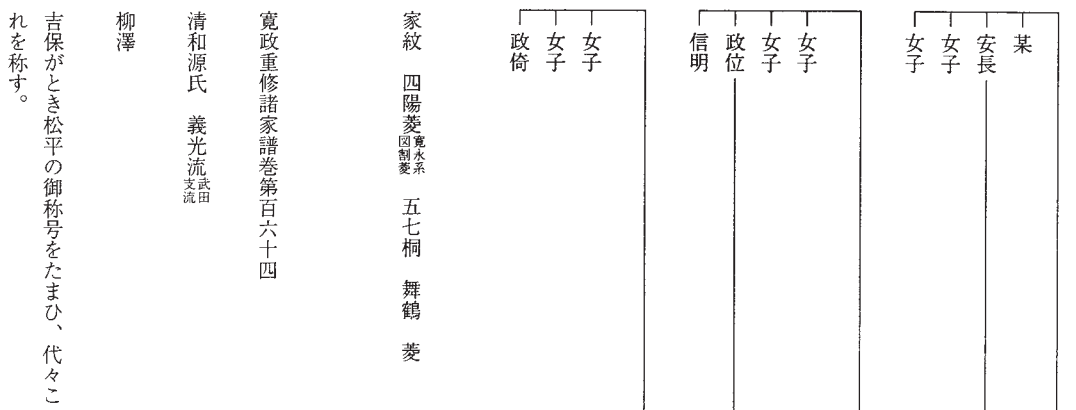
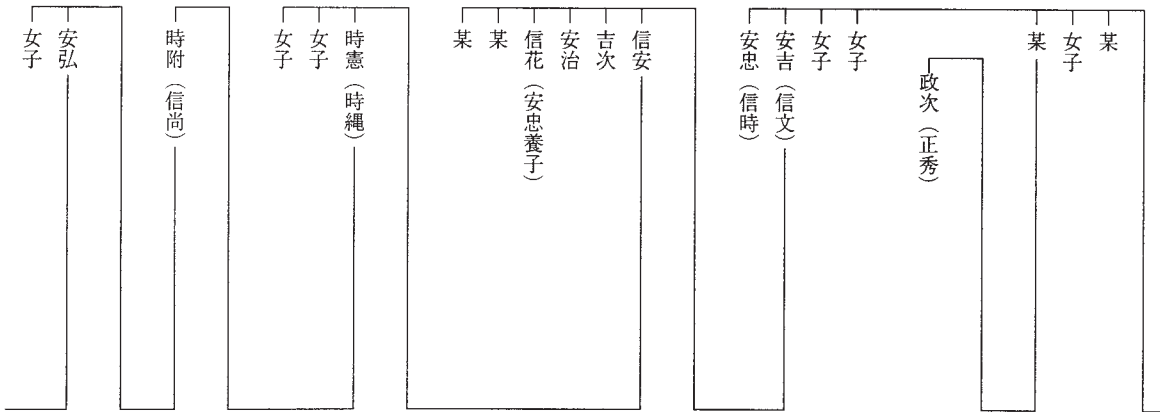
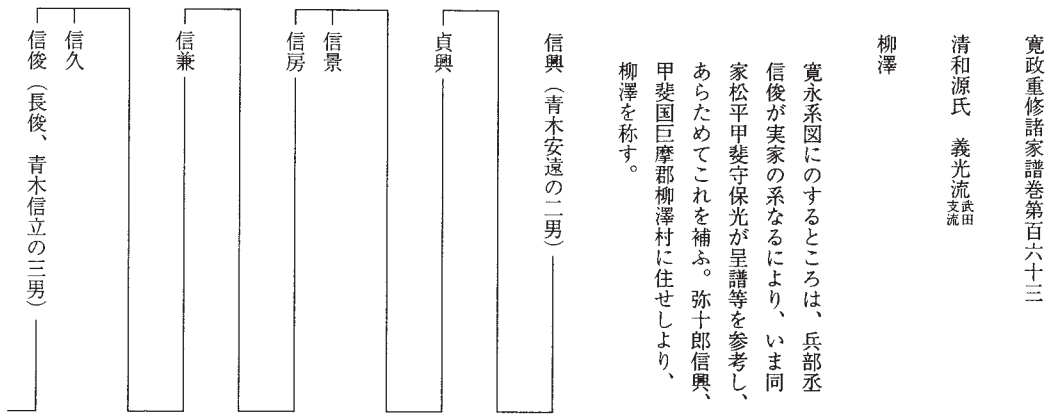
- (2) 大島聖子「武田家の高家登用とその背景」、『武田氏研究』三二、二〇〇五年。
- (3) 常光寺（韮崎市）所蔵の狩野常信筆「絹本著色 柳沢吉保像」（元禄十五年「二七〇二」、山梨県指定文化財、巻頭図版3—1）には、「軍令 法性院殿…」と記されている文書を前にした束帯姿の吉保が描かれている。図中の文書は、武田信玄（法性院）に由緒を求める柳沢家の「軍令」（戦時における家臣の配置や指揮系統を記した文書）である。また恵林寺（甲州市）所蔵の「絹本著色 武田信玄像」（享保八年「二七三二」、甲州市指定文化財）は柳沢吉里によって描かれている。
- (4) 柳沢文庫二〇〇七年度秋季特別展観覧のてびき『甲斐武田と柳澤氏』（財）郡山城史跡・柳沢文庫保存会、二〇〇七年。
- (5) 武田家系図の成立状況の考察については、拙稿①「武田氏系図の成立」（峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』下巻、高志書院、二〇〇七年所収）、②「南松院所蔵武田氏系図について—武田氏系図成立の一考察—」（『山梨県立博物館研究紀要』第二集、二〇〇八年）を参照されたい。
- (6) 齋木一馬・林亮勝・橋本政宣校訂『寛永諸家系図伝』第四（統群書類従完成会、一九八一年）一〇九頁～一一二頁。
- (7) 高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編『新訂 寛政重修諸家譜』第三（統群書類従完成会、一九六四年）二四六頁～二六二頁。
- (8) 前掲註(6)『寛永諸家系図伝』第四には、一〇二頁から一〇九頁にわたり、南北朝時代の甲斐国守護武田信成を祖とする青木家、武田信虎に仕えたという信正を祖とする青木家、信虎・信玄に仕えたという信種を祖とする青木家の三家が所収されている。
- (9) 前掲註(6)『寛永諸家系図伝』第四所収の青木家系図のうち、信種を祖とする青木家系図に記載されている。
- (10) 前掲註(7)『新訂 寛政重修諸家譜』第三 二二六頁～二二九頁の青木家系図。
- (11) 前掲註(10)参照。
- (12) 前掲註(9)参照。
- (13) 柳沢文庫 所蔵番号一三一〇。
- (14) 柳沢文庫 所蔵番号一四一一。
- (15) 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系』第六〇巻上「尊卑分脉」第三編（吉川弘文館、一九六六年）五七頁～三五七頁。
- (16) 『山梨県史』資料編6中世3下県外記録（山梨県、二〇〇二年）資料編第一部第三編一八一。
- (17) 『山梨県史』資料編6中世3上県内記録（山梨県、二〇〇一年）資料編第一部第四編一五。
- (18) 拙稿前掲註(5)①論文参照。
- (19) 柳沢文庫 所蔵番号一四一〇九。
- (20) 柳沢家では信俊が兵部丞の官途名を名乗り、吉里や保光の弟信復が兵部を称している。
- (21) 前掲註(10)参照。

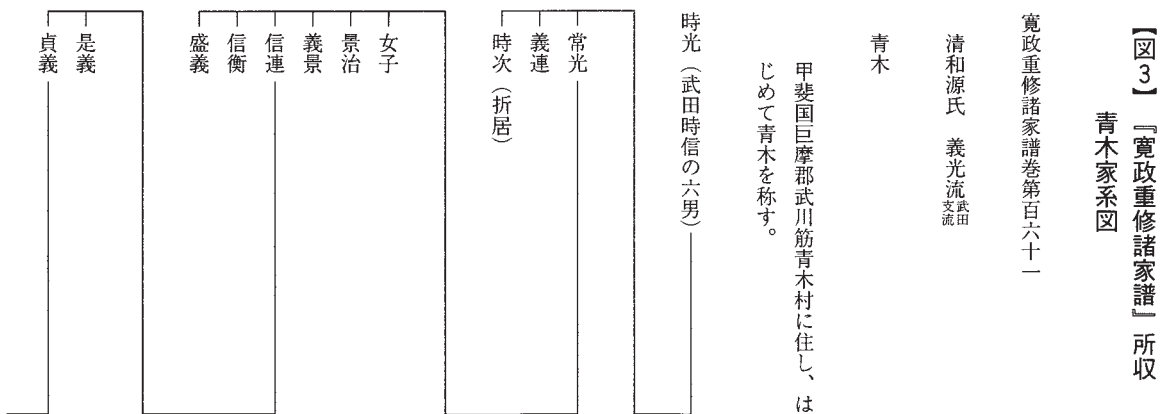
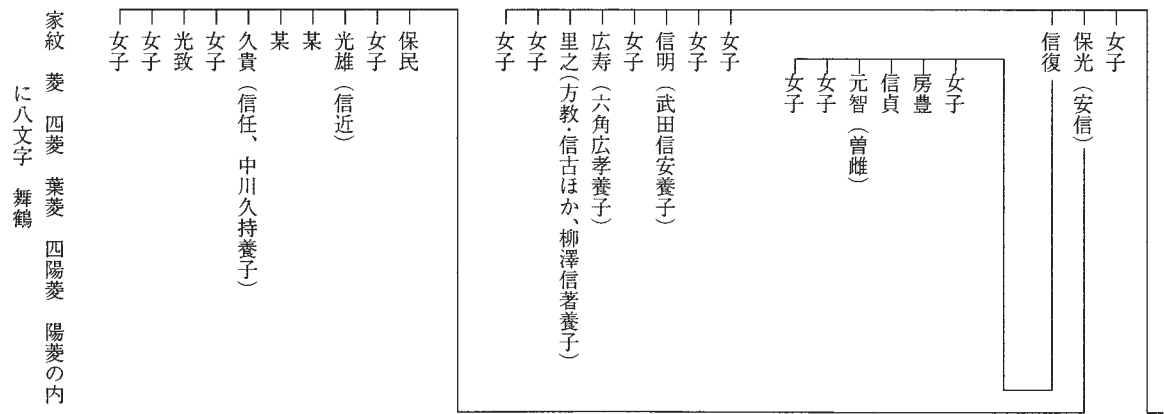
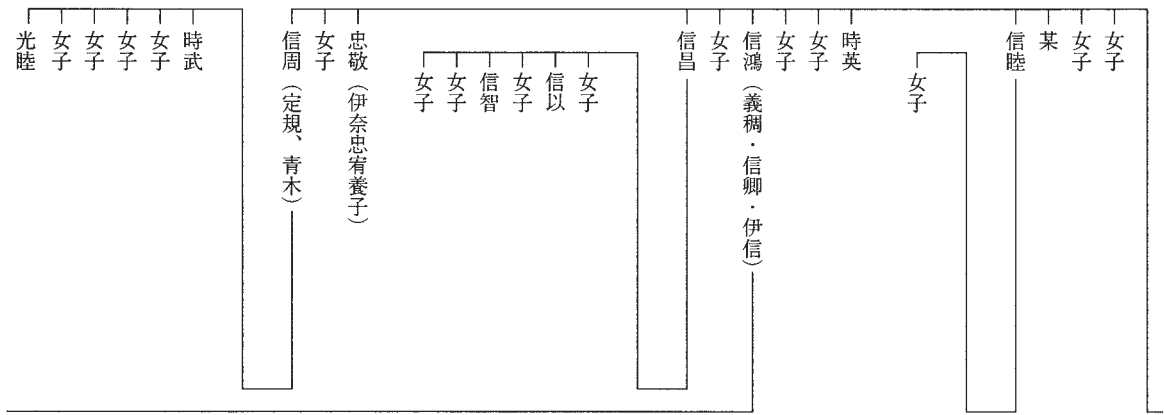
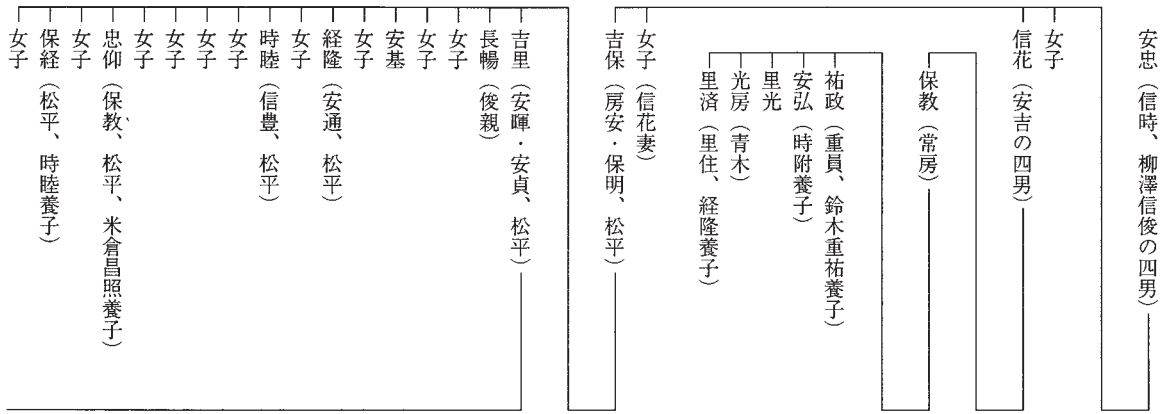
第三章 柳沢家系図の調査と考察

【図1】『寛永諸家系図伝』所収
柳沢家系図



【図2】『寛政重修諸家譜』所収
柳沢家系図





【図3】『寛政重修諸家譜』所収

青木家系図

寛政重修諸家譜巻第百六十一

清和源氏 義光流武田

青木

甲斐国巨摩郡武川筋青木村に住し、はじめて青木を称す。

時光 (武田時信の六男)

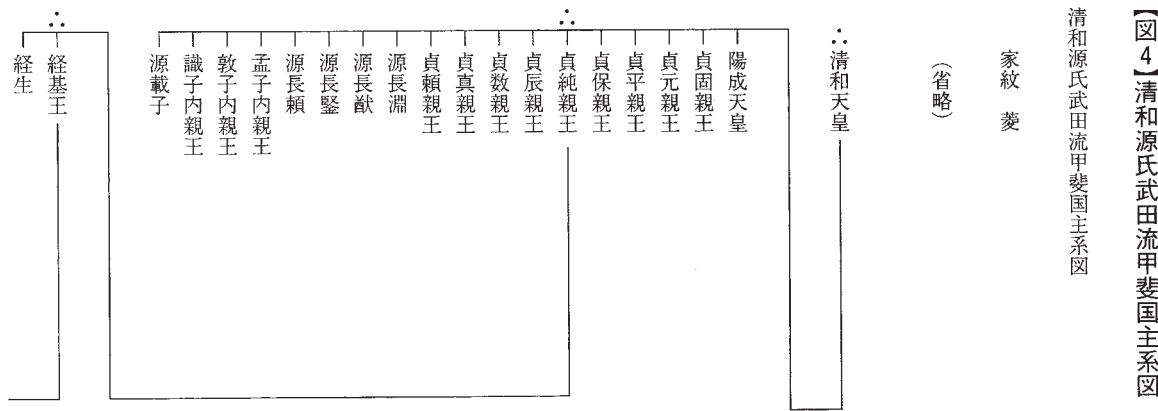
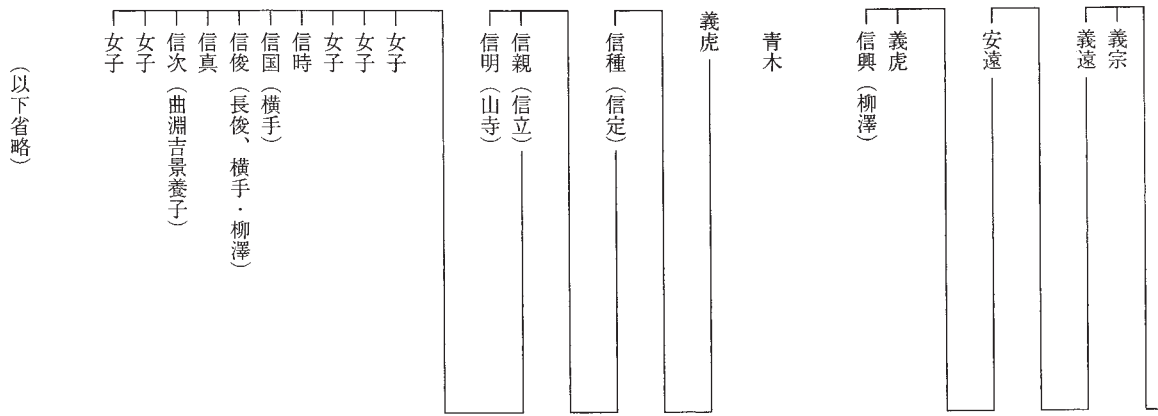
常光
義連
時次 (折居)

女子
景治
義景
信連
信衡
盛義

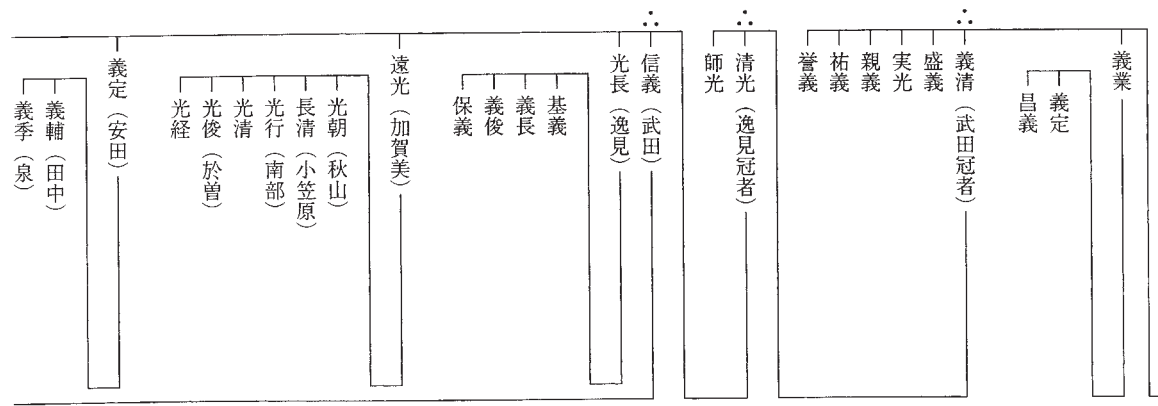
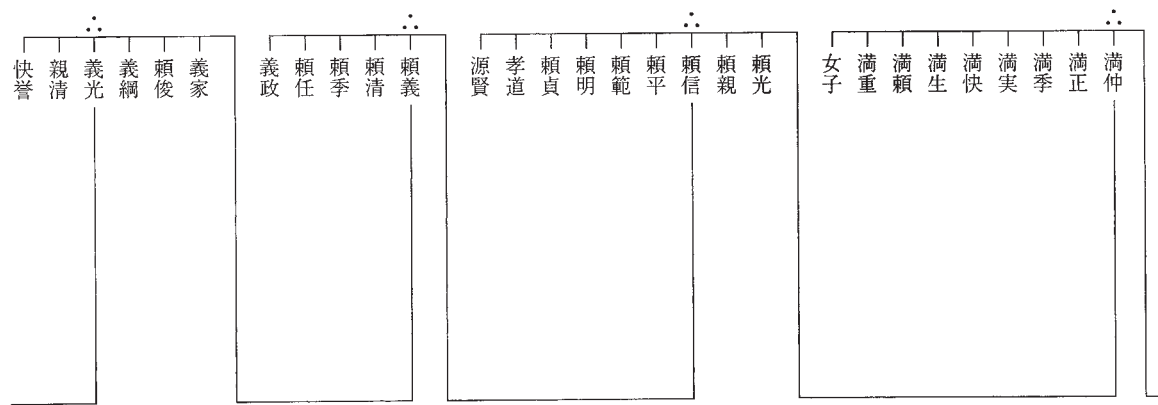
是義
貞義

家紋 菱 四菱 葉菱 四陽菱 陽菱の内
に八文字 舞鶴

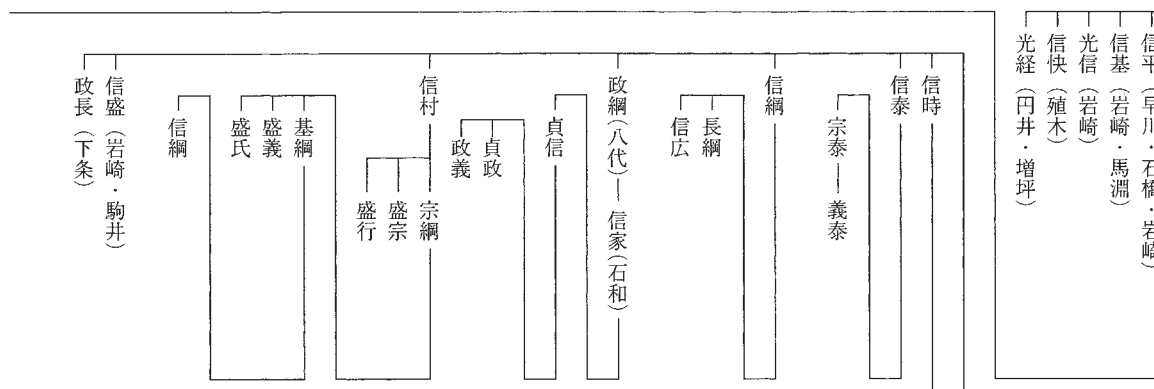
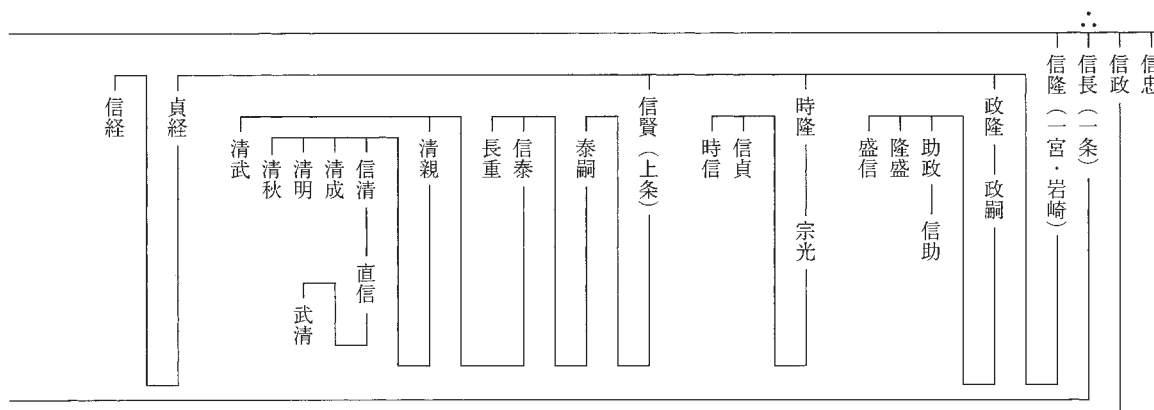
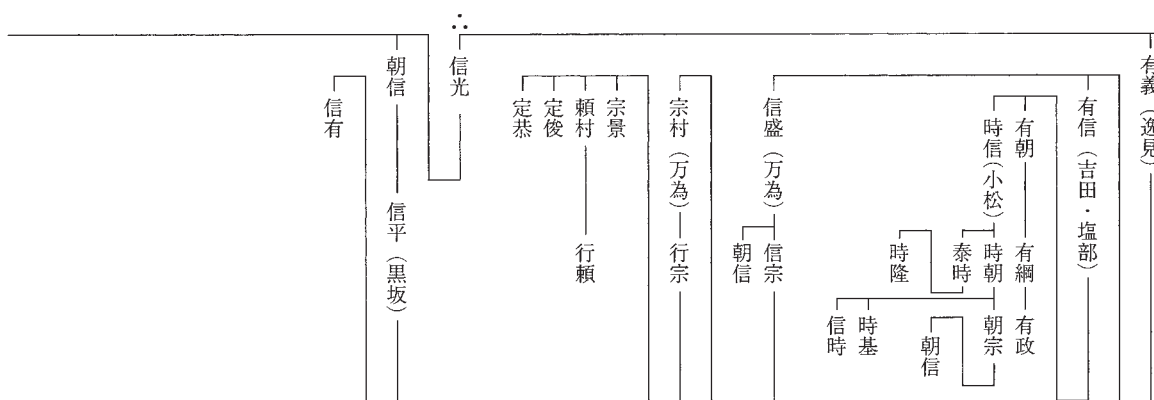
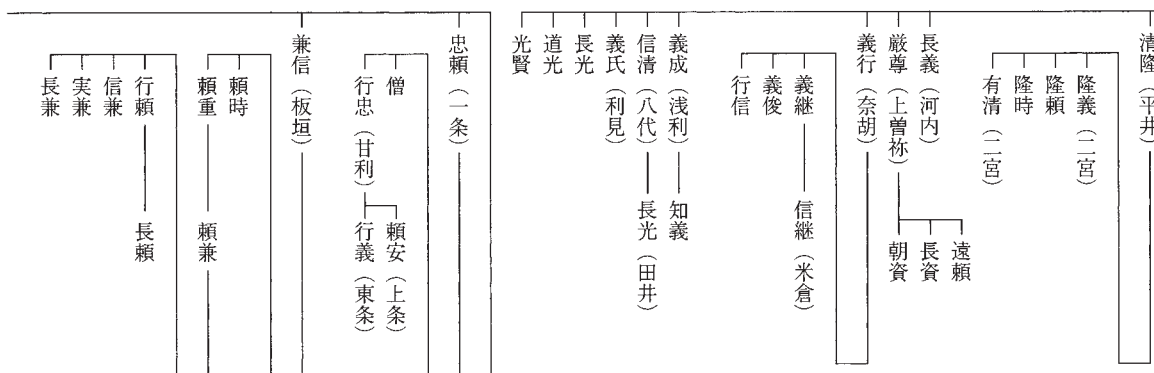
第三章 柳沢家系図の調査と考察



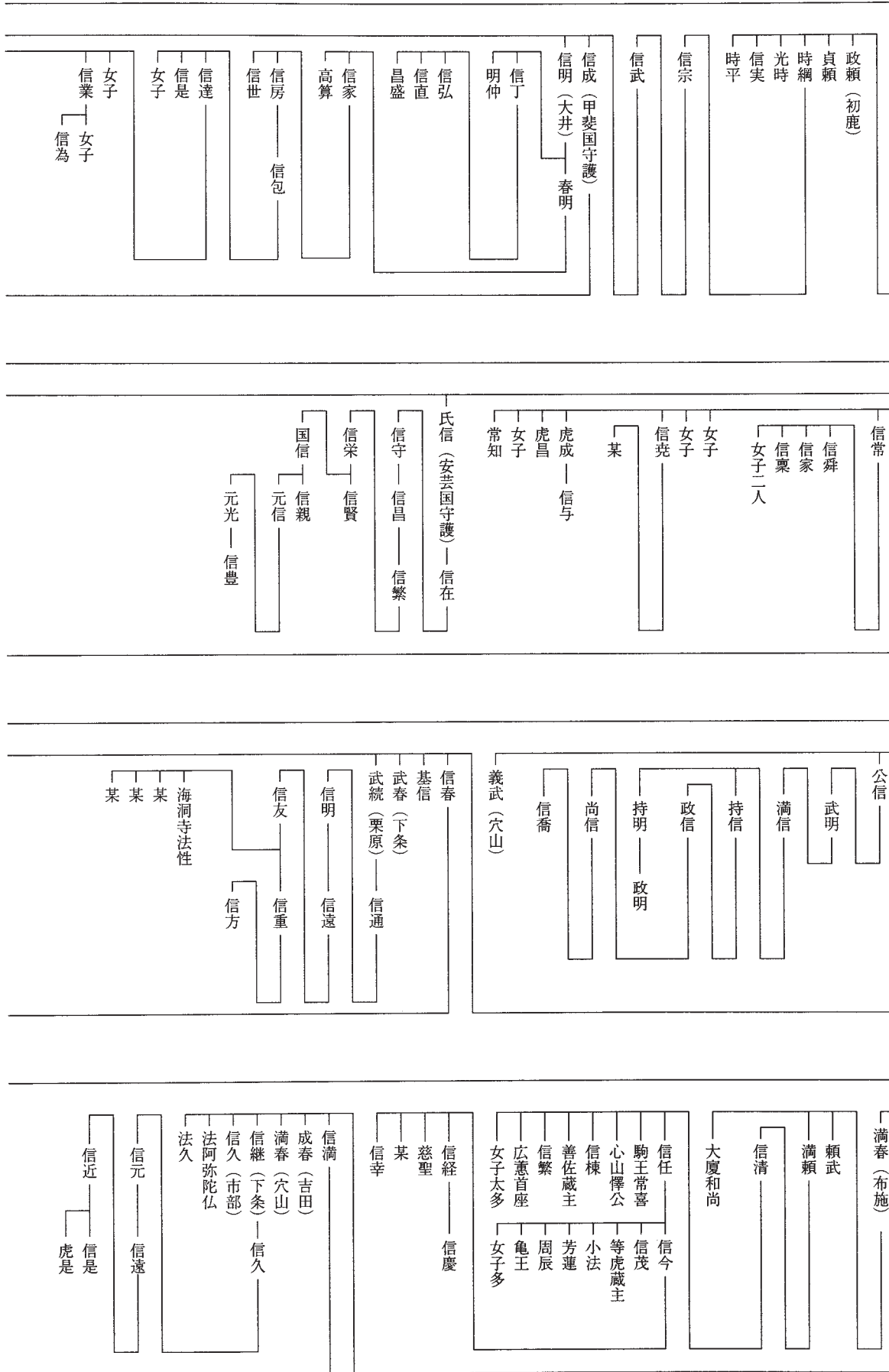
【図4】清和源氏武田流甲斐国主系図



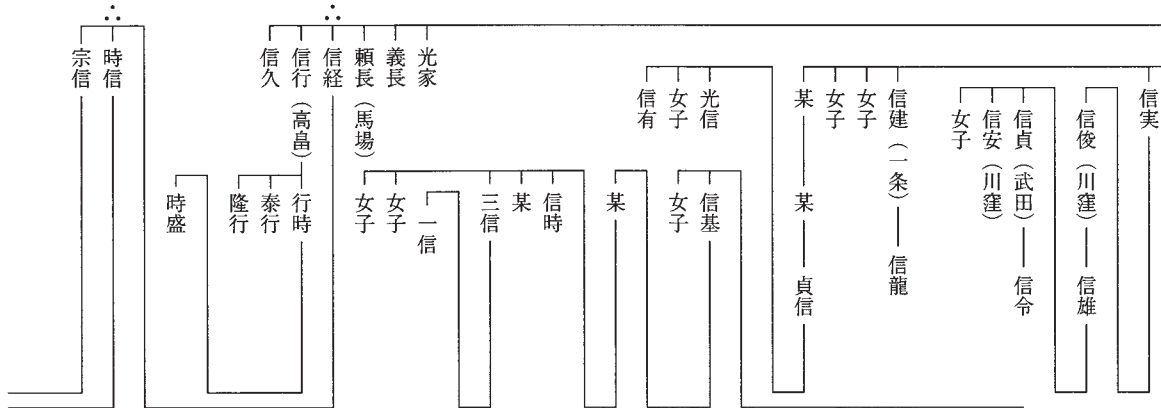
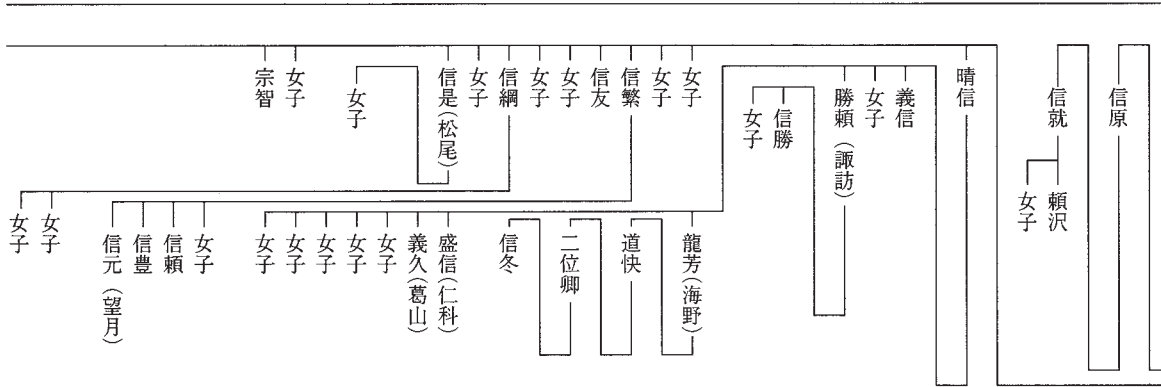
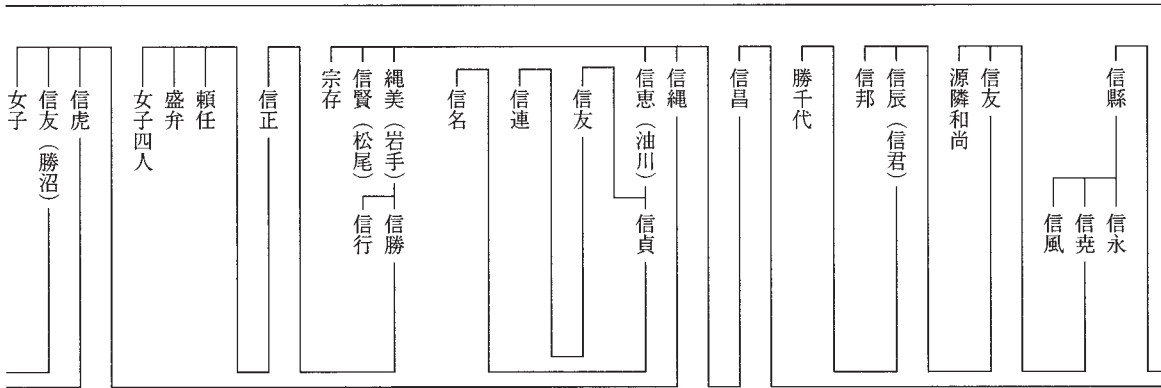
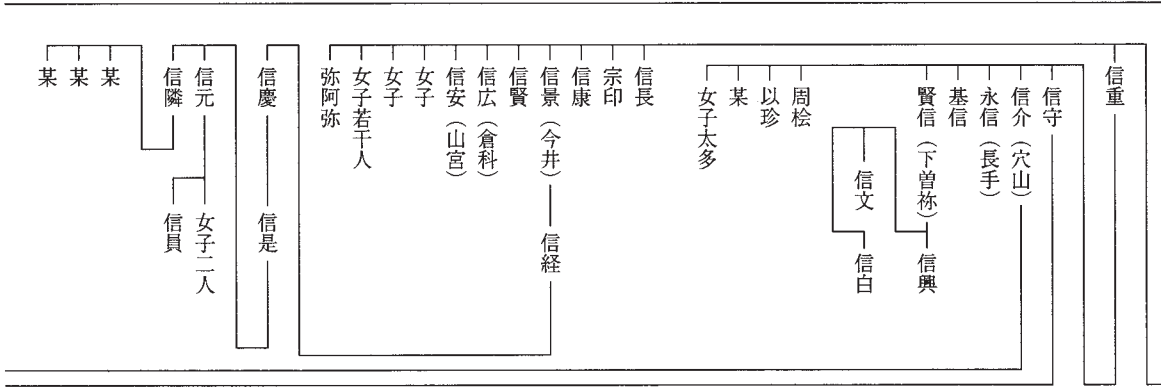
第二部 柳沢吉保の由緒について



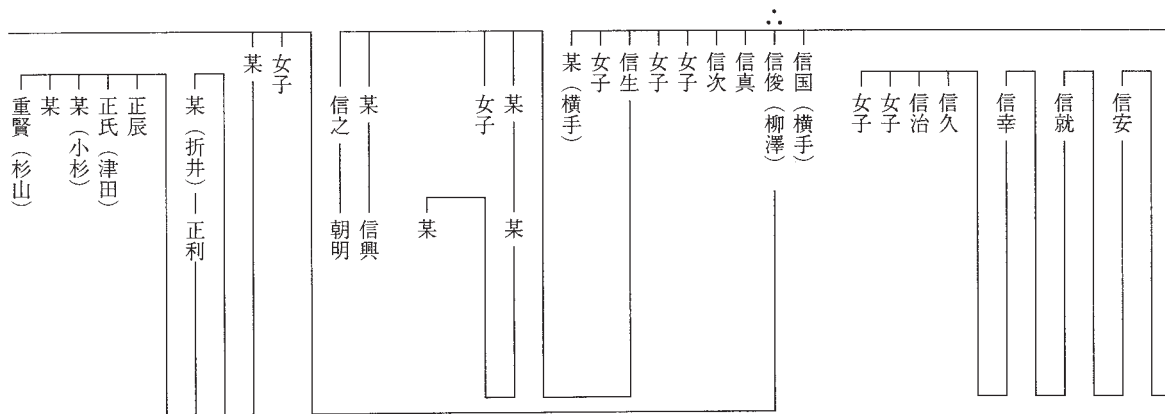
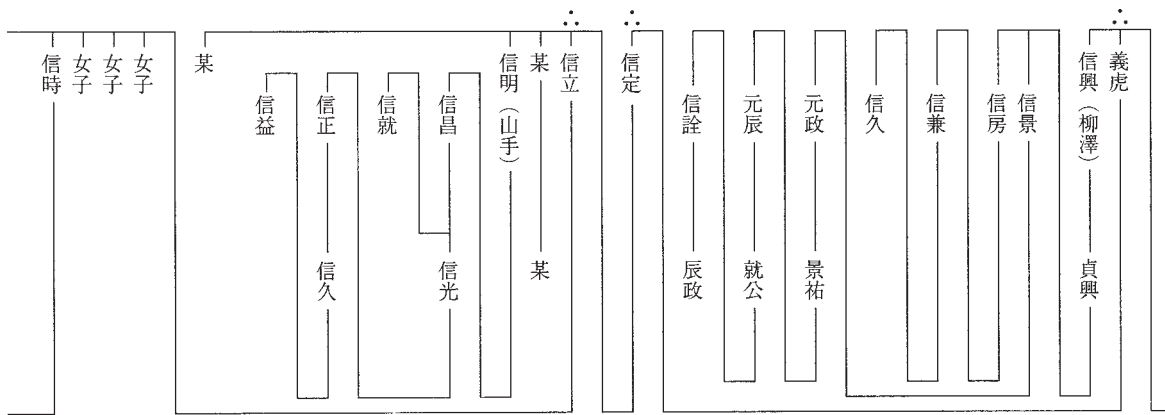
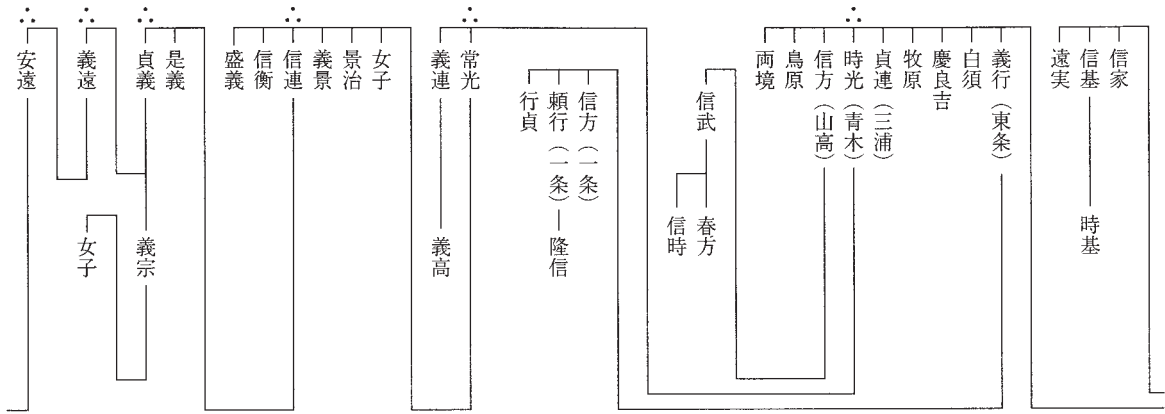
第三章 柳沢家系図の調査と考察



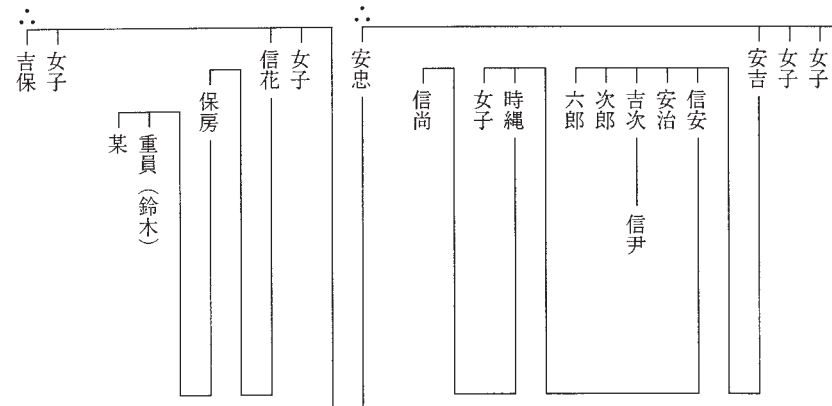
第二部 柳沢吉保の由緒について



第三章 柳沢家系図の調査と考察



(註1) 図1~4の系図に記載されている人物に付された注記は省略した。
 (註2) 図1~4の系図中の()は、系図に記載された注記をもとに筆者が付したものである。



第二部 柳沢吉保の由緒について

表1 「清和源氏武田流甲斐国主系図」、『尊卑分脈』、「武田源氏一統系図」の比較

	「清和源氏武田流甲斐国主系図」	『尊卑分脈』	「武田源氏一統系図」
	清和天皇	清和天皇	清和天皇
清和天皇 子	陽成天皇 貞固親王 貞元親王 貞平親王 貞保親王 貞純親王 貞辰親王 貞数親王 貞真親王 貞頼親王 源長洲 源長猷 源長鑿 源長頼 孟子内親王 敦子内親王 識子内親王 源載子	陽成天皇 貞固親王 (子孫省略) 貞元親王 (子孫省略) 貞平親王 (子孫省略) 貞保親王 (子孫省略) 貞純親王 貞辰親王 貞数親王 (子孫省略) 貞真親王 (子孫省略) 貞頼親王 源長洲 源長猷 (子孫省略) 源長鑿 源長頼 (子孫省略) 孟子内親王 敦子内親王 識子内親王 源載子	陽成天皇一貞明 貞固親王 貞保親王 貞平親王 貞純親王
貞純親王 子	経基王 経生	経基王 経生 (子孫省略)	経基親王
経基王 子	満仲 満正 満季 満実 満快 満生 満頼 満重 女子	満仲 満政 (子孫省略) 満季 (子孫省略) 満実 満快 (子孫省略) 満生 満重 満頼	多田満仲 満正
満仲 子	頼光 頼親 頼信 頼平 頼範 頼明 頼貞 孝道 源賢	頼光 (子孫省略) 頼親 (子孫省略) 頼信 頼平 (子孫省略) 頼範 (子孫省略) 頼明 頼貞 孝道 満賢	頼光 (子孫省略) 頼朝 頼貞 頼親 頼平 源賢 頼尋 頼信
頼信 子	頼義 頼清 頼季 頼任 義政	頼義 頼清 (子孫省略) 頼季 (子孫省略) 頼任 (子孫省略) 義政 (子孫省略)	頼義 頼季 (子孫省略) 頼清 (子孫省略)
頼義 子	義家 頼俊 義綱 義光 親清 快誉	義家 (子孫省略) 義綱 (子孫省略) 義光 快誉	義家 (子孫省略) 義綱 (子孫省略) 義光
義光 子	義業一義定・昌義 義清 盛義 実光 親義 祐義 誉義	義業一昌義・義定・義仲・源尋 (子孫省略) 義清 盛義 (子孫省略) 実光 (子孫省略) 親義 (子孫省略) 祐義 覚義	義業一義盛一昌義 義清
義清 子	清光 師光	清光 師光 (子孫省略)	清光
清光 子	信義 光長一基義・義長・義俊・保義 遠光一光朝・長清・光行・光清・光俊・光経 義定一義輔・義季 清隆一隆義・隆頼・隆時・有清 長義 厳尊一遠頼・長資・朝資 義行一義繼・義俊・行信 (子孫省略) 義成一知義 信清一長光 義氏 長光 道光 光賢	光長一基義・義長・義俊・保義 (子孫省略) 信義 遠光一光朝・長清・光行・光清・経光・光俊 (子孫省略) 義定一義輔・義季 (子孫省略) 清隆一隆義・隆頼・隆時・有清 (子孫省略) 長義 光義一実光 (子孫省略) 厳尊一遠頼・長資・朝資 (子孫省略) 義行一義繼・行信 (子孫省略) 義成一知義 信清 義氏一遠信 長義一光義 道光 光賢	信義 遠光一光朝・長清・光行・光経・光俊 (子孫省略) 光長 義定 清隆一隆義・隆頼・隆時 長義 義行一義繼・義俊・行信 (子孫省略) 義成 源尊 信清一長光
信義 子	忠頼一僧・行忠 (子孫省略) 兼信一頼時・頼重 (子孫省略) 有義一有信・信盛 (子孫省略) 信光	忠頼一飯室禅師・行忠 (子孫省略) 兼信一頼時・頼重 (子孫省略) 有義一有信・信盛 (子孫省略) 信光	忠頼 兼信 有義 信光
信光 子	朝信一信平一信有 信忠 信政 信長 信隆一政隆・時隆・信賢・貞経 (子孫省略) 信平 信基 光信 信快 光経	朝信一信幸一信有 信忠 信政 信長 信隆一政隆・時隆・信方・貞経 (子孫省略) 信繼 信基 光信 光性	朝信 信忠 信政 信長 信隆一政隆・時隆・信賢 (子孫省略) 信平 信基 信快 光経一貞経 (子孫省略)

第三章 柳沢家系図の調査と考察

	「清和源氏武田流甲斐国主系図」	『尊卑分脈』	「武田源氏一統系図」
信政 子	信時 信泰—宗泰—義泰 信綱 政綱—信家—貞信—貞政—政義 信村—宗綱・盛宗・盛行（子孫省略） 信盛 政長	信時 政綱—信家—貞信—政義・貞政 信村—宗綱・盛宗・盛行（子孫省略） 信泰—宗泰—義泰 信綱—長綱・信広	信時 政綱 信成 政長 信泰 信綱
信時 子	政頼 貞頼 時綱 光時 信実 時平	時頼 政頼 時綱 貞頼	時綱 信実 時平 政頼 貞頼 光時
時綱 子	信宗	信宗	信宗
信宗 子	信武	信武	信武
信武 子	信成 信明—春明・信丁・明仲（子孫省略） 氏信—信在—信守（子孫省略） 公信—武明—満信（子孫省略） 義武	氏信—満信—信守・信繁（子孫省略） 直信—信綱—信賢	信成 信明—春明・信丁・光善寺・明仲（子孫省略） 氏信—信在—信守（子孫省略） 公信—武明—満信（子孫省略） 義武
信成 子	信春 基信 武春 武統—信通—信明（子孫省略） 満春—頼武・満頼・大慶和尚（子孫省略）		信春 基信 武春 武統—信通—信明（子孫省略） 満春—頼武・満頼・大慶和尚（子孫省略）
信春 子	信満 成春 満春 信継—信久—信元（子孫省略） 信久 法阿弥陀仏 法久		信満 成春 満春 信継—信久—信元（子孫省略） 信久 法阿弥陀仏 法久
信満 子	信重 信長 宗印 信康 信景—信経—信慶（子孫省略） 信賢 信広 信安 女子 女子若干人 弥阿弥		信重 信長 信康 宗印 信景—信経—信慶（子孫省略） 信賢 信広 信安 女子太多 弥阿
信重 子	信守 信介—信縣—信永・信堯・信風（子孫省略） 永信 基信 賢信—信興・信文・信白 周松 以珍 某 女子太多		信守 信介—信縣—信采・信堯・信風（子孫省略） 永信 基経 賢信—信興—信文—信白 周松 以珍 又三郎 女子太多
信守 子	信昌		信昌
信昌 子	信繩 信恵—信貞・信友（子孫省略） 繩美—信勝・信行（子孫省略） 信賢 宗存		信綱 信恵—信貞・信友（子孫省略） 綱美—信勝・信行 信賢 宗存
信繩（信綱）子	信虎 信友—信原—信就（子孫省略） 女子一人		信虎 信友—信原—信就（子孫省略） 女子一人
信虎 子	晴信 女子 女子 信繁—女子・信頼・信豊・信元 信友 女子 女子 信綱—女子・女子 女子 信是—女子 女子 宗智 信実—信俊—信雄—信貞・信安・女子（子孫省略） 信建—信龍 女子 女子 某—某—貞信（子孫省略）		晴信 女子 女子 信繁—女子・信頼・信豊 信基 女子 女子 信連—女子・女子 於亀 信是 女子 宗智 信実—信俊—信雄—信貞・信安・御伊勢 信龍 女子 女子
晴信 子	義信 女子 勝頼—信勝・女子 龍芳—道快—二位卿—信冬 盛信 義久 女子 女子 女子 女子		義信—女子一人 勝頼—信勝・女子一人 龍芳 盛信 義久 女子 女子 女子

第二部 柳沢吉保の由緒について

	「清和源氏武田流甲斐国主系図」	『尊卑分脈』	「武田源氏一統系図」
信長 子	光家 義長 頼長 信経 信行—行時・泰行・隆行（子孫省略） 信久	義長 頼長 信経 信久 信行—行時・泰行・隆行（子孫省略）	光家 義長 頼長 信経 信行
信経 子	時信 宗信—信家・信基・遠実（子孫省略）	時信 宗信—信家・信基・遠実（子孫省略）	時信
時信 子	義行—信方・頼行・行貞—隆信（頼行の子） 白須 慶良吉 牧原 貞連 時光 信方—信武—春方・信時 鳥原 両境 常光 義連—義高	信重—貞頼 義行—信方・頼行・行貞—隆信（頼行の子） 貞連 宗景 時光 信泰 源光—信高—信行 信源 経光	義行 白次 慶良吉 牧原 貞連 時光 信方—信武—春方・信時 鳥原 両境
時光 子			
常光（経光）子	女子 景治 義景 信連 信衡 盛義	時忠	
信連 子	是義 貞義		
貞義 子	義宗—女子 義遠		
義遠 子	安遠		
安遠 子	義虎 信興—貞興—信景—元政—景祐（子孫省略） └信房—信兼—信久		
義虎 子	信定		
信定 子	信立 某—某 信明—信昌—信光・信就（子孫省略） 某		
信立 子	女子 女子 女子 信時—信安—信就（子孫省略） 信国 信俊 信真 信次 女子 女子 信生—某・女子・某・信之（子孫省略） 女子 某		
信俊 子	女子 某—某—正利（子孫省略） 女子 女子 安吉—信安・安治・吉次・次郎・六郎（子孫省略） 安忠		
安忠 子	女子 信花—保房—重員・某 女子 吉保		

第四章 吉保による武田家遺制の継承

はじめに

第一章で紹介したように、柳沢吉保は、多くの肖像を遺したが、このうち常光寺本（巻頭図版3-1）には、「法性院殿軍令二十九箇條」と記された武田信玄（法性院殿）が定めたと伝わる軍勢の規則を、柳沢家が受け継いだという「軍令」を前にして、束帯姿の吉保が坐している構図が描かれている。

吉保が信玄を意識していた形跡は数多く残されているが、本章ではその状況について、吉保夫妻の廟所がある恵林寺（山梨県甲州市）の所蔵資料、および永慶寺・柳沢文庫等、奈良県大和郡山市に伝来する資料をもとに考察する。

（1）恵林寺所蔵資料

武田信玄の菩提寺である恵林寺に対して、吉保が最初に関係を持ったのは、若年の頃に遡る。すなわち、恵林寺が所蔵する寛文十二年（一六七二）の「恵林寺奉加帳 寛文十二年記」によると、同年に信玄の百回忌を迎えた恵林寺では盛大に法要が催されたが、この際、江戸幕府の旗本となっていた武田家旧臣の子孫である曲淵吉貸・三枝守俊ほかが中心となり、武田家にゆかりのある旗本や各藩の家臣、または浪人などから浄財が集められた。

この内、「館林宰相君幕下」として、上野国館林藩（群馬県館林市）の藩主であった徳川綱吉の家臣からは、三十三名が奉加に応じている。この三番目に「銀老枚 柳沢刑部左衛門殿」、四番目に「金老歩 柳沢弥太郎殿」とあり、父安忠（刑部左衛門）と並んで当時元服前の十五歳であった吉保（弥太郎）の名前が見える。

この時の奉加によって、今日に伝わる恵林寺の信玄供養塔（山梨県指定文化財）が造られたが、少年期から、吉保が武田家旧臣の末裔であることを意識していた様子がうかがわれる。

その後、将軍となった綱吉の側近として、幕府政治の中枢を担った吉保は、武蔵国川越藩（埼玉県）の藩主であった元禄十五年（一七〇二）秋、奥絵師狩野常信に描かせた三幅の画像のうち常光寺本に、「軍令」を載せた文台を前に坐した自らの姿を表した。

これらの資料からは、武田家旧臣の子孫であることをアイデンティティとして、吉保が信玄の供養や遺制を重視する意識を持っていたことがうかがわれる。

ところで、宝永元年（一七〇四）、吉保は先祖の地である甲斐国と甲府城を将軍綱吉から拝領すると、信玄を讃えるとともに、自らをその後継者と位置付ける対応を相次いで行うようになった。

恵林寺では、甲斐国拝領の翌年にあたる宝永二年（一七〇五）四月十二日、吉保によって信玄（法名法性院殿）の百三十三回忌の法要が催された。

この時に、吉保が奉納した「法性院殿百三十三回忌詠歌」には、「法性院殿百三十三年 遠忌追幅書志 左少将源朝臣吉保 百あまりみそしみとせの夢の山、かひありて今とふもうれしき」と記されている。すなわち、武田信虎が夢を見て信玄が誕生したという伝承が残る夢山（山梨県甲府市）に、百三十三年の歳月を経た今、甲斐あつて訪問がかなったことを感激する内容が詠まれている。「かひありて」は、吉保の甲斐国拝領とかけ合っているのであろうが、吉保が信玄を崇拜するとともに、前年における将軍徳川綱吉からの甲斐国拝領を喜ぶ様子がうかがわれる。

また、恵林寺には、吉保が奉納した「太刀銘来国長 附糸巻太刀拵」（重要文化財）が伝来している。この太刀は、南北朝時代の刀工来国長が制作し

たものであり、国長は京都から摂津国中島（大阪府大阪市）に移り活動したため「中島来」と呼ばれる。また、拵には、梨子地の蒔絵に柳沢家が用いた四花菱紋が散らされるとともに、太刀が収納された外箱には、金箔で武田家・柳沢家の正紋である花菱紋の装飾が施されている。なお、白木の内箱の蓋には、「法性院殿影前、来国長太刀 老腰、宝永二年乙酉二月二十八日甲斐少将源朝臣吉保奉納」と記されており、宝永二年（一七〇五）二月二十八日に吉保より信玄の霊前に奉納されたことを確認できる。

『甲州龍華山御建立次第』⁽¹⁾によると、この太刀には代三百貫の折紙が付され、「法性院殿帯劔」である旨が伝わっていた。吉保は「鞘巻御拵」を丁寧に造るよう指示し、目録を箱内に納めたという。

これらの記録により、この太刀が江戸時代当時から信玄の佩用と伝えられ、同年四月十二日に恵林寺で催された信玄の百三十三回忌の法要に際して、吉保から奉納されたことがわかる。

さらに、同寺には、「甲斐少将松平吉保」の署名とともに、宝永二年（一七〇四）三月の年記がある「甲斐少将松平吉保家世次第」と題された系図が所蔵されている。本系図には、甲斐源氏の祖である源義光に始まり、武田信義・信光父子、一条信経・時信父子ほかを経て、時光から青木家の系譜が続き、柳沢信俊（吉保祖父）・安忠（吉保父）父子に至る十九代の系譜が記載されている。系図に続いて奥書には、次のように記載されている。

【資料1】

右信俊天正十年東照大神君御出馬之時、於当国新府始拜謁、頂戴本領当国柳沢郷安堵御朱印、爾来世世勤勞以、至吉保今度改賜封疆悉領山梨・巨麻・八代三郡之地、是歳四月十二日当法性院殿百三十三年遠忌故、追修法福録右世系而納之恵林寺云

資料1によると、天正十年（一五八二）の天正壬午の乱に際して、信俊が徳川家康（東照大神君）に出仕して本領である柳沢郷（山梨県北杜市）を安堵されたこと、そして、この時以来の精勤によって、この度、吉保が甲斐国三郡（山梨・巨摩・八代）を拝領し、信玄の百三十三回忌の法要にあたって、菩提寺である恵林寺にこの系譜を奉納したことが記されている。

本系図からは、「先祖の地」甲斐国を治めることになった吉保が、信玄の法要に際し、甲斐源氏の末裔として、自らが甲斐国の正統な支配者であることを世に示そうとした形跡がうかがわれる。その後、吉保が自らの彫像を恵林寺に奉納したことは、第二章で紹介したとおりである。これに際して、恵林寺には、柳沢保山（吉保）書状が伝来している。

【資料2】

今度、寿像安置本望之至候、信玄公尊像被遺置之地雖可恐入義候、愚存有之故不顧外評及此儀候、猶使者浅利藤左衛門可申述候也、謹言
七月廿日 前国主保山（花押）

恵林寺東法和尚
机下

資料2によると、家督を息子吉里に譲り「保山」と称した吉保が、恵林寺の東法和尚に寿像の奉納を伝えている。文中には、周囲の評判にかかわらず、信玄の「尊像」が祀られている恵林寺に自らの寿像を奉納することを、「本望之至」とする吉保の意志が記されているが、この信玄の「尊像」とは、信玄の生前の姿を模したと伝わる武田不動尊像に該当する。

したがって、資料2から、自身の寿像を恵林寺に奉納することによって、自らを信玄と重ね合わせようとした吉保の意図をうかがうことができる。

山梨県立博物館では、「柳沢吉保と甲府城」展に際して、恵林寺に伝わった吉保像の調査を行ったが、この際、像内に墨書銘が存在することを確認し、「寶永七庚寅十一月大吉日 京七條大佛師流し 甲陽城下住ス、大下浄慶・同治郎右衛門・同左右衛門造之」と解読した。

すなわち、宝永七年（一七一〇）十一月、吉保は、甲府に住む仏師大下浄慶ほかに自らの木像を制作させたことを確認できる。この浄慶は京七条大仏師流を称しているが、生前の信玄の姿を模したと伝わる武田不動尊像（恵林寺蔵）の作者康清の孫であり、甲府の八日町を拠点としていたという³。

なお、大和郡山市教育委員会が所蔵する「豊田家史料」のうち、家臣数田重守に宛てた年不詳の吉保書状⁴には、「先年恵林寺江我等寿像一軀安置可致と拵置候、先達而恵林寺二置所も出来有之候、（省略）上壇之寸法等者永慶寺之通致候得者能候」とあり、永慶寺に設けられた吉保夫妻像を安置する建物を模して、恵林寺に吉保像を祀る同様の建物が建築されたことがわかる。

このように、吉保による寿像の制作および恵林寺奉納について、武田不動尊像が伝来する信玄の菩提寺に自らの寿像を奉納したこと、また信玄の姿を模したと伝わる武田不動尊像を制作した仏師康清の子孫とされる大下浄慶に、自らの寿像の制作を依頼したことをふまえると、吉保は、二重に自らを信玄と重ね合わせようとしたことがわかる。

そして、吉保没後の享保九年（一七二四）、吉保の跡を継いだ子息の吉里が大和国郡山に転封となった際、吉里は、岩窪（山梨県甲府市）に造営された吉保の菩提寺永慶寺にあった吉保夫妻の靈廟を、生前の愛用品とともに恵林寺へと改葬した⁵。

以上のように、生前から没後に至るまで、吉保が恵林寺をとおして、甲斐

国を統治する信玄の後継者としての地位の誇示、さらには信玄との同化による権威の向上を図ったことは明瞭である。

また、吉保は、元禄十三年（一七〇〇）末から同十四年（一七〇一）にかけて、信玄の次男龍芳の子孫である武田信興を將軍綱吉に引き合わせ、高家武田家の創設に尽力したが⁶、その後、高家武田家の歴代当主は柳沢家から度々養子を迎えており⁷、武田・柳沢両家の一体化が進んでいる。この状況も、信玄との同化を図った吉保の意図の延長上に位置付けられよう。

なお、恵林寺には、息子の吉里が描いた武田信玄像が伝来しているが、同図の軸頭には、住職大伽道痴による「玄公一百五十諱景自寫以為」と記された墨書があり、享保七年（一七二二）の信玄百五十回忌に際して作成されたことがわかる。吉保による信玄への意識は、画像の作成という手段によって、吉里に受け継がれたのである。

（2）大和郡山市伝来資料

ここまで、恵林寺所蔵資料をとおして、吉保による武田家遺制の継承について考察したが、続いて大和郡山市に伝来する複数の資料をとおして、その状況を考える。

当地にある吉保の菩提寺永慶寺には、次の文言の記載とともに、吉保の印が捺された古文書が、衝立に貼られた状態で伝来する（図1参照）。

【資料3】

（関防印）「特賜武田累世遺壤中興甲斐一流源氏」

法性院殿武備之正統／伝在吾家故、旗本備・前／備・左右備・先備・卜備小／荷駄備、陣取如各図敬／定之早、依此法而可成／臨機応変之妙用者也

宝永四年丁亥七月十二日

武田太郎信義十七代後胤甲斐国主
左近衛少将源朝臣松平吉保

(印)「甲斐少将」「松平吉保」

資料3の記載内容を要約すると、吉保は、「法性院殿」(信玄)の陣立の正統が柳沢家に受け継がれていることを宣言し、旗本備・前備・左右備・先備・卜備(裏力)・小荷駄備の陣取を「各図」のように定め、臨機応変に対応するように指示している。この内容から、資料3には本来陣立の状況を表した「各図」が記載されていたことがわかる。資料3の寸法は、縦五三・三センチメートル、横七五・九センチメートルであるが、縦紙の料紙としては横幅が長い。この状況をふまえると、資料3は、本来掛軸装であったが切断され、「各図」の部分が欠損していると判断される。

『楽只堂年録』宝永四年(一七〇七)七月十二日条によると、吉保は、法性院殿の遺法により家中の軍制を十一の備に分け、その状況を書冊や絵図に表し、蔵に納めて子孫に永く伝えるよう指示した。

資料3は、その文言から、このうち「旗本の図」と題された陣立図に該当すると考えられ、吉保が信玄の軍制を受け継ぐことを強く意識していたことを確認できる。

続いて、柳沢家家臣豊田家に伝来した古文書群である「豊田家史料」(大和郡山市教育委員会蔵)に含まれる、柳沢家の旗指物図(図2参照)について考察する。

本資料によると、柳沢家では、家の正紋である花菱紋があしらわれた「御旗」七本や「御大馬印」、「御小馬印」以下、役職毎に三十件にのぼる旗や槍、兜の前立、母衣、袖印が使用されたことがわかる。また、「士大将以下諸士之從者相印」には、家老・城代・年寄クラスの家臣の從者の裝備について、その

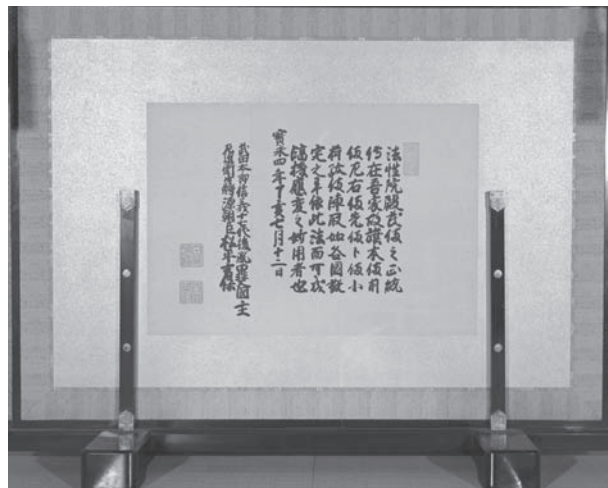


図1 陣立図(永慶寺蔵)

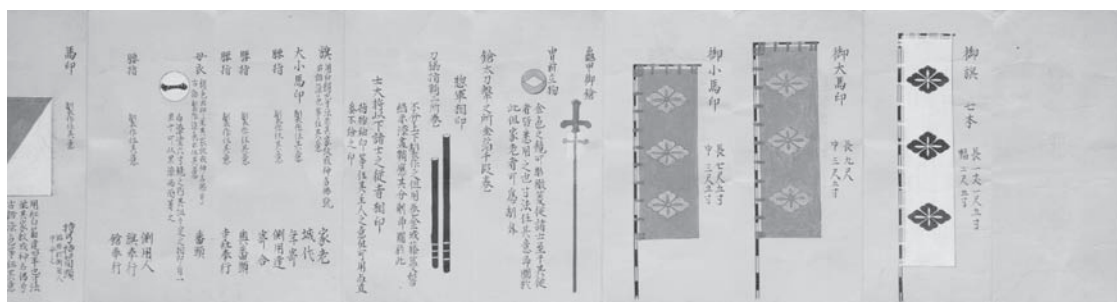


図2 旗指物図(大和郡山市教育委員会蔵「豊田家史料」)

主人の意向に従うよう記されている。中には、百足をあしらった使番の旗のように、『甲陽軍鑑』等に紹介された武田家所用と伝わる旗の影響を受けていたものも確認できる。

本図には、番方組頭や番組の旗に一から十までの数字を付すよう記載されているが、先述したとおり、『樂只堂年録』宝永四年（一七〇七）七月十二日条によると、吉保は信玄の遺法により家中の軍制を十一の備に分けたとある。したがって、本図は柳沢家の陣立が旗本備と十の備で構成された宝永四年以降に作成されたと考えられる。

最後に、柳沢文庫収蔵資料の内から、吉保による武田家遺制の継承がうかがえる資料を考察する。柳沢文庫には、第三章で考察した「清和源氏武田流甲斐国主系図」他の系図類が収蔵されているが、それ以外にも複数の関係資料が現存する。

例えば、同文庫には、四十二点に及ぶ武田信玄・勝頼・万千代（信吉）の書状や武田家・穴山家の伝馬手形などが、懸紙とともに四巻の卷子本に装丁されて収蔵されている。これらは、高野山成慶院（和歌山県）に宛てられた古文書であり、武田家当主による成慶院への進物贈呈や、成慶院の使僧による甲斐国への往来に関する内容となっている。成慶院は、真言宗の霊場である高野山における甲斐国の宿坊として、戦国時代に武田家との交流を維持してきたために、これらの古文書が作成されたといえよう。

吉保が、甲斐源氏の一族かつ信玄の後継者として武田家の由緒の継承を重視していたことは、ここまでの考察で既に明らかであるが、こうした吉保の意図に根拠を付与するためには、戦国時代以来の武田家関係の古文書を、柳沢家家伝のものとして所持する必要がある。武田家発給文書を所蔵する成慶院に所望して、これらの古文書を譲渡されたと考えられる。

その他、柳沢文庫には、吉里が幕府奥絵師の狩野洞春に描かせ、宝永四年

（一七〇七）六月に「武田太郎信義十八世後胤 甲斐侍従源朝臣吉里書」と記して自賛した武田信玄像や、吉里が自ら描いた武田二十四将図などが伝来している。

おわりに

以上、吉保による信玄への意識の変遷について考察した。この結果を以下にまとめる。

まず、恵林寺所蔵資料をとおしては、吉保による信玄への意識が、当初、武田家旧臣の子孫という立場による信玄の供養や武田家遺制の重視であったものが、宝永元年（一七〇四）十二月に吉保が甲斐国の統治者となった後、法要の主催による信玄の後継者としての地位の誇示や、さらには彫像奉納をとおした信玄との同化による権威の向上へと進んだことがわかる。

また、大和郡山市に伝来する資料からは、武田家の遺制と伝えられた軍制が、柳沢家の軍制に実際に反映されていたことや、柳沢家による武田家の由緒の継承を根拠付けるために武田家発給文書の所持が図られたことがわかる。吉保によるこうした取り組みの背景には、江戸開府から百年を経て武家の家格秩序が固定化された時代にあつて、新たに大名となった吉保が、幕閣や藩主として権威を高めるために、甲斐源氏や信玄の威光を利用したと考えられる。しかし、今もなお山梨に伝わる武田信玄を慕う気風に、吉保が残した影響をうかがうことができるのではないだろうか。

註

（1）永慶寺蔵。

（2）吉保は元禄十四年（一七〇二）、子息吉里とともに、將軍徳川綱吉から松平の姓と諱の一字を下賜され、柳沢出羽守保明を改め、松平美濃守吉保を称した。

第二部 柳沢吉保の由緒について

- (3) 『甲斐国志』第四卷(大日本地誌大系四七、雄山閣、一九六八年)卷之百一 人物部付録。
- (4) 「豊田家史料」四〇四三号文書。
- (5) 恵林寺に奉納された吉保夫妻の愛用品の内容は、山梨県指定文化財「永慶寺殿・真光院殿道具覚帳」(恵林寺蔵)に記載されている。
- (6) 『徳川実紀』第六篇(新訂増補国史大系四三、吉川弘文館、一九六五年)元禄十三年十二月二十七日条、同十四年正月十五日条。
- (7) 吉保の曾孫である信明および玄孫である信之が、それぞれ高家武田家の当主となっている。
- (8) 柳沢文庫蔵。

第三部

永慶寺について

第五章 永慶寺什物の調査

はじめに

柳沢吉保の菩提寺として甲斐国山梨郡岩窪村（山梨県甲府市）に建立された永慶寺は、近世以来、甲斐国の古跡の一つとして語り継がれてきた。

すなわち、『甲斐国志』の「廃童華山永慶寺」項には、「宝永中松平美濃守吉保創立シテ寿藏ノ所トナス、山城国宇治黄檗山万福寺ニ準拠シ七堂伽藍莊嚴美麗ナリ、(省略)享保九辰年甲斐守吉里和州郡山得替ノ時、遽ニ当寺ヲ毀チ保山夫婦ノ石塔・肖像ヲ恵林寺ヘ遷シテ改葬シ、堂塔門廡ハ府内其外ノ諸寺ヘ頒与ヘシ由、今ニ存在スルモ多シ、新寺タルヲ以テ如斯托云」とあり、永慶寺の伽藍が、吉保によって黄檗宗の大本山である萬福寺（京都府宇治市）を模して建立されたが、享保九年（一七二四）、吉保の子息吉里が大和国郡山（奈良県大和郡山市）に転封となった際、永慶寺は新規の寺院として取り壊され、吉保と正室定子の靈廟ほかは恵林寺（甲州市）に改葬されたことなどが記されている。

永慶寺の什物については、恵林寺が所蔵する「永慶寺殿・真光院殿道具覺帳」によって、靈廟とともに恵林寺に移された吉保夫妻の生前の愛用品の内容を知ることができ、現在もその実物が同寺に伝わっている。しかしながら、それ以外の什物の状況は、これまで十分に明らかにされていない。

そこで、山梨県立博物館では、「柳沢吉保と甲府城」展の開催、および本調査・研究の実施に際して、現在、大和郡山市に所在する永慶寺の什物の一部を調査し、その来歴を確認することとした。

特に、柳沢文庫が所蔵する宝永七年（一七二〇）『龍華山御建立以来諸色書留一』は、宝永二年（一七〇五）から同七年に至る永慶寺建立の記録であ

るが、書中には、永慶寺に奉納された諸仏や道具が、一部挿絵入りで京都・江戸・甲斐国というように、制作地ごとに分けて記載されている。²⁾ こうした資料をもとにして、永慶寺に現存する什物との照合を行い、当時甲府で花開いた黄檗文化の足跡について考察する。

(1) 永慶寺の主な什物

山梨県立博物館が、企画展「柳沢吉保と甲府城」の開催準備にあたり、奈良県大和郡山市に所在する永慶寺において関係資料の調査を行ったところ、従来広く知られていなかった数点の資料が同寺に所蔵されていることを確認した。このうち、第一章・第二章で触れた吉保の肖像を除く主な資料について概要を説明する（寸法の単位は、いずれもセンチメートル）。³⁾

① 悦峯道章像（縦一三・五 横五七・八、掛軸装）【図1】

黄檗宗大本山萬福寺（京都府宇治市）八代住持および永慶寺開山であった悦峯道章の頂相。画賛にある「丙申」の年記より、享保元年（一七一六）の制作であることが判明する。

悦峯は、中国浙江省杭州府銭塘県の出身で、貞享三年（一六八八）に興福寺（長崎市）に招かれて住職となり、その後、宝永四年（一七〇七）五月に黄檗山八代として萬福寺に入山した。悦峯と吉保との交流は、住職となった報告のため悦峯が江戸に上って將軍綱吉に謁見した同年八月と思われるが、翌年春の江戸参府の際、吉保が悦峯を駒込の柳沢家下屋敷（六義園）に招き、稲々山靈台寺とした菩提寺の寺号を童華山永慶寺に改めたことが、『樂只堂年録』宝永五年（一七〇八）四月十二日条に記されている。宝永六年（一七〇九）の綱吉没後、吉保は六義園において悦峯を導師として受戒し、法号を保山元養と改めた。そして悦峯は永慶寺の勧請開山として、宝永七年（一七二〇）八月、吉里に迎えられて甲府に入り、十五日に永慶寺が開堂した。正徳二年

(一七二二) 冬、悦峯は真光院を創建し、吉保の正室定子夫人の菩提所とした。同年に吉保が没すると、永慶寺において悦峯が葬儀を行った。



図1 悦峯道章像

②『浄土曼荼羅図』(縦二一三・五 横一八一・五、掛軸装)【図2】
阿弥陀如来の仏国土の情景を描く浄土曼荼羅図のうち、当麻曼荼羅と呼ばれる図。当麻寺(奈良県)に伝来する原本(国宝)は、八世紀に作られた四〇〇センチメートル四方ある綴織で、中将姫が蓮の糸で織り上げたといわれる。鎌倉時代以降、浄土信仰の隆盛により、四分の一、六分の一などの縮図が作られたが、本図は四分の一に相当する大幅である。画面の外枠は宝相華唐草の描き表具で、さらに下部に紺色の帯があり、その中央に金泥で元禄十二年(一六九九)六月の悦峯の款記がある。このことから、本図は悦峯ゆかりの曼荼羅図であることが判明する。

③『甲州龍華山御建立次第』(縦二七・六 横一九・八、縦帳)
元文五年(一七四〇)、柳沢家家老を隠居していた藪田重守によって編纂された永慶寺の由緒書。表紙の題箋に「甲州龍華山御建立次第 同国一蓮寺・常光寺江御画像御納 御廟同国恵林寺江御改葬」、また巻末に「于時元文五庚申年仲秋丙寅 藪田白鷗居士重守謹書」とある。



図2 浄土曼荼羅図

重守は、同年月日に吉保の一代記である『永慶寺殿源公御実録』春夏秋冬四冊を編纂しているが、その冬巻の巻末に「御実録 春夏秋冬四冊 清書四冊并甲州龍華山御建立次第第一冊、寛保元辛酉年三月十三日御用人大井勝守江戸表江出立之節、市正方江遣、同四月二日若殿様江市正方上ル、市正江戸江相詰候節也」とあり、本書が『永慶寺殿源公御実録』とともに、寛保元年(一七四一)三月、重守の子里守(市正)をとおして、柳沢信鴻(若殿様)に贈られたことがわかる。このように、本書は『永慶寺殿源公御実録』と一括して扱われていたことがうかがわれる。

内容は、永慶寺が甲斐国岩窪村に建立されるまでの経緯や、永慶寺・恵林寺に伝わる吉保の木像、および一蓮寺・常光寺に伝わる画像の説明、さらに永慶寺が郡山に移転する経緯などについて、関連する吉保や永慶寺開山となった悦峯道章が記した文書の写を挿入して記載されている。

④ 『龍華山永慶寺諸伽藍目録』（縦二六・二横一九・三、縦帳）

永慶寺に造営された諸堂舎の図面とその資材などが記載された目録。表紙の題箋には、「〔甲斐〕国山梨子郡北〔山〕筋岩久保村 龍華山永慶寺諸伽藍目録」〔一〕内は欠損部分を筆者が補注)、また巻末には、「松平美濃守内棟梁秋篠八右衛門藤原憲之 六拾貳歳二而作之、生国ハ山城国宇治郡黄檗山棟梁藤原氏 于時宝永六己丑歳三月十九日御普請初 御仏殿御上棟同七月二日」とあり、永慶寺の諸堂舎の造営にあたった山城国宇治郡(京都府宇治市)出身の黄檗山棟梁秋篠八右衛門憲之が、宝永六年(一七〇九)に本目録を作成したことが記されている。

⑤ 永慶寺境内図(縦一三六・八 横九八・五、掛軸装)【図3】

甲斐国山梨郡岩窪村(山梨県甲府市)に建立された永慶寺の境内図。南に惣門を置き、その奥に天王堂を設け、中央には二重屋根の仏殿を配している。仏殿の北には方丈、西には禅堂と祠堂、東には鐘楼と齋堂がある。彩色は紅色と黄色に分けられるが、この内、淡い紅色で塗られた部分は床を、濃い紅色

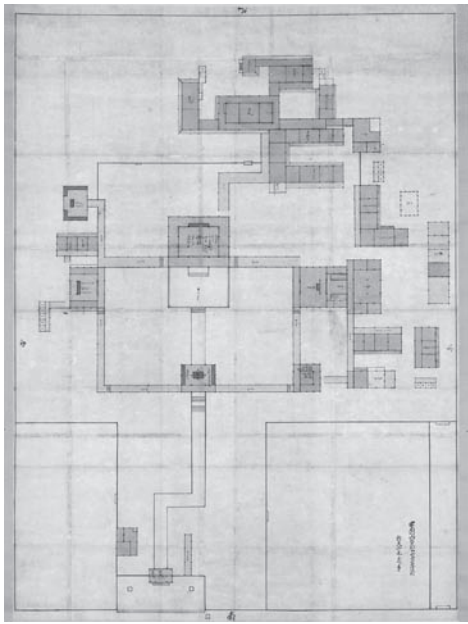


図3 永慶寺境内図

で塗られた部分には壇や棚を設け、黄色で塗られた部分は、土間もしくは塙(中国で用いられた煉瓦)を敷いた箇所を表すと考えられている。伽藍の配置は、三門や法堂

が無いものの、萬福寺の配置と概ね類似している。⁵⁾

⑥ 『勅賜護法常応録 附故紙録』(縦二六・〇 横二六・五、縦帳)

『勅賜護法常応録』は、宝永二年(一七〇五)に編纂された吉保の参禅の記録であり、三十三冊から成る。「巻首ノ一」によると、吉保が龍興寺(現在東京都中野区)の竺道禅師を師と仰いでから約二十年の間に作成された参禅の記録を、元禄十五年(一七〇二)に編集して五巻にまとめたが、それが靈元上皇の勅覧を受けて、『護法常応録』の書名を下賜された。内容は、上皇による吉保の修行への賞賛に始まり、続いて竺道、洞天、普濟、雲巖、一睡、高泉、法雲、千呆といった、吉保が皈依した臨濟宗・黄檗宗の僧侶たちとの問答の内容が記されている。また、『故紙録』は吉保の側室飯塚染子の参禅録であり、彼女の自筆と伝えられ二冊から成る。内容は、染子が吉保に勧められ参禅を始めた経緯や雲巖和尚との問答について記されており、吉保・染子夫妻の禅への皈依の深さを示すものとして、複数の写本が作られ、永慶寺・恵林寺・龍興寺といった柳沢家ゆかりの寺院に奉納された。大和郡山市指定文化財。

⑦ 柳沢吉保偈(縦二八・〇 横六六・六、掛軸装)

吉保が永慶寺の開山に迎えた悦峯道章に贈った偈。「透叟」は吉保の号である全透を表している。袖には吉保が用いた関防印が捺され、筆跡等から彼の自筆であると考えられる。

(関防印)「所案菜只堂」(推定)

小詩上

悦老和尚

呵政

日暖清池静／風和好鳥吟／無茲琴上曲／古仏不生心

透叟

(印)「甲斐少将」「松平吉保」

⑧ 香国道蓮偈（縦三三・二 横八〇・五、掛軸装）

大龍寺（東京都）、大年寺（宮城県仙台市）住持香国道蓮の偈。吉保の自筆によって記されたと考えられる。香国は武門の名家の出身で、幼くして黄檗宗の開祖隠元に出会い、その弟子で後に大本山萬福寺三代住持となった慧林性機に師事した。元禄八年（一六九五）、香国は江戸に入り、仙台藩主伊達吉村を始めとする大名や旗本の帰依を受けたが、柳沢家家臣の荻生徂徠とも交際を持ち、唐話（中国語）を教授している。正徳三年（一七一三）には吉保に請われ、柳沢家の江戸下屋敷（六義園）にて正室定子（真光院殿）の法要を営んだ。

（関防印）「所案楽只堂」（推定）

和

香国禅師玉偈

一 従布鼓過雷門／自識拈鉢与控盆／調小謾誇窮社衆／道高始見処人尊／
久聆意氣九紘凜／相对笑談四座温／総為因縁堪契合／垂天翼下有游濼

甲斐透叟

（印）「羽林次将」「松平吉保」

⑨ 柳沢家家老連署書状（縦三四・八 横四九・〇、掛軸装）

柳沢邦守、同保誠ほか柳沢家の家老たちが連署して、永慶寺開山の悦峯道章に送った書状。享保九年（一七二四）、藩主の吉里が、甲府から大和国郡山（奈良県大和郡山市）への転封を幕府に命じられ、永慶寺は柳沢家とともに郡山に移ることになったこと、また、それにもない、吉保（永慶寺殿）と正室定子（真光院殿）の遺骸は、恵林寺（山梨県甲州市）に改葬されることを伝えている。書中に「残念ではあるが、止むを得ないことは『御書』に記されている」とあることから、本文書は吉里が悦峯に送った書状（御書）に添

えて作成されたと考えられる。

一 筆啓上仕候、貴躰愈／御堅寧被成御座珍重御儀／奉存候、然者今般甲斐守殿／就御国替、龍華山之儀者／御菩提所御座候付御引払／和州郡山江御移被成候、依之／永慶寺殿・真光院殿御／遺骸者、当国之内恵林寺江／改葬被成候、御残念二者思召候／得共、不被得止事御書御座候、／右之趣委曲龍華山両房より／役僧を以被申越候、御承知／被成候様二奉存候、恐惶頓首

柳沢筑前

三月廿五日

邦守（花押）

柳沢権大夫

保誠（花押）

川口石見

□晴（花押）

鈴木主水

正信（花押）

悦峯大和尚様

侍者御中

（2）『龍華山御建立以来諸色書留 一』記載の什物

先述したように、『龍華山御建立以来諸色書留 一』には、永慶寺に奉納された諸仏や道具が、一部挿絵入りで京都・江戸・甲斐国といった制作地ごとに分けて記載されている。山梨県立博物館では、これらの什物が現存しているのかを確認するため、永慶寺に伝来している什物との照合を行った。この結果を『龍華山御建立次第諸色書留 一』に記載された什物（表1）と、同書に記載されていない什物のうち調査を行ったもの（表2）に分けて、それぞれ報告する。

第三部 永慶寺について

表1 『龍華山御建立次第諸色書留 一』に記載された永慶寺の什物一覧

番号	品名	有無	寸法 (単位はセンチメートル)	備考	
					永慶寺御用京都二而出来候分
13	八十八仏 式十部	×			
12	煽口施食経 七部	×			一切経等の經典は、昭和十九年十二月の遠州灘地震の際に土蔵が大破して大半を失い、残り萬福寺に譲渡
11	水幟 式十部	×			
10	梁皇幟 式十部	×			
9	法器	×			
8	布袋	○	像高六〇・五	像高は概寸(図11)	
7	四天王	△	総高一六九・〇 (台座とも)、 像高一〇〇・〇	毘沙門天像のみ現存、総高は永慶寺の記録より引用。像高は概寸(図10)	
6	緊那羅王	○	総高一五六・〇(台座とも)、像高九九・〇	総高は永慶寺の記録より引用。像高は概寸(図9)	
5	達摩 祖師也	○	像高八八・〇(座高六六・〇)	総高は永慶寺の記録より引用。像高は概寸(図8)	
4	華光 伽藍神也	○	座高七二・五	総高は永慶寺の記録より引用。像高は概寸(図7)	
3	韋駄天	○	像高一〇〇・〇	総高は永慶寺の記録より引用。像高は概寸(図6)	
2	観音	△	像高四二・〇	総高は永慶寺の記録より引用。像高は概寸(図5)	
1	本尊 釈迦 迦葉 阿難	○	像高八二・〇 (台座・光背とも)、 像高四二・〇	阿弥陀如来像に仕様変更との説明あり。総高は永慶寺の記録より引用。像高は概寸(図4)	

34	永慶寺御用江戸二而出来候分	×			
33	經覆 三拾 読經之節御也 經之上江打かけ置ぶくさ	○	高七四・〇×八四・五	(図13)	
32	雲版 壹 大キサ式尺式寸 朝夕食事之時打版也、銘表ノ方開山悦峯道章置、裏ノ方年月日	×			
31	大鏡鉞 式通	×			
30	引磬 式ツ	×			
29	瑠璃燈 式ツ 内壹ツ 禪堂用	△	高二八・四×三七・〇	本堂に一点のみ現存(図12)	
28	木魚 大小 三ツ 内壹	×			
27	仏前之三牌 三本	×			
26	香炉 二	×			
25	焼物香炉 一	×			
24	三具足 十通	×			
23	五具足 一通	×			
22	太鼓 一 和久八甲州二而出来	×			
21	銅鑼 一 和久者甲州二而出来	×			
20	念經太鼓 一通 小道具 和久者甲州二而出来	×			
19	磬 一口 内一口 八禪堂用	×			
18	煽口法事之諸道具 一通	×			
17	三千仏名經 式十部	×			
16	普門品 式十部	×			
15	五蘭盆經 四十部	×			
14	遺散經 式十部	×			
	金剛經 式十部	×			

第五章 永慶寺什物の調査

55	煮茶皿 貳百 之如く成皿也	54	皿 大小 三百	53	飯茶椀 五百	52	葛茶椀 貳百	51	通ひ丸盆 五十枚	50	茶菓子盆 五拾	49	茶台 十五	48	同 三口	47	茶わん 五拾	46	茶釜 三ツ	45	火鉢 貳ツ	44	茶鑊 大小 貳ツ	43	刹竿幡 壹対 柱ハ甲州 二而出来	42	打敷 上中下大小 三拾 仏殿諸堂用	41	法被 一張 法事之節堂 頂張ニ懸候	40	上供台 大小 四拾 大 貳拾・小貳拾	39	殿用 七本 仏 仏前七如来幡	38	幡幡 壹対 仏殿ニ置候 幡也、金物しんちう	37	菓子盆 大十・小四十 五拾 仏殿・諸寮并法事 等之節入ナリ	36	茶湯椀 五拾 台共二	35	浄水器 貳ツ 仏前二水 を入置者なり
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
現存物は「大明宣徳」 銘あり																																									

75	海椰 壹 齋堂之前ニ懸 候	74	客板 壹枚 禅堂之前ニ 懸板也	73	止静放参之牌 二枚 禅 堂ニ懸候板也	72	報鐘 板とも二 壹半 鐘之事也	71	大鐘 御差渡三尺 一口	永慶寺御用甲州二而出来候分										70	赤椀 惣中間	69	青染 徒目付ノ以下同心 迄	68	黒塗 長上下以下徒目付 也	67	うるシ朱 長上下以上	66	家具 百三拾八前	65	時斗 壹	64	炭斗	63	和久火鉢 大小	62	手燭	61	燭台 大中小	60	行燈 大小	59	屏風 拾隻 内上二双・ 中三双・唐紙張五双	58	諸寮用 大小 三拾 隠元茶鑊	57	湯次 十五 内朱五・黒	56	食次 十五 内朱五・黒
	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
一枚の両面に「止静・ 放参」を記載 の 現存物は天保年間のも に伝来 現在、恵林寺（甲州市）																																																	

第三部 永慶寺について

90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
焼香小机 一	本尊前高机 一脚	葷酒之牌石 壺 山門之前二建つ 高七尺巾壺尺 式寸	銅鑼之和久 壺 朝夕念經之時打也	念經太鼓之和久 壺 朝夕念經之時打太鼓也、但太鼓之上方方来ル差渡壺 尺八寸	禪堂定香尺 壺本 長也 座禪之番を定候尺	巡香之板 長四尺式寸 式本 座禪之時紙を置く板也	諸寮之板 五枚	開浴之牌 壺枚 風呂を焚候節懸候看板也	齋堂兩席之牌 二枚 役人之役名を記看板也	髮板 拾枚 出家中髪を剃候節之髪請也、諸寮二人	磬之台 壺 仏殿用	出生台 式寸 仏殿前并齋堂之前二置之出生之飯を載置台ナリ	三扇屏風 式双 仏殿・方丈・齋堂用	刹竿 仏殿之前二立置幡柱也
×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×
				高八四・〇×七五・〇 ×七五・〇、 総高一一六・三	高三八・五×一四・五			高五五・二×三六・五			高八四・〇×五九・五			
				小鐘付き	座禪時に線香を立て時間の目安に使用			裏面「施浴」						晋山式などに使用

108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91		
頂之後二懸ル法被ハ江戸二而出来	法被 壺張 法事之節堂方二而出来差渡式尺八寸	太鼓和久 壺 太鼓ハ上	手水盥	手桶	法座 一筒	許職机 八脚	同机 三	椅子 三	普茶之卓子 式拾脚	行堂ノ桶 四拾 齋堂ニ用 食汁の通ひ桶也	飯台 式拾脚 但燭膳之客用	小机 引出共 一 右同断	仏前高杭 一脚 禪堂ニ用	前門後門之帳 二掛 禪堂之入口ト後ノ出口ニかくる暖簾也	暖簾木綿斗帳のことく成物ナリ	兩單之帳 壺 座禪堂ノ	円座 上下 百五拾 念經之時用也	手桶 式	酒水桶 一 仏江供フル水汲桶也
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
									の現存物は江戸後期のも										



図4 釈迦三尊像（本尊）

番号	品名	寸法 (単位はセンチメートル)	備考
a	「直日」牌	高一七・〇×一二・八	
b	「巡香」牌	高一六・八×一三・〇	
c	「乗弘・免礼」牌	高一六・〇×四四・〇	両面記載
d	「上堂・小参」牌	高一六・〇×四四・〇	両面記載
e	龍華山永慶禪寺規條	高四九・二×一五七・〇	
f	「龍華山」扁額	採寸不可	現状では一部が二点に割れた状態で保存
g	木魚台	高六一・〇	

表2 『龍華山御建立次第諸色書留』に記載されていない永慶寺の什物一覧



図7 華光菩薩像（伽藍神）



図5 観音菩薩像（阿弥陀如来像）



図6 韋駄天像



図11 布袋像 (彌勒菩薩像)



図10 四天王像 (毘沙門天)



図8 達磨像 (祖師像)



図13 雲版



図12 木魚



図9 緊那羅像

おわりに

以上、永慶寺に伝来する什物を調査した結果について報告した。調査によって、甲斐国での開創当時以来、永慶寺に伝来してきたと考えられる什物が、仏事による使用で消耗してしまったものを除き、現在においても比較的多く同寺に現存していることが判明した。

この結果をふまえると、吉保夫妻に関係する品々は、享保九年（一七二四）に恵林寺に移されたものの、仏事に関する什物の多くは、郡山へと運ばれて、引き続き永慶寺の仏事に使用するために保管されてきたと考えられる。

これまで、吉保と悦峯によって甲斐国にもたらされた黄檗文化の足跡は、ほとんど確認されてこなかったが、郡山の地において、永慶寺とともに現在も受け継がれている。今後は、これらの什物の詳細な調査が必要である。

註

(1) 『甲斐国志』第二卷（大日本地誌大系四五、雄山閣、一九七〇年）巻之四十五古跡部第八。

(2) 永慶寺にも、同書の写本が収蔵されていることを、本調査・研究において確認した。

(3) 各資料の概要は、『柳沢吉保と甲府城』展示図録（山梨県立博物館、二〇一一年）の資料解説に拠る。

(4) 『豊田家史料』五〇四三号文書。

(5) 渡辺洋子「龍華山永慶寺の建築について」（『甲府市史研究』八、一九九〇年）。『甲府市史』通史編第二巻近世（甲府市役所、一九九二年）第一章第四節三「甲府城殿舎と永慶寺の造営」。

第六章 永慶寺の創建と郡山移転

はじめに

前章の冒頭で紹介したように、柳沢吉保の菩提寺である永慶寺については、同寺の伽藍が、吉保によって黄檗宗の大本山である萬福寺（京都府宇治市）を模して建立されたが、享保九年（一七二四）、吉保の子息吉里が大和国郡山（奈良県大和郡山市）に転封となった際、永慶寺は新規の寺院として取り壊され、吉保と正室定子の靈廟ほかは恵林寺（山梨県甲州市）に改葬されたことなどが、『甲斐国志』に記載されている¹⁾。

現在、永慶寺に関して『甲斐国志』の記載内容に沿いつつも、新たな見解を示した先行研究が発表されている。渡辺洋子氏は、永慶寺が所蔵する同寺の境内図を模写した図や、柳沢文庫に収蔵されている『龍華山御建立以来諸色書留 一』、さらに萬福寺の伽藍建築などをもとにして、永慶寺の開堂に至る状況と伽藍の再現や伝世遺構の検証を行っている²⁾。また、沼田晃佑氏は、永慶寺が吉保自身の菩提所として建立されたため、柳沢家の転封後に甲斐国内で新領主から優遇措置を受けることは難しいと吉里ほか判断し、同寺の郡山移転と伽藍破却がなされたことを推測している³⁾。

このように、萬福寺に做った大規模な伽藍が創建されたことが明らかとなる一方、開山や郡山転封の際などに、柳沢家家中が、永慶寺に対してどのような方針を示し、対応したのかについては、いまだ不明な点が多い。本章では、「柳沢吉保と甲府城」展の事前調査で確認された資料などをふまえながら、こうした課題について考察する。

(1) 永慶寺の創建

永慶寺の創建の過程については、先述したように、渡辺洋子氏が、柳沢文庫に収蔵されている『龍華山御建立以来諸色書留 一』に依拠してまとめている⁴⁾。

同氏によると、宝永二年（一七〇五）七月九日、吉保は、龍興寺（現在は東京都中野区に所在）住持の雲巖和尚を開山として菩提寺の建立を発願し、同年八月十九日にその旨が將軍徳川綱吉の上聞に達して、同二十一日には甲府の北東にある岩窪村に境内が定められるとともに、同二十四日に穩々山靈台寺と命名された。そして、同年十一月には境内の造成が着手され、十一月晦日には岩窪村・下積翠寺村の内にて寺領三七〇石を寄進する旨の書面が、寺社奉行に提出された。

宝永五年（一七〇八）四月になると、吉保は、黄檗山萬福寺八世の悦峯道章に開山を依頼し、菩提寺の山号・寺号を龍華山永慶寺と改め、寺領として三七〇石を寄進した。また宝永六年（一七〇九）三月、伽藍の造営が着手され、七月には棟上が実施された。

そして、宝永七年（一七一〇）八月十日、悦峯道章を甲府に迎え、同月十五日に永慶寺の開堂の儀式が挙行された。

このように、吉保は、宝永元年（一七〇四）十二月に甲斐国を拝領してから半年後に、甲斐国内に自らの菩提寺の建立を発願したこと、そして、当初は菩提寺を臨濟宗寺院として建立する予定であったが、吉保の黄檗宗への帰依により、黄檗宗寺院として建立したことが既に明らかになっている。

ここで、永慶寺が所蔵する『甲州龍華山御建立次第』を見ると、「永慶寺様其砌 御意ニハ龍花山之儀者深く思ひよりニ而 公儀江申立候、唯今甲斐守左程ニハ存間敷候、第一子孫繁栄之願ニ候」とあり、吉保（永慶寺様）が、永慶寺（龍花山）の建立を深く志し幕府へその許可を申請したが、吉保の跡を継いだ子息の吉里（甲斐守）には吉保と比較してその意識が薄かったこと、

また吉保が菩提寺の建立を発願した理由は、子孫繁栄の祈願であったことが記されている。

また、本書に掲載されている「御老中様方江被差出候御書付控」と題された、八月二十一日付で幕府老中宛に出された吉保（松平美濃守）の文書の写には、「甲州山梨郡之内二私菩提所一寺建立仕度候、古跡並二被 仰付、寺領等永々迄断絶無之様ニ仕度之旨達 上聞候」とあり、宝永二年（一七〇四）八月二十一日、吉保が、將軍徳川綱吉によって菩提寺を古跡に准ずる旨を承認され、幕府老中にこの旨を届け出たことがわかる。

さらに、同じく本書に掲載されている「永慶寺様方寺社御奉行衆江被遣候御書付控」と題された、宝永二年（一七〇四）十一月晦日付で寺社奉行の鳥居忠救（播磨守）、三宅康雄（備前守）、堀直利（左京亮）、本多忠晴（彈正少弼）宛に出された吉保（松平美濃守）の文書の写には、「於甲斐国山梨郡岩窪村菩提所一寺新規ニ建立、寺領寄付之儀至永代迄断絶無之様ニ奉願候、（中略）号穩々山靈台寺、於岩窪村・下積翠寺村之内寺領三百七拾石令寄付之候」とあり、宝永二年（一七〇四）十一月晦日、吉保は、幕府寺社奉行に宛てて岩窪村に穩々山靈台寺を建立し、岩窪村・下積翠寺村（山梨県甲府市）にて三七〇石の寺領を寄進することを報告している。

このように、『甲州龍華山御建立次第』の記載内容をとおして、永慶寺は、吉保の主導で建立が進められたことが明らかになるとともに、宝永二年（一七〇四）八月、吉保は徳川綱吉から永慶寺を古跡に准ずる寺格とする了承を得ていたことや、吉保が、同時期に寺領の寄進について幕府の寺社奉行に報告していたことが改めて確認された。⁵⁾

このうち、永慶寺を古跡に准ずる件は、幕府による新寺建立停止の方針に対応したものと考えられる。すなわち、元禄元年（一六八八）四月、幕府は、寛永辛未年（同八年、一六三一）までに建立された寺院を古跡とし、それ以

降に建立された寺院を新地と定めた。⁶⁾ そして、元禄五年（一六九二）五月九日、寺社奉行が、天台宗二寺・真言宗四寺・禪宗四十九寺・浄土宗三十三寺・日蓮宗三十八寺・一向宗二十寺の、合計百四十六か寺にのぼる新地の寺院を、古跡として遇するとともに、今後はこの他の新地の寺院を建立することを停止する旨を命じた。⁷⁾ また、同年七月には、これまでに建立された新地の寺院を、今後は古跡に准ずる扱いとする一方、新規に寺院を建立することや、新地のうち廃寺となっていた寺院を再興したり、庵室等を寺院とすることは禁止する旨が定められた。⁸⁾

永慶寺の場合は、元禄五年（一六九二）以降に建立された新地の寺院となり、本来であればその建立が禁止される事例であった。そこで、吉保は徳川綱吉に願い出て、永慶寺を古跡に准ずる待遇とすることで、建立の許可を得たのである。

このような、永慶寺の建立を幕府に出願する過程については、大和郡山市教育委員会が所蔵する「豊田家史料」中の各文書によっても確認される。

【資料1】⁹⁾

（包紙付箋）「此寺通ハ永慶寺様御添筆」

（端裏書）「永慶寺様御添筆」

甲州山梨郡之内二私菩提所一寺建立仕度候、古跡並二被 仰付寺領等
 「も御朱印を頂戴不仕候得共」永々迄無断絶無之様「寄附」仕度「候段」
 旨「右之段」達 上聞候処ニ可任其意旨被仰出「候間」難有仕合奉存候、
 寺社奉行衆江右之趣書留置被申候様御通達頼入候、寺号并寺領之儀者
 追而寺社奉行衆江可申達候、以上

八月廿一日 松平美濃守

資料1は、幕府老中に宛てたと考えられる吉保の文書の写である。「」内は、見せ消ちによって抹消が施された箇所である。内容は、宝永二年（一七〇五）八月二十一日、吉保が甲斐国山梨郡内にて菩提寺の建立を希望し、菩提寺が、古跡の寺院と同様に遇されるとともに、寺領を寄進したいとの吉保の意向が徳川綱吉に報告され、綱吉から了承を得たことが記されている。そして、この旨を寺社奉行へ通達するよう、吉保が依頼するとともに、寺号と寺領については、改めて寺社奉行に報告するとある。

資料1は、『龍華山御建立以来諸色書留 一』および『甲州龍華山御建立次第』のいずれにも掲載されているが、両書には記されていない複数の抹消部分があるように、資料1は幕府に提出した文書の草稿であると考えられる。

抹消された箇所には、「御朱印を頂戴不仕候得共」とあるように、永慶寺の建立と寺領の寄進については、これを認める將軍の朱印状が発給されることなく、その代わりに徳川綱吉の口答によって承諾されたものであったことがわかる。したがって、永慶寺の建立と寺領の寄進は、綱吉と吉保との親密な関係を背景に実現し、綱吉一代の間に効力を有するものであったことがうかがわれる。

このような過程を経て、宝永七年（一七一〇）八月十五日に開堂した永慶寺の伽藍配置と諸堂舎の状況については、これまで永慶寺が所蔵する「永慶寺境内図」の写本によって考察されてきた。

本図には、境内の南に惣門を置き、その奥に天王堂を設け、中央には二重屋根の仏殿を配置するとともに、仏殿の北には方丈、西には禅堂と祠堂、東には鐘楼と齋堂を配置した、永慶寺の伽藍配置の状況が記されているが、渡辺氏は、永慶寺には三門や法堂が無いものの、本山である萬福寺と概ね類似した伽藍配置がされていることを指摘している¹⁰⁾。

さらに、仏殿をはじめとする永慶寺の諸堂舎の状況は、永慶寺が所蔵する

『龍華山永慶寺諸伽藍目録』（図1）に図面および仕様が記載されており、その詳細が明らかとなった。

また、渡辺氏は、『龍華山御建立以来諸色書留 一』によって、永慶寺の仏具や調度が、吉保の寄贈によるほか、京都・江戸・甲斐国の三か所に分けて調達されたことを明らかにした¹¹⁾。このうち、京都で制作されたという本尊の釈迦如来像および迦葉菩薩・阿難菩薩の両脇持像、また韋駄天像や伽藍神とされる華光菩薩像、祖師像とされる達磨像、さらに木魚や雲版といった仏具は、現在も永慶寺に伝来していることを確認できた。この状況については、第五章で報告したとおりである。なお、甲斐国にて鑄造されたという「大鐘」は、現在、恵林寺に伝来している。

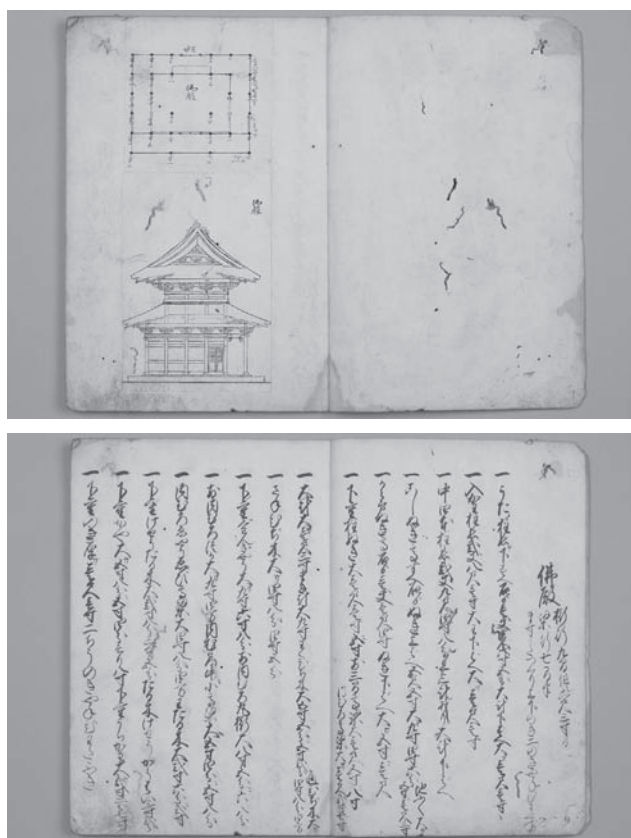


図1 『龍華山永慶寺諸伽藍目録』

このように、現在では、永慶寺の諸堂舎の遺構は、ほぼ遺されていないものの、¹²⁾ 仏像や仏具をとおして、甲府時代における同寺の状況をうかがうことができる。

(2) 柳沢家の郡山転封と永慶寺

享保九年（一七二四）三月十一日、吉保の跡を継ぎ甲府藩主となっていた吉里は、徳川吉宗が八代將軍となっていた幕府によって、大和国郡山への転封を命じられ、同年六月十一日に、柳沢家家中は二十年間にわたり支配してきた甲斐国を明け渡し、郡山へと出立した。先述したように、永慶寺は柳沢家とともに郡山へと移転することになったが、この間の状況の推移について考察する。

○永慶寺の寺領安堵への対応

まず、甲斐国における柳沢家の知行高について確認しておく。『樂只堂年録』宝永元年（一七〇四）十二月二十一日条によると、同日に、吉保は將軍綱吉から甲府城および甲斐・駿河（静岡県東部）兩國の内において一五万一二八八石余の所領を拝領した。ところが、同書宝永二年（一七〇五）三月十二日条によると、同日に吉保は駿河国内の所領を返上し、改めて甲斐・国三郡（山梨・八代・巨摩）を拝領して、甲府盆地を中心とした国中地域のうち、笛吹川以東の地域を増された。この結果、柳沢家の表高は一五万一二八八石余のまま維持されたが、内高が七万七四七七石余増加し、実際の石高は二二万八七六五石余となったのである。¹³⁾

この柳沢家の知行高の内から、永慶寺には先述したように寺領三七〇石が寄進された。次の資料は、「豊田家史料」中に収蔵されている永慶寺の寺領に関する文書の写である。

【資料2】¹⁴⁾

（端裏付箋）「永慶寺様を寺社御奉行衆江被差出候御書付控」

甲斐国山梨郡岩窪村禪宗黄檗山萬福寺末寺

永慶寺

右寺領三百七拾石

内

百拾式石六斗六升

岩窪村

式百三拾五石五斗九升九合

下積翠寺村

式拾壹石七斗四升壹合

日影村之内

右山林境内諸役免除仕候

【資料3】¹⁵⁾

（端裏付箋）「屋形様を龍華山江之御朱印控」

保山公於甲斐国山梨郡岩窪村創立禪寺号龍華山永慶寺令掲大光普照国師

之法燈、定当家之菩提所點岩窪村・下積翠寺村・日影村之内都合三百七

拾石之地、^{別録在}寄附之訖、全可被領納之往年違事之由于

常憲大君之台聽、^{別稱}准古跡永不可断絶之旨蒙

台許宝永乙酉八月廿一日於江戸

營中老臣列坐之節伝達其旨令記載于寺社奉行職掌帳簿畢、更以驗記如件

宝永七年庚寅八月 日（付箋）「^{御名乗ハ不披露}御名乗^{御朱印計}之御朱印」

永慶寺方丈

資料2は、柳沢家が永慶寺に対して、岩窪村・下積翠寺村・日影村（下積翠寺村日影組）の内にて三七〇石の寺領を寄進し、同寺の山林や境内に賦課された諸役の負担を免除することを記した寺領目録である。

また、資料3には、宝永七年（一七一〇）八月、吉里（屋形様）が永慶寺に對して、資料2の目録にて寺領を寄進するとともに、同寺が徳川綱吉（常憲大君）から古跡に準ずる待遇を許可され、宝永二年（乙酉）八月二十一日に老中列座のもとでその旨が披露され、寺社奉行が所管する帳簿に登録されたことが記載されている。

こうして、資料2、資料3により、永慶寺に寺領が寄進され、同寺の経営が図られたが、この寺領の扱いについて、柳沢家が幕府と交渉した内容が、次の資料4に記されている。

【資料4】¹⁶⁾

（端裏付箋）「永慶寺様御隠居以後御老中様方江差遣候御書付控」

覚

同姓甲斐守領地甲州山梨郡岩窪村二而、私菩提所建立仕度段奉願候所、願之通被 仰出、宝永二年酉八月廿一日別帑之書附御老中江指出シ申候、其以後寺号永慶寺、寺領三百七拾石寄附仕候段寺社奉行衆江申達候、御朱印可奉願と存候処、彼是

公儀御用多被成御座候二付、見合罷在候内、私義願之通隠居被 仰付候、其以後先御代御朱印被下候御席御座候得共、其砌甲斐守領地国高之通被 仰附被下候様二奉願候二付、彼是願多ク申上候段、如何と指控延引仕候、寺領別帑書付之通御朱印頂戴仕度奉願候、右寺領甲斐守高拾五万千貳百八拾八石余之外、七万七千四百七拾七石余之内高之内二而寄附仕候、御席之節願之通被 仰付被下候ハ、難有仕合奉存候、同姓甲斐守方方奉願可然候ハ、御内意被仰聞可被下候

松平保山

（付箋）「此末御老中様差出し 月日」

資料4は、吉保（松平保山）が幕府老中に宛てて送った覚書の写である。本文書によると、吉保は、永慶寺に寄進した寺領を安堵する將軍の朱印状発給を要望してきたが、その実現に向けて進展が見られない間に、吉保は隠居の身となったという。その後、吉里（甲斐守）の代になってから、柳沢家の表高に内高を編入する要望を優先したため、朱印状発給の要望は先送りされていたが、改めて朱印状の発給を願っている。

ここで、永慶寺の寺領について、本文書には「寺領甲斐守高拾五万千貳百八拾八石余之外、七万七千四百七拾七石余之内高之内二而寄附仕候」とあり、寺領は、柳沢家の内高七万七千四百七拾七石余の内から寄進されていたことが主張されている。

すなわち、吉保は、柳沢家の表高が分知されず減少しないまま、永慶寺の寺領の安堵を得ることを図ったことがうかがわれる。

しかしながら、幕府は柳沢家の表高の修正を承認せず、また、永慶寺の寺領安堵に関する朱印状も発給されなかった。こうした状況に對して、吉保はどのような方針を考えていたのか。それがうかがわれるのが、次の資料5である。

【資料5】¹⁷⁾

其方、敷田、阿波事随分と龍花山之儀世話仕、末々迄鹿抹二無之様二郡代山口八兵衛をも申付、寺領納り方等万事世話可為仕候、龍花山 公儀江折を御見合、御朱印御願可被成候、国替と申事ハ中々有間敷事二被 思召候得共、万々一いか様成儀二而又有間敷もの二而も無之候、其節者 公儀江甲斐守願上ケ、龍華山其儘差置、扱又何国江替り候而も只今之寺領程金子二而遣し、真光院年忌又ハ自分百年後法事等之節ハ名代等差遣し、相応二其度々法事料も遣候得者、書濟何之差支有間敷候

資料5によると、吉保は、家老藪田重守と郡代山口八兵衛に対して、永慶寺が末代まで存続できるように寺領寄進の対応を指示し、幕府に寺領を安堵する將軍の朱印状発給を要望した。そして、柳沢家が転封（国替）となった場合には、吉里（甲斐守）が幕府に永慶寺をそのまま甲斐国に残したい旨を出願し、柳沢家が寺領三七〇石に相当する金子を永慶寺に仕送りして、自らと正室の定子（真光院）の遠忌に名代を派遣して供養するよう意図していたことがわかる。

このように、寺領安堵の朱印状を取得できないまま、柳沢家が甲斐国から転封となった場合、永慶寺の寺領が維持されず、甲斐国内における同寺の存続は困難となること、柳沢家家中において認識されていた。それにもかかわらず、吉保は、たとえ柳沢家が転封となった場合でも、永慶寺を甲斐国に永続させる意志を示していた様子がかがわれる。自らが甲斐源氏の末裔であるという意識を強く持っていた吉保は、生前に一度も甲斐国を来訪することとは実現しなかったが、その代わりに、いわば「先祖の地」である甲斐国に自らの菩提寺と靈廟を末代まで遺しておきたかったことが推測される。¹⁸⁾

○吉保夫妻の逝去と永慶寺の郡山移転

吉里の公用日記である柳沢文庫蔵『福寿堂年録』によると、正徳三年（一七二二）九月五日、定子が江戸下屋敷（六義園）にて五十三歳で没し、九月二十一日から二十七日にかけて、永慶寺で葬儀が実施された。翌正徳四年（一七二四）四月五日には、永慶寺に設けられた塔頭の真光庵に、定子の位牌が安置されたという。

そして、同年九月二十七日、吉保は持病が再発して病床に伏すようになり、十一月二日、六義園にて五十七歳で没した。吉保の遺骸は江戸を出発し、十一月十二日、甲府城追手門外で吉里の見送りを受けた後、永慶寺に到着し

た。そして、十一月十五日から二十一日にかけて、悦峯道章により葬儀が催された。

こうして、永慶寺は、名実ともに吉保の菩提寺として、吉保夫妻の廟所が設けられ、位牌が安置されたのである。

その十年後にあたる享保九年（一七二四）、先述したように、柳沢家は幕府より郡山への転封を命じられ、資料5で吉保が案じた事態が現実のこととなった。永慶寺は、同年四月三日から約四十日間をかけて諸堂舎が破却され、この内、仏殿は大泉寺（甲府市）に移築されたという。¹⁹⁾ 永慶寺に設けられた吉保夫妻の靈廟について、次の資料が残されている。

【資料6】²⁰⁾

一筆啓上仕候、貴躰愈御堅寧被成御座珍重御儀奉存候、然者今般甲斐守殿就御国替、龍華山之儀者御菩提所御座候付御引払、和州郡山江御移被成候、依之永慶寺殿・真光院殿御遺骸者、当国之内恵林寺江改葬被成候、御残念二者思召候得共、不被得止事御書御座候、右之趣委曲龍華山兩房方役僧を以被申越候、御承知被成候様二奉存候、恐惶頓首

柳沢筑前

邦守（花押）

三月廿五日

柳沢権大夫

保誠（花押）

川口石見

□晴（花押）

鈴木主水

正信（花押）

悦峯大和尚様

侍者御中

資料6は、藪田重守の子である柳沢邦守ほか、柳沢家の家老が連署して永慶寺開山の悦峯道章に送った書状である。それによると、吉里（甲斐守）の転封により、永慶寺（龍華山）は菩提寺として郡山に移転することとなったため、吉保（永慶寺殿）・定子（真光院殿）の遺骸は恵林寺に改葬することとなった旨を悦峯に伝えている。資料中、「御残念二者思召候得共、不被得止事御書御座候」と記されているように、吉里自身も悦峯に書状（御書）を送っており、この措置を残念であるが止むを得ないことであると認識していた様子がわかる。

こうして、同年四月十二日、永慶寺の境内に設けられた吉保・定子夫妻の廟所は恵林寺に改葬され、それとともに永慶寺に奉納されていた、夫妻が生前に愛用していた短刀 銘備州長船倫光（重要文化財）や花菱紋蒔絵鞍・菊蒔絵香道具・菊唐草蒔絵化粧道具（以上、山梨県指定文化財）などの調度品および同寺の梵鐘（同）は、恵林寺に移管された。

一方、『甲州龍華山御建立次第』には、「御木尊像御二方様共に、江戸表龍花庵御安置、両御位牌并 霊樹院様御位牌者郡山龍花庵御安置」とあり、永慶寺に祀られていた木造 柳沢吉保・同夫人像は江戸に設けられたという龍華庵に運ばれ、夫妻の位牌は吉里の生母である吉保側室の染子（霊樹院）の位牌とともに郡山の龍華庵に安置されたという。この内、吉保夫妻の木像は、現在、永慶寺に伝来する木像（巻頭図版4、5）に該当しており、後世に改めて江戸から郡山へと移されたことがわかる。

先述したように、『龍華山御建立以来諸色書留 一』に記載されている仏像や仏具の内、いくつかは現在も永慶寺に伝来しているが、主に黄檗宗の仏事や信仰に関わる品々は郡山に運ばれ、吉保夫妻の供養に関する品々は恵林寺

に移されたと考えられる。

また『甲州龍華山御建立次第』には、「御所替之節、龍花山郡山江御引被成度段御書付を以御伺被成候処、可為勝手次第と御伺書二御附紙二而御用番様より御留守居江御渡被成候」とあり、吉里は、永慶寺を郡山に移転したい旨を幕府に願ひ出て、幕府から許可を得ていたことがわかる。しかしながら、その後、永慶寺は郡山にて直ちに再建されなかった。この状況を伝えるのが、次の資料7である。

【資料7】

享保十八年八月悦峯和尚願書写

御役人中江差出申度存候得共、面立候付先御自分迄差出し候

相願候覚

一、龍花山者、永慶寺殿為御菩提所御建立被成、永々断絶無之様二と深キ思召御座候而、

公儀迄被仰達、古跡並二相極候、依然御国替以後、於郡山茂致相統候様二御願申上度存罷在候得共、時節柄御不勝手二被成御座候儀をも存罷在候故、時節を見合罷在候得共、拙僧儀段々致老衰、已二左之趣も口上書認入、

本山役者証宗真光院江參候而、私迄物語仕候者、近年五百羅漢繁栄いたし候、此外新地願申候得ハ、願之通数多相叶申候、龍華山之儀者古跡之通

公儀相濟、末寺帳二も相載、格別之儀二御座候、本山住職臈堂和尚何とぞ龍花庵前々之通被

仰付被下候様二と 甲斐守様江御願申上覚悟二而、心底之程ハ悦峯和尚江具二申談候、然所臈堂先頃不幸二御座候、右之御願をも不被申上

候而、別而拙僧共迄も残念至極御座候、龍華山口今庵号ニ罷成候段、一流一同ニ敷敷存候段御察可被下候、新地さへ段々出来仕候処、龍花山庵号ニ成候儀、氣之毒千万、其段者可申様無御座候由申聞候、誠皇堂和尚遺言程之様ニ相聞申候事ニ御座候、以上

資料7は、享保十八年（一七三三）八月、悦峯道章が永慶寺（龍華庵）の再建を数田重守に要請した願書の写である。悦峯は永慶寺の再建を待ち続けていたが、自らが老衰の域に達してしまつたこと、また、新地の寺院の建立が承認される中、同寺は幕府より古跡に准ずる待遇を受けており、萬福寺の末寺帳にも登録されているので、同寺の再建を萬福寺九代住持の杲堂元昶が吉里（甲斐守）に出願する意向であつたが、その前に杲堂が亡くなり実現しなかつたこと、そして、永慶寺を龍華庵という庵号に改称したことは残念であることが記されている。

そして、資料中に「御国替以後、於郡山茂致相統候様ニ御願申上度存罷在候得共、時節柄御不勝手ニ被成御座候儀をも存罷在候故、時節を見合罷在候」とあるように、悦峯は、郡山転封にともない柳沢家が「時節柄御不勝手」であることに配慮し、永慶寺再建の「時節を見合」せていたことが記されている。したがって、資料7より、悦峯は、永慶寺が郡山にて早期に再建されなかつたのは、『甲斐国志』に記載されているような、吉里が幕府による新寺建立停止の方針に従つたためではなく、柳沢家の「不勝手」すなわち財政的な問題に起因するとの認識を持つていたことがわかる。大名の転封には、新しい知行地へ藩主や家中一同が向かう際の行列や諸道具の運送、さらには幕閣や周辺の諸大名への挨拶や、旧知行地における借入金返済など、莫大な出費をともなうことが想定される。柳沢家も、転封に際して、甲斐国の人々からの借入金を全て完済したといふ²³⁾。したがって、転封時の柳沢家に、新知行地に

おける菩提寺の再建に要する財政的な余裕がなかつたというのが実情であるう。

なお、悦峯は、自らの住房を真光院と称しており、永慶寺の郡山移転に際して、同寺の塔頭であつた定子の菩提寺真光院を本山の萬福寺に引き取つたと考えられる。先述したように、『龍華山永慶寺諸伽藍目録』や絹本著色柳沢吉保像が真光院に伝来していたのは、こうした事情があつたためであろう。また、資料7の悦峯の願書に添えられた「口上覚」には、「龍花山ニ安置之仏像、土蔵ニ入込被差置候由、先年承候付、以之外之儀と其段柳沢権大夫方迄拙僧存念申遣候処、程々挨拶も無之候」とあり、永慶寺の仏像は、郡山移転後に土蔵に収蔵され、悦峯が柳沢家家老の柳沢保誠（権大夫）に抗議しても対応されなかつたといふ²⁴⁾。

その後、柳沢家の郡山転封から十五年が経過した元文四年（一七三九）三月、永慶寺は郡山にて再建された。『甲州龍華山御建立次第』には、「元文四未年三月、郡山龍華庵御本堂御懸額、同四月諸仏像御安置、同九月二日、香巖殿新々ニ御出来 御遷座」とあり、同年三月に本堂に扁額（大和郡山市指定文化財）が懸けられ、また四月には仏像が堂舎に安置された。そして、九月二日に香巖殿が新たに造営され、吉保夫妻の木像や位牌が「遷座」したといふ。このように、転封から十五年の歳月を経て、永慶寺は、再び吉保の菩提寺として郡山の地でその法燈を守り続けたのである。

おわりに

以上、永慶寺の創建と郡山移転について、新たに確認された資料などをおして考察した。この結果、永慶寺は、吉保の主導で建立が進められ、吉保と將軍徳川綱吉との親密な関係を背景に、綱吉から永慶寺を古跡に准ずる許可を得て建立されたことが確認された。

また、吉保・吉里父子は、永慶寺が末代まで甲斐国で存続できるよう、寺領の安堵を認める將軍の朱印状取得を要望したが、柳沢家の表高の変更問題が影響し、幕府への申請が滞り、実現しなかったことが明らかになった。

そして、永慶寺は、享保九年（一七二四）における柳沢家の郡山転封にもない、同じく郡山に移転することとなり、岩窪村に造営された伽藍が破却された。このことは、『甲斐国志』に記されているような、幕府による新寺領立停止の方針を受けた措置ではなく、朱印状取得が実現しなかったため寺領の維持が困難となったことに起因すると考えられる。さらに郡山移転後も、転封にともなう柳沢家の財政事情により、同寺の再建には長期間を要したことが判明した。

以上のような、永慶寺の郡山移転に関する柳沢家や萬福寺の対応は、大名の転封に際してとられる措置や、近世の寺院制度を考える際に、参考となる事例である。

また、今回の調査・研究により、永慶寺をとおして甲斐国に伝わった黄檗宗の信仰や文化は、郡山の永慶寺に受け継がれたことが改めて明らかとなった。未だ不明な点が多い柳沢家統治期の甲斐国の状況を考察するためにも、今後、大和郡山市内における資料調査の進展が期待される。

註

(1) 『甲斐国志』第二卷（大日本地誌大系四五、雄山閣、一九七〇年）卷之四十五古跡部第八。

(2) 渡辺洋子「龍華山永慶寺の建築について」（『甲府市史研究』八、一九九〇年）。『甲府市史』通史編第二巻近世（甲府市役所、一九九二年）第一章第四節三「甲府城殿舎と永慶寺の造営」。

(3) 沼田晃佑「柳沢吉保と永慶寺」（『甲斐』一二〇、二〇〇九年）。

(4) 渡辺前掲註（2）論文。

(5) なお、永慶寺が古跡に准ずる旨を將軍徳川綱吉によって承認された件は、『龍華山御建立以来諸色書留 一』にも記載されているが、渡辺前掲註（2）論文では、触れられていない。

(6) 『徳川実紀』第六篇（新訂増補国史大系第四十三巻、吉川弘文館、一九六五年）元禄元年四月条。

(7) 同 元禄五年五月九日条。

(8) 同 元禄五年七月条。

(9) 「豊田家史料」四〇四六号文書。

(10) 渡辺前掲註（2）論文。

(11) 渡辺前掲註（2）論文。

(12) 渡辺氏は、前掲註（2）論文において、これまで永慶寺山門の遺構であると考えられていた大泉寺（甲府市）総門について、永慶寺の山門を直接移築したものではないが、建築部材を同寺の何らかの建物に得た可能性が高いことを指摘している。

(13) 宝永二年四月二十九日付松平美濃守（柳沢吉保）宛老中連署知行目録（柳沢文庫蔵）。

(14) 「豊田家史料」四〇四二号文書。

(15) 「豊田家史料」四〇四四号文書。

(16) 「豊田家史料」四〇四五号文書。

(17) 『甲州龍華山御建立次第』（永慶寺蔵）。

(18) 吉保が甲斐源氏の末裔を強く意識するとともに、武田信玄を崇拜していたことについては、拙稿「柳澤家の系図編纂と武田家」（『山梨県立博物館研究紀要』三、二〇〇九年）、および『柳沢吉保と甲府城』展示図録（山梨県立博物館、二〇一一年）を参照されたい。

(19) 渡辺前掲註（2）論文。

第三部 永慶寺について

- (20) 三月二十五日付悦峯道章宛「柳沢家老連署書状」(永慶寺蔵)。
- (21) 享保九年四月付『永慶寺殿・真光院殿道具覚帳』(恵林寺蔵)。
- (22) 『甲州龍華山御建立次第』(永慶寺蔵)。
- (23) 「豊田家史料」五〇四三号文書『永慶寺殿源公御実録』。
- (24) 『甲州龍華山御建立次第』(永慶寺蔵)。

付
録
資
料
編

「豊田家史料」の内 調査対象文書目録

番号	整理番号	旗指物図	標題(内容)	年代	西暦	点数	形態	採寸(単位はセンチメートル)	備考
23	四〇一三		柳沢保山書状			一枚・包紙一	切紙	一六・〇×四五・五(本紙) 二三・〇×三四・〇(包紙) 包紙は四〇一四も同封	
22	四〇一二		柳沢吉保書状	宝永七	一七二〇	一枚	切紙	一五・八×四一・八・五	
21	四〇一〇		柳沢吉保書状	宝永七	一七二〇	一枚	切紙	一五・八×四一・八・五	
20	四〇〇九		吉保・市正ほか宛書状			二枚・包紙一	切紙	一五・五×五二・八(本紙) 一六・七×六一・〇(本紙) 二三・〇×六六・六(封紙)	
19	―		包紙(四〇〇八、四〇〇九一括)			一枚	包紙	二七・五×三七・〇	
18	四〇〇七		荻沢源太右衛門書状(藪田五郎右衛門宛)	元禄四	一六九一	一枚	切紙	一五・五×五八・〇	
17	四〇〇六		山田新蔵書状(柳沢市正宛)			一枚	折紙	三一・八×四二・三	
16	四〇〇五		平手七郎右衛門書状	正徳四	一七二四	一枚	切紙	一六・〇×五七・七	
15	四〇〇四		山田新蔵書状(柳沢市正宛)	正徳四	一七二四	一枚	折紙	三一・四×四一・一	
14	―		包紙(四〇〇四、四〇〇五一括)			一枚	包紙	二五・〇×二七・九	
13	四〇〇三		山田新蔵書状(柳沢市正宛)	正徳四	一七二四	一枚	折紙	二九・七×四一・二	
12	四〇〇二		川口十太夫他書状(藪田阿波宛)	正徳四	一七二四	一枚	切紙	一七・六×八五・九	
11	四〇〇一		柳沢吉保書状	正徳元	一七二一	一枚	切紙	一五・八×四九・三・九	
10	―		包紙(四〇〇一、四〇〇七一括)			一枚	包紙	二一・五×七・五	
9	三四六五		龍華清規一通懇求			一枚・包紙一	切紙	一八・二×八・二(本紙) 二八・一×四〇・四(包紙)	
8	三四六三		龍華山永慶禪寺規条			一枚	切紙	包紙は三四六二を同封していたものと同一	
7	三四六二		親類書			一枚・包紙一	切紙	二二・七×七八・〇	柳沢市正家
6	三四六一		保山公書簡	正徳元	一七二一	一卷・包紙一	切紙	一五・九×一六五・一(本紙) 二五・八×六六・六(包紙)	
5	三三〇		富士山宝永噴火山灰	宝永四	一七〇七	包紙三	包紙	一五・八×三八三・四(本紙)	包紙内に灰収納
4	一五〇		大納言様御目見献上太刀目録	宝永三	一七〇六	一枚・包紙一	折紙	三〇・二×四一・六(本紙) 四七・五×六四・四(包紙)	
3	一四九		覚(生類御あわれみ申合帳、甲斐国絵図等)			一帖	切紙	一五・二×六九・五	
2	一二八		定控、惣奉行副奉行下知状控、誓詞控	享保二	一七二七	一帖	折本	一四・八×九・四	
1	八五		旗指物図			一帖	折本	一七・五×七・五	

付 録 資料編

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24								
四〇三二	四〇三一	四〇三〇	四〇二九	四〇二八	—	四〇二七	—	四〇二六	四〇二五	—	四〇二四	四〇二三	四〇二二	四〇二一	四〇二〇	四〇一九	—	四〇一八	四〇一七	四〇一六	四〇一五	—	四〇一四								
柳沢保山書状	柳沢吉保書状	柳沢保山書状	柳沢保山書状	柳沢保山書状	包紙(四〇二八、四〇二九を同封)	柳沢吉保書状	包紙(四〇二七、四〇三四一括)	柳沢吉保書状	柳沢保山書状	包紙(四〇二五、四〇二六一括)	柳沢保山書状	柳沢保山書状	柳沢保山書状	柳沢保山書状	柳沢吉保書状	柳沢吉保書状	包紙(四〇一九、四〇二四一括)	柳沢保山書状	柳沢保山書状	柳沢保山書状	柳沢保山書状	包紙(四〇一五、四〇一八一括)	柳沢保山書状								
正徳二								正徳元	正徳元						宝永二					宝永七											
一七二二								一七一一	一七一一						一七〇五					一七二〇											
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚・包紙一	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚・包紙一	一枚・包紙一	一枚・包紙一	一枚・包紙一	一枚	一枚・包紙一								
切継紙	切継紙	切継紙	切継紙	切継紙	切紙	切継紙	包紙	切継紙	切継紙	包紙	切継紙	切紙	切継紙	切継紙	切継紙	切紙	包紙	切継紙	切継紙	切継紙	切継紙	包紙	切継紙								
一五・八×八六・〇	一七・五×二八八・〇	一五・八×三四・五	一六・〇×四九・五	一六・〇×九八・二 二〇・五×二八・〇 (包紙)	二四・五×一七・〇	一六・〇×一五七・〇	二一・〇×一〇・三	一五・八×一二五三・〇	一六・〇×一六七・五	二一・〇×一〇・三	一六・三×九一・一	一六・三×三四・〇	一六・〇×一四六・五	一五・八×二四九・五	一六・一×九四・五	一六・〇×四七・二	二五・〇×八・一	一六・〇×一三四・五 (本紙)	一九・五×二六・〇 (包紙)	一五・七×八〇・〇 (本紙)	一九・七×二七・五 (包紙)	一六・〇×一三一・五 (本紙)	一五・五×四〇・五 (本紙)	一九・五×二七・五 (包紙)	一六・〇×一三一・五 (本紙)	一九・〇×二五・七 (包紙)	一五・五×七〇・〇 (本紙)	二一・〇×七・八	一五・五×五二・五 (本紙)	包紙は四〇一三と同一	一五・五×五二・五 (本紙)

付 録 資 料 編

番号	整理番号	標題(内容)	年代	西曆	点数	形態	採寸(単位はセンチメートル)	備考
72	四〇五三	前田綱紀書状(藪田五郎右衛門宛)			一枚・包紙一	折紙	三六・四×五〇・二(本紙) 二五・五×三五・〇(包紙)	加賀宰相、加賀藩主
71	四〇五二	徳川綱教書状(柳沢吉保宛)	元禄一六	一七〇三	一枚	切継紙	一九・五×一二・八・〇	紀伊中納言、紀伊藩主
70	―	包紙(四〇五二、四〇七五一括)			一枚	包紙	二九・〇×二一・五	
69	四〇五一	柳沢吉保書状目録(老中・寺社奉行・童華山・恵林寺宛)			一枚	切紙	一五・三×三七・九	
68	四〇五〇	柳沢保山書状(写、恵林寺東法和尚宛)			一枚	縦紙	二五・〇×三四・一	
67	四〇四九	松平美濃守願書(控、老中宛)			一枚	切紙	一七・〇×四三・九	
66	四〇四八	甲州童華山祠堂位牌列位図			一枚	縦紙	三一・〇×四三・三	
65	四〇四七	松平美濃守願書(控、公儀寺社奉行衆中宛)	宝永二	一七〇五	一枚	切継紙	二四・三×九一・〇	
64	四〇四六	松平美濃守書状(控)			一枚・封紙一	切紙	一六・三×三四・六/二四・二×一七・九	
63	四〇四五	松平保山書状(控、老中宛)	宝永七	一七一〇	一枚	切継紙	一七・〇×八七・七	
62	四〇四四	柳沢吉里朱印(控、柳沢吉里から永慶寺方丈宛)	宝永七	一七二〇	一枚	縦紙	三六・〇×四九・八	
61	四〇四三	柳沢保山書状(写、藪田市正宛)	宝永七	一七二〇	一枚	切継紙	一七・〇×一八・五	
60	四〇四二	永慶寺寺領寄附達状(控、柳沢保山から寺社奉行宛)	宝永七	一七二〇	一枚	縦紙	三五・七×四八・五	
59	―	包紙(四〇四二、四〇五一一括)			一枚	包紙	二一・三×七・八	
58	四〇四一	柳沢保山書状	正徳三	一七二三	一枚	切継紙	一七・三×一〇五・五	
57	四〇四〇	柳沢保山書状	正徳三	一七二三	一枚	切継紙	一六・〇×五六・六	
56	―	包紙(四〇四〇、四〇四二一括)			一枚	包紙	二〇・八×一・〇	
55	四〇三九	柳沢保山書状	正徳四	一七二四	一枚・包紙一	切継紙	一七・〇×七四・三/二五・三×八・八	
54	四〇三八	柳沢保山書状	正徳二	一七二二	一枚・包紙一	切継紙	一七・五×二一・二/九/二一・〇×一四・〇	
53	四〇三七	柳沢保山書状	正徳二	一七二二	一枚	切継紙	一六・三×六一・四	
52	四〇三六	山田新蔵書状(藪田阿波宛)	正徳二	一七二二	一枚・封紙一	切継紙	一五・九×一四九・二/二七・六×一三・〇	
51	―	包紙(四〇三六、四〇三七一括)			一枚	包紙	二二・〇×八・〇	
50	四〇三五	御仰書			一枚・包紙一	切継紙	一五・五×七一九・二/一九・七×七・六	
49	四〇三四	加増・役替案文			二枚	切紙	一六・七×一四・〇 一六・五×二八・〇	
48	四〇三三	柳沢吉保書状	正徳二	一七二二	二枚	切継紙	一五・八×一〇三・〇 一五・八×一九五・〇	

付 録 資料編

96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73
四〇七五	四〇七四	四〇七三	四〇七二	四〇七一	四〇七〇	四〇六九	四〇六八	一	四〇六七	四〇六六	四〇六五	四〇六四	四〇六三	四〇六二	四〇六一	一	四〇六〇	四〇五九	四〇五八	四〇五七	四〇五六	四〇五五	四〇五四
黒田直重書状(柳沢市正宛)	黒田直重書状(柳沢市正宛)	酒井忠孝書状	酒井忠孝書状(藪田五郎右衛門宛)	鍋島綱茂書状(柳沢吉保宛)	鍋島綱茂書状(柳沢吉保宛)	鍋島綱茂書状(柳沢吉保宛)	鍋島綱茂書状(柳沢吉保宛、花押あり)	包紙(四〇六八、四〇六九一括)	高野前中納言・柳原前大納言書状(写、松平紀伊守宛)	高野前中納言・柳原前大納言書状(写、松平紀伊守宛)	松平信庸書状(藪田五郎右衛門宛)	松平信庸書状	松平信庸口上(藪田五郎右衛門宛)	松平信庸書状(藪田五郎右衛門宛)	松平信庸書状(藪田五郎右衛門宛)	紙捻札(四〇六一、四〇六二一括)	松平信庸書状	酒井忠孝書状(柳沢市正宛)	酒井忠孝書状(甲斐守・奥さま宛)	酒井忠孝書状(藪田阿波宛)	酒井忠孝書状(柳沢市正宛)	酒井忠孝書状(柳沢市正宛)	酒井忠孝書状(藪田阿波宛)
一枚	一枚・封紙一	一枚	一枚	一枚・包紙一	一枚・包紙一	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	二枚	一枚	四枚	一枚・包紙一	一枚	一枚	一枚	一枚・封紙一	一枚・封紙一	一枚・封紙一	一枚・封紙一	一枚・封紙一	一枚・封紙一
切紙	切紙	切紙	折紙	折紙	折紙	切紙	折紙	包紙	切紙	折紙	切紙	折紙	切紙	折紙	折紙	札	切紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙
一六・四×四八・五	一六・四×四五・二 / 二〇・七×二八・〇	一七・三×三六・五	三二・五×四五・八	三二・七×四六・二 (本紙) 二七・七×四一・〇 (包紙)	三三・〇×四六・五 (本紙) 二八・〇×三九・五 (包紙)	一八・三×四九・五	三六・五×五〇・〇	三〇・〇×四〇・二	一六・五×三三・〇	三二・五×四五・二	一六・〇×四五・〇 (四〇六五―一) 一六・四×四六・〇 (四〇六五―二)	三三・〇×四六・〇	一六・四×三二・五 (口上) 一八・〇×二五・八 (ひもしさま) 一五・九×二〇・〇 (新勅撰) 一八・〇×二五・〇 (此目録)	三二・九×四六・〇 / 二五・〇×一七・〇	三三・七×四五・三	二二・五×三二・八	一六・五×三二・八	三一・六×四一・九 / 三二・六×二九・六	一五・四×一三・五 / 二七・八×三九・〇	三二・八×四六・三 / 二七・二×四〇・〇	三一・二×四一・七 / 二九・三×三二・八	三二・七×四五・八 / 二七・〇×三九・七	三二・五×四六・〇 / 二九・五×四一・九
黒田豊前守、沼田藩主	黒田豊前守、沼田藩主	酒井雅楽頭、前橋藩主	酒井雅楽頭、前橋藩主	松平信濃守、佐賀藩主	松平信濃守、佐賀藩主	松平信濃守、佐賀藩主	松平信濃守、佐賀藩主				松平紀伊守、篠山藩主	松平紀伊守、篠山藩主	松平紀伊守、篠山藩主	松平紀伊守、篠山藩主	松平紀伊守、篠山藩主	松平紀伊守、篠山藩主	松平紀伊守、篠山藩主	酒井勘解由、前橋藩主	酒井勘解由、前橋藩主	酒井勘解由、前橋藩主	酒井勘解由、前橋藩主	酒井勘解由、前橋藩主	

付 録 資 料 編

番号	整理番号	標題(内容)	年代	西曆	点数	形態	採寸(単位はセンチメートル)	備考
119	一	扁額「甘露味」	宝永五	一七〇八	一点	木製	四八・四×七六・二×八〇	柳沢吉保筆
118	八〇一六	甲府 藪田重守屋敷分間絵図			一鋪	絵図	六八・三×九三・一	
117	八〇一四	甲州道中絵図			一卷	卷子本	四六・〇×四七七・四	柳沢吉里 国入の際、作成か
116	八〇一〇	甲府城並家中屋敷割図			一幅	絵図(掛軸装)	一四六・〇×一四六・五(本紙)	藪田五郎 左衛門の屋敷表記あり
115	五〇〇六	保山様御意之次第并大久保加賀守様・黒田豊前守様・柳沢備前守様被仰聞候次第			一冊	縦帳	二八・五×二〇・八	
114	五〇〇五	永慶寺様御意并覚書次第不同			一冊	縦帳	二七・五×二〇・八	
113	五〇〇四	藪田五郎右衛門重守履歴			一冊・包紙一	縦帳	二七・〇×二八・八/三六・六×二四・〇	
112	五〇〇〇	(永慶寺に関する覚書)	享保三	一七二八	二冊・包紙一	縦帳	二八・八×二一・〇(五〇〇〇一) 二八・三×二一・〇(五〇〇〇一) 四一・五×二一・四(包紙)	
111	四〇八七	柳沢吉保庭訓(控、柳沢吉保から柳沢吉里宛)	元禄一五	一七〇二	一冊	縦帳	一九・〇×二三・七	
110	一	包紙(四〇八七、四〇九〇一括)			一枚	包紙	二四・〇×二二・三	
109	四〇八六	土左書状			一枚	切紙	二一・四×二九・七/二一・四×三〇・一	札紙あり
108	四〇八五	土左書状			一枚・包紙一	折紙	三一・三×四三・〇/三一・三×七・三	包紙は断簡
107	四〇八四	土左書状			一枚	折紙	三一・二×四三・一/三一・三×四三・二	
106	四〇八三	土左書状			一枚	切紙(綴)	一六・三×四六・〇	
105	四〇八二	土左書状			一枚	切紙(綴)	一六・三×四五・五	
104	四〇八一	土左書状			一枚・包紙一	折紙	三一・三×四三・〇/二七・五×四〇・〇	
103	一	包紙(四〇八一、四〇八六一括)			一枚	包紙	二六・七×四〇・二	
102	四〇八〇	浅利藤左衛門書状(川石見宛)			一枚	切紙	一六・〇×一一・三・九	
101	四〇七九	興入祝儀覚書(曾雌定子から祝園増子宛)	享保八	一七二三	一枚・包紙一	切紙	一六・四×八五・四/二三・〇×一六・九	
100	四〇七八	曾雌定子和歌消息			一枚	切紙	二〇・三×二八・九	
99	四〇七七	柳沢吉保書状(曾雌定子宛)			一枚	切紙	一五・四×九・九	
98	四〇七六	曾雌定子消息			一枚	切紙	二〇・〇×二八・二	
97	一	包紙(四〇七六、四〇七七一括)			一枚	包紙	二五・七×二三・九	

(註1) 大和郡山市教育委員会蔵「豊田家史料」は現在のところ目録化されていないが、山梨県立博物館が調査した古文書のうち、採寸まで終了した分を一覧にまとめた。
(註2) 本目録のうち、主な古文書の翻刻を別途掲載した。

主な古文書の翻刻

5 富士山宝永噴火山灰 包紙

（全体の包紙表）
 宝永四年ノひとの亥ノとしノむまノ中刻
 （全体の包紙裏）
 宝永四年ノひとの亥ノとし霜月廿三日ノむまノ中刻ぼんともしノ神なりも外なりまくりノかくのことくはいふり申す
 やふたくまノ助八才ノとし

（灰の包一）
 宝永四亥ノとしノ霜月廿三日ふり申候ノはい
 （灰の包二）
 亥霜月廿三日ノふり申候ノはい

22 柳沢吉保書状（一部抜粋）

一、山崎郷左衛門不宜候由、ノ沙汰いたし候、是ハ見合ノ月番ゆるし、ノ善右衛門・藤太夫・新右衛門ノなニニ申付候而可然由、ノ次ノ者ハ権太夫・阿ハ守ノ二而申付候、と存候、名倉孫右衛門ノ事殊外悪敷者ノ之由、申し候、使番ニ成共ノ元ノ目付へ成共、取次ニ成共いたし可然哉、ノ町奉行ハ大切成役ノと存候、孫右衛門をノ町奉行ニ申付、惣ノ家中之者事外ノ沙汰いたし候由、ノ及聞申候、とかくノ悪敷者ハ取かへくノ申付候が仕置ニ而候、ノ甲斐在国中、ノ左様事共宜様ニ申付、百姓町人ノ迄も諸事急度ノをそれ候様ニ有之ノ可然存候、権太夫・帯刀ノ申付、殊之外仕置ニ成候由、沙汰有之候、ノかつよすぎきびしノ過候共、物入中ニ候ノへハ、諸士并百姓ノ町人も目ヲさましノ候様ニいたし度ノ事ニ存候

41 柳沢吉保書状（一部抜粋）

昨日、又右衛門参候節、遣候書付ノ之通、尤ニ存候由、委曲返ノ答候

71

徳川綱教書状

趣、大慶本望不斜候、ノ我等申義故と申様ニ有之候而ノハ内心より打とけ不申候、ノ尤ニさへ存候ハ、真実よりノ此返事ニ申越候通ニ有之ノ度存候、甲州一国之国主ニ候へハ、家老四人計ニ而ノ肩をならへ候者も無ノ之程ニ有之候而ハ、其方ノ玄蕃迄打揃候内ハノ何之別条も有之間ノ敷候、以来、家老申付候而もノことくノ揃候人柄之ノ者ハ無之、筋目ヲ以、ノ先ハ家老ニハ申付候ニ而ノ可有之候、左様成節ニ至、ノ年寄共ニ不残能者ノ揃候と申事は難儀、ノ面々之くせも可有之候ノへ共、五六人も有之候ノへハ、惣押ニ而家老ノ共連々替り候而もノ指つかへ候事有之間ノ敷候、とかく能そろひ候ノ人と申事ハまれ成ノ事ニ候、大体さへ能ノ候へハ、年数勤候者ハノ其切ニ而諸事仕置ノ等も引付をいたし候故、ノ家老三四人、年寄ノ五六人水魚のことくノ萬事むつましく申合、用向勤候へハ、家丈ノ夫ニ而、千神万歳共成度ノ事ニ存候、此外能ノ折柄ニ候間、とくとノ改申付、二月三月ノ過候へハ留守ニ成候間、ノ只今より諸事格ノ定置候ハ、安堵とノ存候

（端裏付箋）「紀伊中納言様ヨリ永慶寺様江之御手紙」

公方様益御機嫌ノ能被成御座目出度ノ御事奉存候、然者ノ今日ノ一位様被為ノ入表座出ノ被遊、御出緩々被成ノ御座、殊度々ノ御目見仕、御手自ノ御熨斗鮑御印籠ノ頂戴、御名工被下置、ノ其上品々拝領物被ノ仰付、対山并母江もノ色々被下置、松平ノ左京大夫、同内蔵頭、ノ同主税頭、同山城守へもノ拝領物被ノ仰付、内蔵頭、ノ主税頭へ者、御内々ニ而ノ御印籠被下置、寔ノ御懇之御事共不存ノ寄候儀、忝好合奉ノ存候、御礼之儀可然様ニノ何分にも頼入存候、ノ且又対山并母屋敷之ノ庭へも被為ノ成、忝儀ニノ奉存候、御礼之儀宜ノ様ニ頼入存候、御懇之ノ御儀

共、母へも早速／申聞遣候、於紀州／対山承二候ハ、嘸忝／可奉存候、及晩景候故／任御差図明朝御礼／相勤可申候得共／帰御已後之御機嫌／猶以相伺申度、旁如／此候、以上

三月廿六日 紀伊中納言

松平美濃守殿

尚以先頃より段々／御差図共に今日ハ／万端首尾好相濟、／諸事御取持之段／誠忝存候、嘸御草臥与／察入候、兎角明日御礼／可申達候、已上

72 前田綱紀書状

(包紙ウハ書)「御筆老通／松平加賀守様ヨリ之御書一通」

猶以書付被返下被入／御念御事候、以上

家来方迄預示令致聞候、／先刻以来御手前迄申入候趣／美濃守殿江被相達候処、／委細思召之段蒙仰渡承知候、／左候ハ、任御指図但馬守殿江／承合可申候、此由可然様／頼入存候、以上

四月十四日 加賀宰相

數田五郎右衛門殿

81 松平信庸書状

今度妻相果候儀被為聴御／懇意被仰下、拙者朦氣御尋／子とも事迄蒙仰、殊更氷砂糖／一器被懸尊慮、遠境被思／召附候段、忝次第御礼可申様／無之候、何分二も可然御申上／頼入存候、恐惶謹言

松平紀伊守

五月十九日 信庸(花押)
數田五郎右衛門様

91 鍋島綱茂書状

(包紙ウハ書)「松平美濃守様 松平信濃守」

御口上書之趣拜／見仕候、弥御堅固／御勤仕珍重奉存候、／如被仰聞候、私儀今般／首尾好在所へ之／御暇被下置、其上／種々拜領之、長崎／御番も不相易被／仰付有難次第奉存候、／今日御当地罷立申／儀御座候、然者目錄／之通表寸志進／覽仕候処、頃日駒込御／下屋敷御庭之御／物數寄二被仰付候由／幸至極奉存候、誠／御精勤之御休息／半、以御自筆被／示下御厚恵候／義、別而忝次第奉／存候、猶重而可申／上候、以上

三月五日 松平信濃守

松平美濃守様

93 酒井忠挙書状

猶々各二も毎日／被相越御大義候、御手前二ハ／別而心入候由忝満足／申候、無滞相仕廻、我等／大慶察可被申候

一筆令啓入候、然者／今度槌疱瘡相煩／候之処、出羽守殿度々／御見廻被成、何かと療用／之義、御懇被得候、其上／各被附置、且又品々／被懸御意、誠厚キ御心入／之段、忝仕合一々御礼／難申聞候、右之御礼二北爪彈藏ヲ以申上候、／忝かり候段、宜被申上候、猶口上相含候、恐々謹言

酒雅染頭

五月廿七日(花押)

數田五郎右衛門殿

参

執筆分担

調査・研究の経緯と方針	西川広平
第一部 柳沢吉保の肖像について	
第一章 画像の調査と考察	西川広平
第二章 彫像の調査と考察	近藤暁子
第二部 吉保の由緒について	
第三章 柳沢家系図の調査と考察	西川広平
第四章 吉保による武田家遺制の継承	西川広平
第三部 永慶寺について	
第五章 永慶寺什物の調査	西川広平
	近藤暁子
第六章 永慶寺の創建と郡山移転	西川広平
付録 資料編	西川広平

謝辞

本調査・研究の実施にあたり、次の方々にも多大なるお力添えを賜りました。深く感謝申し上げます。

井澤英理子
田代孝
平出真宣
福留真紀
柳澤保徳
山川均
一蓮寺
永慶寺
恵林寺
公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会
公益財団法人武田信玄公宝物保存会
甲州市教育委員会
甲州市教育委員会
常光寺
大和郡山市教育委員会

(敬称略・五十音順)

山梨県立博物館 調査・研究報告 11

柳沢吉保の由緒と肖像

〔大和郡山市所在 柳沢家関係資料に関する研究〕報告書

平成二十七年三月二十七日発行

編集・発行 山梨県立博物館

電話 〇五五―二六一―二六三一

〒四〇六―〇八〇―一

山梨県笛吹市御坂町成田一五〇二―一

印刷・製本 株式会社 島田プロセス

無断転載・複製を禁じます。

